

令和3年度

事業計画書

屋久島町

## 目 次

### 【 一 般 会 計 】

総 務 課	・・・・・・・・・・	1
政 策 推 進 課	・・・・・・・・・・	4
観 光 ま ち づ くり 課	・・・・・・・・・・	16
町 民 課	・・・・・・・・・・	34
福 祉 支 援 課	・・・・・・・・・・	37
健 康 長 寿 課	・・・・・・・・・・	40
生 活 環 境 課	・・・・・・・・・・	49
産 業 振 興 課	・・・・・・・・・・	57
建 設 課	・・・・・・・・・・	63
地 域 住 民 課	・・・・・・・・・・	67
議 会 事 務 局	・・・・・・・・・・	68
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	・・・・・・・・・・	71
監 査 委 員 事 務 局	・・・・・・・・・・	72
農 業 委 員 会 事 務 局	・・・・・・・・・・	75
教 育 総 務 課	・・・・・・・・・・	77
社 会 教 育 課	・・・・・・・・・・	86

### 【 特 別 会 計 】

上 水 道 事 業	・・・・・・・・・・	91
簡 易 水 道 事 業	・・・・・・・・・・	93
国 民 健 康 保 険 事 業	・・・・・・・・・・	94
介 護 保 険 事 業	・・・・・・・・・・	99
診 療 所 事 業	・・・・・・・・・・	104
農 業 集 落 排 水 事 業	・・・・・・・・・・	105
船 舶 事 業	・・・・・・・・・・	106
電 気 事 業	・・・・・・・・・・	107
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	・・・・・・・・・・	109

# 【 総 務 課 】

## はじめに

全国の市町村を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の更なる進行、大規模自然災害の頻発、第4次産業革命の到来など、引き続き大きく変化し、地域社会の課題は多様化している。

そうした中で、住民に一番近い、私ども地方行政の果たす役割はますます大きくなっており、将来を的確に見据えた運営が求められる。

コロナ禍による新たな生活様式を取り入れた新しい時代の中、行政と地域の協働がこれまで以上に重要となる中、発想を膨らませ、さまざまな企画と実行、仕掛けをもって人を引き付け、島全体が潤う、儲けられる仕組みを構築し、そして時代を担う後世に繋ぐ、そんな思いを追求していくものとする。

また、本町の町政発展の目標と道筋をとりまとめた第二次振興計画を柱としながら、これまで以上に現場感覚を重視し、地域からのイニシアティブ、いわゆる提案を尊重し、関係者と情報共有し、的確な分析と長期的な立案能力を備え、ともに行動することで一つの提案の実現に近づけるよう努める。

足元の「新型コロナ」対策を優先させながらになるが、時代の変化に臨機応変に対応し、地域の活性化、住民福祉の向上、暮らしの安全安心の確保、行政デジタル化の推進など、多種多様な課題に対応していくことができるよう、全力で取り組んでいく。

## 1 行政運営

### 1 行政運営

新庁舎、新行政組織機構への体制移行により、新たな行政拠点に多くの職員が集結し、各所管の状況が容易に把握できるようになったが、組織機構の改革が当初の目的を果たしている状況であるかを検証し、調整を要する点については、より効果的な人事配置等を行い事務事業の効率化を図るとともに適正な定員管理に努める。

また、国が推進する働き方改革の一環として職員の超過勤務の抑制を始めとする職場環境の充実に努めることとする。

令和2年度から運用を開始した「会計年度任用職員制度」は、国が示したマニュアルに基づいて職員の共通認識を深め、全体の状況を把握しながら一元的な非常勤の職種の整理が完了し運用を開始した。給与・報酬・社会保険等の事務効率を更に高めながら、非常勤職員を含めた全職員について、人事評価制度の運用により“任用、給与、分限その他の人事管理”の基礎として適正な人事管理を図る。

## 2 文書広報

町報「やくしま」と町ホームページが、「見る人を引き付け、誰からも愛され、楽しめる」をコンセプトに、取材活動を積極的に行うとともに、更なる構成の充実に努める。

また、データの随時更新による最新情報の提供に努める。

### 3 電算管理

令和元年度から実施してきた「超高速ブロードバンド整備」については、高度無線環境整備推進事業の補助メニューを活用し、民設民営方式により令和2年度の第2期工程を以て屋久島島内の敷設整備が完了した。口永良部島については令和3年度以降、島内及び海底における光ファイバーケーブルの敷設を開始する。

なお、敷設整備完了地区は順次、超高速ブロードバンドを活用し、町民はもとより観光客・インバウンド対応等に活用可能な事業を推進する。

個人情報保護はもとより、セキュリティ強化と電子自治体構築に向け、機器の管理や情報ネットワークの安定稼働に努め、住民の情報資産保護のため、より一層の情報漏洩防止強靱化対策に努めていく。

### 4 防災・減災事業

火災発生における消火活動はもとより、台風、集中豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、更には事故や災害における救出活動など、あらゆる災害・事故に対処するため、常備消防・非常備消防と地域住民が一体となった消防防災体制の充実を図る。

#### (1) 消防活動

- ① 消防団員の消防に対する能力・技術のスキルアップを図るため、研修会を実施し、県消防学校教育研修課程へ積極的に派遣する。
- ② 少子高齢化や地域連帯意識の希薄化が進む中、消防組織の維持と将来を見据えた充実強化を図る。
- ③ 消防団山岳捜索隊・水難救助隊の訓練を行い、更なるスキルアップを図る。  
また、町操法大会を開催するとともに、熊毛支部操法大会及び操法研修に参加し、消防団員の消防技術向上を図る。

#### (2) 防災活動

近年、大規模地震の発生や、局地的な集中豪雨による土砂災害の発生など日本全国で自然災害による甚大な被害が発生し、本町においても、相次ぐ台風の襲来や集中豪雨により、町内各地で様々な被害が発生している。

また、口永良部島新岳の噴火警戒レベルは『2』に引下げられたが、今後も噴火や火砕流が発生する可能性があるため、継続して警戒が必要な状況にある。

災害を未然に防止・軽減するには、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る」という高い意識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要であることから、『屋久島町災害ハザードマップ』を作成し全戸配布することで、各個人の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織と連携し災害に強い町づくりを推進する。

### (3) 消防防災施設整備

- ① 消防資機材の整備として、非常備消防【消防団本部】指令車1台、【春牧班】の消防ポンプ車1台、【平野班】の小型消防ポンプ付普通積載車1台を更新し消防力の強化を図る。
- ② 消防水利の整備として、中間地区に防火水槽1基を新設し、その他、既設の防火水槽や消火栓等についても点検及び設備の改修を進める。  
また、各消防分団や集落からの要望により、消火栓の新設及び消防ホースの更新等を実施し、消防設備の更なる充実を図る。
- ③ 防災行政無線のデジタル化により設備の充実が図られたが、災害時において情報伝達に支障が生じないように、定期的な保守点検、関係職員の動作確認の徹底を行う。  
また、防災行政無線のデジタル化に合わせ、各家庭に戸別受信機の設置を完了しているが、現在も故障による交換、新築や転居等に伴う新設等が多い状況にある。現在、受信機の在庫が残り僅かになっており、今後、住民からの交換等の要望に迅速に応えることが困難になることが予想されるため、戸別受信機を追加購入し安定的な防災情報伝達体制の確立を図る。

## 5 交通安全対策

屋久島警察署や関係機関と連携し、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を促進するなど、町民に広く交通安全思想の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐため交通安全対策として次の事業を行う。

- ① 各季に交通安全運動を実施するとともに、年間を通じて広報活動を行い、町民の交通安全に対する意識高揚に努める。
- ② 警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会等関係機関と連携し、各種実技指導等を開催し交通安全教育の指導を徹底する。
- ③ 飲酒運転の撲滅や若者の運転マナー、シートベルト着用の徹底強化に努める。
- ④ 高齢者の交通事故を抑止するため、鹿児島県が行う巡回交通安全教室等を利用し、高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努める。
- ⑤ 関係機関と町内各地の道路診断や危険箇所の点検を行い、カーブミラーを設置、交換するなど交通安全施設の充実を図る。
- ⑥ 交通事故に遭遇した際の補償のため、交通災害共済の加入促進を図る。
- ⑦ 町内小学校新入学児童の登下校時の交通安全を図るため、黄色帽子及び黄色ランドセルカバーを配布する。

## 6 空港管理及び気象観測業務

鹿児島県から受託する屋久島空港管理業務及び福岡管区気象台から受託する航空気象観測業務を適正に行う。

## 【 政策推進課 】

屋久島町では、「新町まちづくり基本計画」を基に、平成22年3月に平成30年度までの「第一次屋久島町振興計画」を策定し、計画に基づき合併後の町政を運営してきた。

その後、第一次振興計画を振り返り「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を新たな10年間の重点目標として設定し、まちづくりミーティング等を開催して「第二次屋久島町振興計画」を令和元年9月に策定した。

今後は、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を推進し、客観的な効果検証を実施する体制を構築していく。

また、新たな人口動向分析に基づく、「屋久島町人口ビジョン」及び「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを令和2年3月に行った。

平成29年度から10年間の時限立法として、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（有人国境離島特措法）が施行され、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」が創設され、①離島住民向け航路・航空路運賃の低廉化②物資輸送コストの低廉化③滞在型観光促進④雇用機会の拡充に向けた設備投資や運転資金への支援事業に各課連携して取り組んでいる。

航路・航空路の運賃低廉化は、昨年度から準住民の対象が拡大され、住民及び準住民として町外に居住している22歳以下の児童・生徒等（島民が扶養している者に限る）も含まれたが、引き続き、費用負担の軽減を図る目的で航路及び航空路の料金低廉化に取り組む。

また、沖縄・奄美群島からの新たな入込客と交流人口の増加を促進する取組みとして、平成30度から実施しているマルエーフェリー「フェリー波之上」の沖縄・奄美・鹿児島航路の屋久島宮之浦港寄港を今年度も継続することで、世界自然遺産に登録される予定の奄美地域との連携を深め、世界自然遺産地域めぐりの観光など、減少傾向にある入込客数の増加策として取り組む。

なお、空路については、環境影響調査を実施中であるが、屋久島空港ジェット化の事業採択に向け、国・県・関係機関との更なる連携を図りたい。

政策推進課において、本年度実施する主な事業は次のとおり。

○保有資産の適正な維持管理を図るため、除草作業等により町有地を良好に管理するとともに、春田定住促進団地分譲地の販売促進や未利用資産等の有効活用を推進する。また、公共施設等を取り巻く状況や将来の見通し、課題等を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等に係る計画を管理するため、屋久島町公共施設等総合管理計画の見直しを行い、将来に渡る公共施設等の最適な配置による財政負担の軽減・平準化を図る。

○旧宮之浦支所跡地の有効活用を図るため、老朽化の激しい建物の解体撤去を行う。旧尾之間支所庁舎は、耐震診断の結果、耐震性能が十分に確保されておらず、さらに建物や設備の劣化による外壁等の崩落の危険性もあるなど、利活用を図るには、耐震補強や大規模な改修が必要であり、安心安全な環境、施設に必要な機能や経費負担等を考慮の上、将来の複合的な施設整備も視野に、長期的な視点で旧尾之間支所跡地の有効活用を進めるため、令和4年度の施設除却に向けて解体設計に着手する。

また、本庁の円滑な行政運営を図るため、安全で快適な庁舎機能の保全に努めるとともに、適正な維持管理により庁舎の利用者に対し安全で快適な施設環境を提供する。

○各課が保有する建物の災害保険や公用車の損害保険について、一括して全国自治協会共済事業へ加入し、共済掛金の支払いと適正な共済加入を進めるとともに、公用車の適正な維持管理により、安全

で効率的な運用の確保を図る。

○加速する人口減少・少子高齢化に対応する今後10年間の「第二次屋久島町振興計画」や、同時に見直しを行い改定した「屋久島町人口ビジョン」及び「屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進する。

○小杉谷閉村50周年となることから、屋久島森林管理署等との共催による記念式典の開催及び小杉谷・石塚集落跡保全活用検討委員会での議論を基に今後の利活用ビジョンを策定する。

○利用しやすい港湾・空港を目指し、各種勉強会を関係機関と行い、クルーズ船対応の港湾施設の整備と屋久島空港ジェット化の早期事業化に向け、県・国との連携を強化して取組む。

以下、費目ごとの主な内容と予算額については、次のとおりです。

<b>① 財産管理経費</b>		
・旧一湊中体育館解体設計業務	委託料	3,600千円
・旧尾之間支所庁舎解体設計業務	委託料	14,000千円
・公有物件共済事業	役務費等	15,483千円
・宮之浦出張所非常用電源・浄化槽整備	工事請負費	15,000千円
・旧宮之浦支所関連施設解体	工事請負費	102,000千円
・旧春牧1号住宅解体	工事請負費	2,307千円
・公用車購入（軽2台、普1台予定）	備品購入費	7,000千円
<b>② 企画経費</b>		
・屋久島町総合戦略推進会議（1回）	報酬・費用弁償	125千円
・小杉谷・石塚集落跡保全活用検討委員会（5回）	報償・費用弁償	994千円
・地域みらい留学ネットワーク事業	旅費・負担金	1,360千円
・屋久島空港利用促進協議会	負担金	580千円
・全国離島交流野球大会（中学生対象：香川県小豆島）	負担金	2,250千円
・航路・航空路運賃低廉化事業	負担金	51,858千円
・奄美・沖縄－屋久島を結ぶ航路支援事業	補助金	2,625千円
・町外高校生受入支援金	補助金	2,040千円
<b>③ 統計調査経費</b>		
・経済センサスー活動調査経費	調査員報酬等	1,501千円

## ○財政運営について

令和3年度予算は、老朽化や耐用年数超過に伴う大規模な施設の更新・除却等があることから、引き続き徹底した歳出削減と、町税の徴収強化をはじめとする自主財源の確保を課題として予算編成に取り組んだ。

しかしながら、2カ年に渡った光ファイバーケーブルの敷設事業をはじめ、香附子団地の機能性向上事業、図書システムの導入事業等は終了したものの、岳南中学校大規模改修事業や旧宮之浦支所関連施設解体事業、学校遊具更新事業等により、一般会計当初予算総額は10,123,000千円と、前年度から178,000千円の増額（対前年度比1.8%増）となった。また、スクールバスの運行見直しや社会福祉に係る扶助費の増などにより、財政調整基金を303,553千円（同93,667千円減）繰入れての編成となった。

歳出の主な増減要因を性質別にみると、物件費の増（+203,398千円：対前年度比+9.3%）については、旧宮之浦支所関連施設解体事業や老朽化した町営住宅・教員住宅の解体事業が挙げられる。また、屋久島町だいき寄付金の予算増に併せて返礼品に係る手数料の増も影響している。普通建設事業費の減（▲194,653千円：同▲15.8%）については、光ファイバーケーブル敷設事業の事業費減により204,000千円減ったことが大きく、安房地区排水路整備事業、宮之浦循環線湯川橋補修事業、野首団地改修事業等の増額分を上回り、前年度と比べ大幅減となった。補助費の増（+143,580千円：同+9.7%）については、戦略産品輸送支援の品目が増加したことや公営企業に対する補助金が増えたことによる。その他、障害者自立支援給付費の増などで扶助費（+36,217千円：同+2.1%）が増加している。

次に目的別だが、岳南中学校大規模改修事業やスクールバス運行事業による教育費の増（+149,020千円：対前年度比▲16.6%）、光ファイバーケーブル敷設負担金が減となった総務費の減額（▲128,394千円：同比▲8.1%）、公債費の減（▲70,557千円：同▲5.3%）等の影響が大きく見られる。また、民生費については相変わらず増額傾向（+29,303千円：同+1.1%）にあり、扶助費の伸びは止まることがない。

一方、歳入では、町債の増が110,300千円（対前年度比+13.1%）となった。これは公有施設除却に伴う合併特例債（+91,000千円）の増のほか、志戸子地区公民館改修事業や宮之浦出張所非常電源整備事業等に係る緊急防災・減災事業債の増（+40,500千円）、臨時財政対策債の増などによる。繰入金金の減128,889千円（同▲16.7%）については、だいき基金繰入金の増等もあるが、財源不足に伴う財政調整基金繰入金を昨年度より抑制した影響が大きい。このほか、障害者自立支援給付費負担金や離島活性化交付金等による国庫支出金の増109,848千円（同+9.4%）などが要因として挙げられる。

自主財源比率は前年度より1.7ポイント減の25.0%となったが、過疎対策事業債や合併推進事業債等の町債が増額となったことや、繰入金金の減が要因となっている。

特別会計については、一般会計からの繰出金・補助金は前年度と比較し31,739千円増となった。主な会計の特徴を挙げる。

上水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計については、令和2年度から地方公営企業法の財務適用を行っているが、一般会計からの補助金に頼った経営となっているため、独立採算を目指し、使用料の値上げや更なる事業効率化を図り、歳出見直しをするなど、自立した健全な事業経営が求められる。

簡易水道事業については、昨年度に口永良部島地区簡易水道施設整備事業が終了したことにより、当面は通常の管理・運営のみが行われる。

国民健康保険事業については、平成30年度からの制度変更により鹿児島県と一体となった運営体系になっており、今後も保険税収と医療給付のバランスを注視し、適切な税率改正など安定運営のための取組が求められる。

介護保険事業は、第7期介護保険事業計画の4年目であり、今年度は第8期の計画策定年度となる。保険給付が右肩上がり増加しており、介護予防への取組強化が求められる。

診療所事業は、運営の基となる診療収入の増加が見込めないことから厳しい予算見積となり、一般会計からの繰入金を可能な限り抑制したものとなっているが、結果としては前年度を上回る繰入額

となった。

船舶事業は、航路改善計画に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、完成した新船による適切な運用を行っていく。

最後に、令和3年度はアフターコロナ、ウィズコロナの社会的情勢を見極めつつ、令和2年度の国勢調査結果を踏まえた普通交付税の財政規模としての歳出削減策を講じるなど、中長期的な視野を持った行財政改革に取り組んでいく。また、公共施設適正管理のため、公共施設等個別施設計画を基に施設の長寿命化・更新・除却を進めていくとともに、地方公会計で作成した統一的な基準による財務諸表を活用し、町の資産・負債や傾向などの分析を進め、財政負担の軽減・平準化を目指していきたい。

令和3年度一般会計当初予算案（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	R2年度	構成比	R2年度	増減額	増減率
自 主 財 源	2,529,498	25.0	2,651,351	△ 121,853	△ 4.6
町 税	1,267,891	12.5	1,264,448	3,443	0.3
分 担 金 及 び 負 担 金	24,363	0.2	25,254	△ 891	△ 3.5
使 用 料 及 び 手 数 料	170,772	1.7	178,405	△ 7,633	△ 4.3
財 産 収 入	93,213	0.9	98,854	△ 5,641	△ 5.7
寄 附 金	236,000	2.3	213,000	23,000	10.8
繰 入 金	644,795	6.4	769,684	△ 124,889	△ 16.2
繰 越 金	10,000	0.1	10,000	0	0.0
諸 収 入	82,464	0.8	91,706	△ 9,242	△ 10.1
依 存 財 源	7,593,502	75.0	7,293,649	299,853	4.1
地 方 譲 与 税	95,432	0.9	84,813	10,619	12.5
利 子 割 交 付 金	1,073	0.0	1,526	△ 453	△ 29.7
配 当 割 交 付 金	1,640	0.0	1,854	△ 214	△ 11.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	896	0.0	2,350	△ 1,454	△ 61.9
法 人 事 業 税 割 交 付 金	8,941	0.1	4,510	4,431	98.2
地 方 消 費 税 交 付 金	258,745	2.6	198,980	59,765	30.0
環 境 性 能 割 交 付 金	1,800	0.0	3,000	△ 1,200	△ 40.0
地 方 特 例 交 付 金	3,980	0.0	2,948	1,032	35.0
地 方 交 付 税	4,135,000	40.8	4,180,000	△ 45,000	△ 1.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,535	0.0	1,639	△ 104	△ 6.3
国 庫 支 出 金	1,277,674	12.6	1,167,826	109,848	9.4
県 支 出 金	855,886	8.5	803,603	52,283	6.5
町 債	950,900	9.4	840,600	110,300	13.1
歳 入 合 計	10,123,000	100.0	9,945,000	178,000	1.8

令和3年度一般会計当初予算案（歳出）

（単位：千円、％）

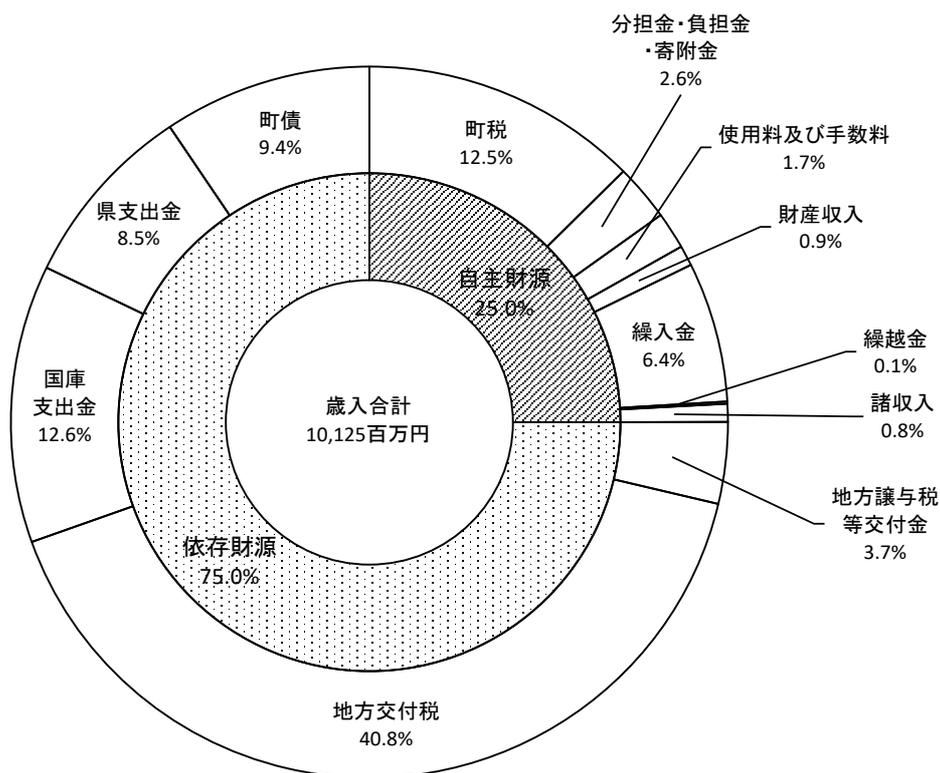
区 分	R3年度	構成比	R2年度	増減額	増減率
議 会 費	105,018	1.0	109,352	△ 4,334	△ 4.0
総 務 費	1,447,125	14.3	1,575,519	△ 128,394	△ 8.1
民 生 費	2,682,210	26.5	2,652,907	29,303	1.1
衛 生 費	1,352,235	13.4	1,305,200	47,035	3.6
労 働 費	26	0.0	17	9	52.9
農 林 水 産 業 費	836,538	8.3	808,291	28,247	3.5
商 工 費	304,186	3.0	294,335	9,851	3.3
土 木 費	539,080	5.3	508,293	30,787	6.1
消 防 費	456,953	4.5	429,613	27,340	6.4
教 育 費	1,049,093	10.4	900,073	149,020	16.6
災 害 復 旧 費	40,780	0.4	0	40,780	#DIV/0!
公 債 費	1,251,131	12.4	1,321,688	△ 70,557	△ 5.3
諸 支 出 金	53,281	0.5	34,564	18,717	54.2
予 備 費	5,344	0.1	5,148	196	3.8
歳 出 合 計	10,123,000	100.0	9,945,000	178,000	1.8

令和3年度一般会計当初予算案（歳出）

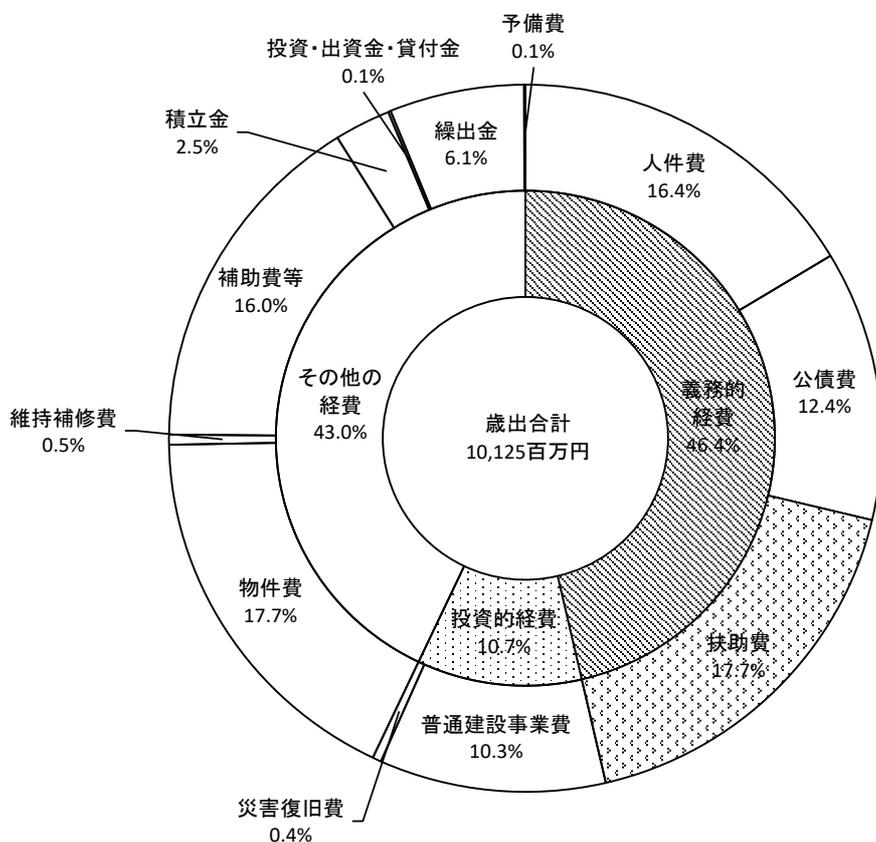
（単位：千円、％）

区 分	R3年度	構成比	R2年度	増減額	増減率
義 務 的 経 費	4,695,271	46.4	4,732,633	△ 37,362	△ 0.8
人 件 費	1,656,670	16.4	1,659,692	△ 3,022	△ 0.2
公 債 費	1,251,131	12.4	1,321,688	△ 70,557	△ 5.3
扶 助 費	1,787,470	17.7	1,751,253	36,217	2.1
投 資 的 経 費	1,079,494	10.7	1,233,367	△ 153,873	△ 12.5
普 通 建 設 事 業 費	1,038,714	10.3	1,233,367	△ 194,653	△ 15.8
災 害 復 旧 費	40,780	0.4	0	40,780	#DIV/0!
そ の 他 の 経 費	4,348,235	43.0	3,979,000	369,235	9.3
物 件 費	1,788,355	17.7	1,584,957	203,398	12.8
維 持 補 修 費	46,049	0.5	48,573	△ 2,524	△ 5.2
補 助 費 等	1,619,721	16.0	1,476,141	143,580	9.7
積 立 金	257,278	2.5	224,117	33,161	14.8
投 資 及 び 出 資 金	0	0.0	0	0	#DIV/0!
貸 付 金	12,000	0.1	14,252	△ 2,252	△ 15.8
繰 出 金	619,488	6.1	625,812	△ 6,324	△ 1.0
予 備 費	5,344	0.1	5,148	196	3.8
歳 出 合 計	10,123,000	100.0	9,945,000	178,000	1.8

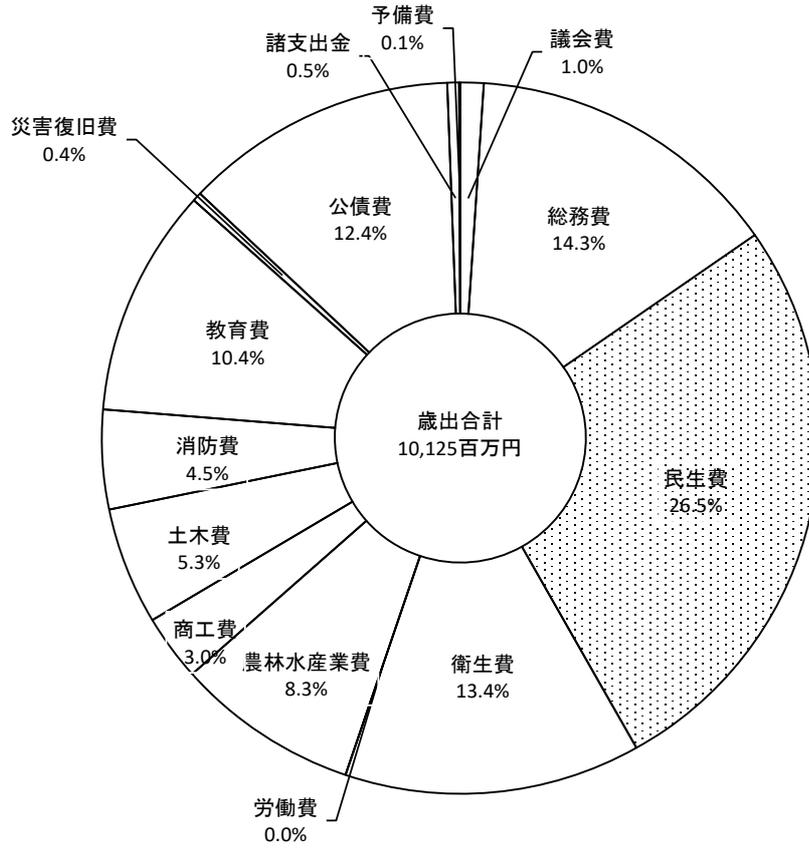
## 令和3年度一般会計歳入予算案



## 令和3年度一般会計歳出予算案(性質別)



# 令和3年度一般会計歳出予算案(目的別)



令和3年度予算における入湯税の充当状況

(歳入)  
入湯税 3,319 千円

(歳出)  
環境衛生施設、消防施設、観光施設、観光振興に要する経費 231,234 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	入湯税	その他	
環境衛生施設の整備	屋久島クリーンサポートセンター設備等修繕	28,525				921	27,604
	屋久島クリーンセンター設備等修繕	42,000				1,356	40,644
	ごみ処理施設整備事業	56,479	3,600	40,400		403	12,076
	小計	127,004	3,600	40,400		2,679	80,325
消防施設の整備	消防車両購入事業	38,400		38,400			
	防火水槽設置事業	8,000		8,000			
	消防施設・水利修繕（消防車両除く）	1,500				48	1,452
	消火栓設置事業	1,050				34	1,016
小計	48,950		46,400		82	2,468	
観光施設の整備	山河公園遊具整備事業	10,000			10,000		
	各観光施設修繕	1,300				42	1,258
	屋久杉自然館設備等修繕	9,248				298	8,950
	小計	20,548			10,000	340	10,208
観光振興経費	インバウンド事業	4,218				136	4,082
	観光パンフレット作成（増刷）	14,006	7,003		7,000	0	3
	大型クルーズ船歓迎事業	200				6	194
	サイクリング屋久島負担金	500				16	484
	屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500				16	484
	外国人向け観光PR事業	10,000	5,000		5,000		
	観光誘致促進補助金	500				16	484
	訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金	4,000			4,000		
	広域観光連携事業負担金	808				26	782
小計	34,732	12,003		16,000	217	6,512	
合計	231,234	15,603	86,800	26,000	3,319	99,512	

令和3年度予算における社会保障財源交付金（引上げ分の地方消費税交付金）の充当状況

(歳入)

社会保障財源交付金（引上げ分地方消費税交付金） 144,719 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 2,335,799 千円

(※事務費、職員人件費は除く)

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	町債	その他	社会保障財源 交付金	その他
障害者福祉事業	435,572	315,280			19,943	100,349
特別障害児手当給付費	1,071	803			44	224
移動支援事業	960	720			40	200
障害者等相談支援事業	7,555				1,253	6,302
身体障害者日常生活用具給付金	2,500	1,875			104	521
障害者支援費	416,328	306,514			18,206	91,608
障害者措置費	3,220	2,415			133	672
特別障害者手当等給付費	3,938	2,953			163	822
高齢者福祉事業	360				60	300
高齢者保護措置費	360				60	300
児童福祉事業	900,124	600,394	15,500	10,486	45,383	228,361
児童手当	210,870	154,812			9,294	46,764
児童扶養手当	75,000	25,000			8,289	41,711
児童入所施設措置費	18,000	13,500			746	3,754
子どものための教育・保育給付（保育所園運営費）	551,864	388,801		10,486	25,295	127,282
子ども育てのための施設等利用給付費	5,259	3,943			218	1,098
特別保育事業	9,070	6,046			501	2,523
放課後児童健全育成事業	12,208	8,292			649	3,267
準要保護児童生徒援助費助成金	17,853		15,500		390	1,963
母子福祉事業	16,815	1,418		295	2,504	12,598
乳幼児健診・乳児検診	285				47	238
妊婦・乳幼児健診	10,241				1,698	8,543
母子集団検診	693				115	578
乳幼児精密健康診査	45				7	38
乳幼児歯科健診	585				97	488
新生児聴覚検査	255				42	213
産婦健康診査	810	405			67	338
産後ケア事業	2,321	1,013		295	168	845
妊婦健診補助金	750				124	626
不妊治療旅費補助金	700				116	584
新生児聴覚検査費補助金	30				5	25
産婦健康診査補助金	100				17	83
生活保護扶助事業	380,000	284,550			15,824	79,626
生活保護扶助費	380,000	284,550			15,824	79,626
小計	1,732,871	1,201,642	15,500	10,781	83,713	421,235

社会 保 険	国民健康保険事業	153,362	100,764			8,720	43,878
	国民健康保険事業特別会計繰出金（保険基盤安定：保険料軽減分）	96,736	72,552			4,009	20,175
	”（保険基盤安定：保険者支援分）	37,617	28,212			1,559	7,846
	”（出産育児一時金分）	5,600				928	4,672
	”（財政安定化支援分）	13,409				2,223	11,186
	介護保険事業	205,645	25,882			29,802	149,961
	介護保険事業特別会計繰出金（介護給付分）	161,311				26,743	134,568
	”（保険料軽減分）	32,398	25,882			1,080	5,436
	”（地域支援事業分）	11,936				1,979	9,957
	後期高齢者医療事業	60,741	45,555			2,518	12,668
後期高齢者医療事業特別会計繰出金（保険基盤安定分）	60,741	45,555			2,518	12,668	
小 計	419,748	172,201			41,040	206,507	
保 健 衛 生	医療施策事業	106,280	53,910	500		8,599	43,271
	ひとり親医療費助成金	6,000	3,000			497	2,503
	更生医療給付費	30,000	23,000			1,160	5,840
	療養介護医療給付費	5,760	4,430			220	1,110
	育成医療給付費	540	420			20	100
	重度心身障害者医療費助成金	37,800	18,900			3,133	15,767
	臓器機能障害者旅費助成金	900		500		66	334
	乳幼児医療費助成金	25,280	4,160			3,501	17,619
	準要保護児童生徒医療費助成金						
	感染症その他の疾病予防対策事業	24,358				4,038	20,320
	結核健診	1,598				265	1,333
	各種予防接種	22,760				3,773	18,987
	健康増進事業	23,098	709		7,627	2,447	12,315
	各種検診	21,662	577		7,627	2,231	11,227
	児童耳鼻咽喉科検診	732				121	611
	児童各種検診	394	60			55	279
	生徒各種検診	310	72			39	199
診療所事業	29,444				4,881	24,563	
診療所事業特別会計繰出金（施設維持管理経費を除く）	29,444				4,881	24,563	
小 計	183,180	54,619	500	7,627	19,966	100,468	
合 計	2,335,799	1,428,462	16,000	18,408	144,719	728,210	

## 【観光まちづくり課】

観光まちづくり課は、屋久島憲章、振興計画基本構想、観光基本計画に基づき、自然資源の保護と地域振興が調和する屋久島らしい地域づくりを推進するため、個人・関係機関・地域団体と連携し次の各施策に取り組む。

### 1 地域活性化対策経費

#### (1) 地域の活性化に関する事項

令和2年度から実施している集落の活力アップ交付金、まち・ひと・しごと創生補助金等により、地域の活性化に取り組みます。

##### <集落の活力アップ交付金>

交付金により各集落が自主的に取り組む地域課題の解決を支援します。

歳入

だいすき基金繰入金 14,100千円

歳出

集落の活力アップ交付金 14,100千円

##### <まち・ひと・しごと創生補助金>

屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、地域の産業や観光等の振興により、雇用の創出や交流人口の拡大など人口減少に歯止めをかけるとともに、地方創生を目的とした事業を支援します。

歳入

だいすき基金繰入金 2,000千円

歳出

屋久島町まち・ひと・しごと創生補助金 2,000千円

##### <未来を担う人材育成事業補助金>

地域リーダーの育成に資することを目的として研修会への参加費等を支援します。

歳入

未来を担う人材育成基金基金繰入金 500千円

歳出

未来を担う人材育成事業補助金 500千円

#### (2) 地域おこし協力隊に関する事項

地域おこし協力隊は、年度当初屋久島に2名、口永良部島に1名の配置となっている。屋久島の協力隊1名が任期満了となることも踏まえ、今年度も新たに口永良部島に1名、屋久島に2名の採用を予定しています。

##### <地域おこし協力隊関連経費>

歳入	
社会保険・雇用保険料（個人負担）	1,812千円
歳出	
地域おこし協力隊員報酬（特適）	10,440千円
期末手当（パート会計年度任用職）	1,854千円
社会保険・雇用保険料	3,667千円
費用弁償	900千円
広告料	600千円
地域おこし協力隊活動費等補助金	10,240千円
合計	27,701千円

### （3） 移住・定住促進に関する事項

移住・定住の促進対策としては、これまで実施してきた暮らし体験住宅に加え、移住PRの強化、補助制度の新設により、人口減少対策に取り組めます

#### <暮らし体験住宅>

屋久島島内に4棟設置しており、移住を検討している方や移住の準備をする方が月額1万円で3か月から1年の間利用できる制度です。

歳入	
暮らし体験住宅使用料	360千円
歳出	
需用費（消耗品費、水道光熱費、修繕費）	160千円
役務費（手数料）	66千円
合計	226千円

#### <移住定住促進事業>

移住パンフレットの作成、移住PR動画の作成、移住イベントへの出展などを行います。

歳入	
だいすき基金繰入金	7,500千円
歳出	
普通旅費	290千円
パンフレット等制作業務委託	3,000千円
PR動画制作業務委託	4,000千円
会場使用料	380千円
合計	7,670千円

#### <移住促進家賃等補助金>

定住を目的として移住した方が、民間の賃貸住宅をかりて移住した場合、初期費用及び家賃の補助を行います。

歳入

だいすき基金繰入金	2,900千円
歳出	
移住促進家賃等補助金	2,900千円

#### <移住者住宅取得等補助金>

令和3年度新設。新規移住者の住宅取得や空き家の改修、家財道具の撤去等に対する補助を行います。

歳入	
だいすき基金繰入金	5,000千円
歳出	
移住者住宅取得等補助金	5,000千円

#### <移住支援金>

鹿児島県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として鹿児島県と協働して、どんどんかごしま移住就業・起業支援事業のうち移住支援金を実施します。

歳入	
総務費県補助金（どんどんかごしま移住・就業・起業支援事業）	3,800千円
歳出	
需用費（消耗品費）	100千円
移住支援金	5,000千円
合計	5,100千円

#### <婚活事業>

人口減少対策の事業として婚活事業を実施します。

歳入	
だいすき基金繰入金	3,000千円
歳出	
地域振興イベント催行委託	3,000千円

#### (4) ふるさと納税に関する事項

制度が定着してきたことにより、寄付者が利用するポータルサイトが固定化してきている状況があるので、新たなポータルサイトに登録することにより、新たな寄付者の確保を目指します。また、全国的に人気の高い農産物や海産物など、新たな返礼品の掘り起こしも引き続き行います。寄付金は屋久島町だいすき基金に積み立て、基金の用途については屋久島町だいすき基金使途検討委員会において、各課からの要望を検討し充当事業を決定します。

#### <ふるさと納税関連経費>

歳入	
屋久島町だいすき寄附金	200,000千円

だいすき基金繰入金	100,000千円
合計	300,000千円
歳出	
会計年度任用職員報酬	216千円
普通旅費	28千円
費用弁償	39千円
印刷製本費	631千円
通信運搬費	1,799千円
手数料	94,869千円
広告料	2,000千円
機械機器保守管理委託	418千円
積立金（だいすき基金）	200,000千円
合計	300,000千円

<関係人口創出事業（ふるさと納税）>

ふるさと納税寄付者と町、返礼品事業者が繋がる仕組みづくりを行っていきます。

歳入

だいすき基金繰入金	900千円
-----------	-------

歳出

地域振興イベント催行委託	900千円
--------------	-------

(5) 男女共同参画に関する事項

男女共同参画については、本町で2名委嘱されている鹿児島県男女共同参画地域推進員と協力して、男女共同参画社会の実現を目指します。

## 2 環境対策費

(1) 屋久島総合自然公園管理事業

ヤクシマシクナゲをはじめとした屋久島の固有・希少植物の保護増殖を目的とした野生植物園の運営、広場及び野外ステージなどの公園管理を行います。

また、園内にある特殊公衆浴場温泉施設「ゆのこのゆ」の管理運営を行い、町民及び観光客の利用促進に努めてまいります。

<自然公園・植物園>

歳入

屋久島総合自然公園使用料	119千円
苗木売払収入	540千円
社会保険・雇用保険料（個人負担）	820千円
合計	1,479千円

## 歳出

会計年度任用職員雇用経費	10,095 千円
需用費	1,547 千円
役務費	52 千円
委託料	429 千円
使用料及び賃借料	483 千円
原材料費	72 千円
その他	74 千円
合計	12,752 千円

## <ゆのこのゆ>

### 歳入

屋久島総合自然公園温泉使用料	565 千円
雇用保険料（個人負担）	7 千円
ゆのこのゆ物品売払収入	5 千円
合計	577 千円

## 歳出

会計年度任用職員雇用経費	2,577 千円
需用費	632 千円
役務費	86 千円
委託料	90 千円
使用料及び賃借料	29 千円
合計	3,414 千円

### （2）屋久島町青少年研修センター管理事業

青少年及び教育団体等の健全育成として、東京環境工科専門学校をはじめ、屋久島に関する調査を行う団体等に貸出しするために必要な維持管理を行います。

一湊研修センター使用料	13 千円
需用費	108 千円
手数料	23 千円

### （3）エコツーリズム推進事業

屋久島憲章の理念に基づいた、屋久島の自然や文化の保全と持続的な活用により、地域振興及び観光推進に努めるため、屋久島エコツーリズム推進協議会事務局として、全体構想策定に向け取り組んでまいります。

屋久島観光に訪れる旅行者の皆様により質の高い体験と安心安全をお届けできるよう、公認ガイド制度をより普及及び浸透に努めます。

また、ウミガメ保護利用専門部会では昨年度実施を見送った永田ウミガメ観察会をとおり

て、永田浜ウミガメ保護利用のあり方を試行的に取り組んでまいります。

<エコツーリズム>

公認ガイド公認証（記章・身分証）	110 千円
エコツーリズム推進協議会負担金	85 千円

<ウミガメ保護監視>

（県）ウミガメ保護監視員設置事業補助金	603 千円
だいすき基金充当	3,000 千円
旅費	27 千円
消耗品費	70 千円
ウミガメ保護監視員業務委託	
（永田前浜、いなか浜、栗生浜、サゴシ浜、中間浜、一湊浜）	1,207 千円
（いなか浜上陸産卵等調査）	2,000 千円
	（だいすき基金）
エコツーリズム推進協議会負担金（ウミガメ観察会運営用）	1,000 千円
	（だいすき基金）

（４）世界自然遺産関係事業

屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、世界自然遺産地域連絡会議をはじめとした諸会議をとおして、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図ります。

また、国内の世界自然遺産地域を抱える自治体で構成する世界自然遺産地域ネットワーク協議会として、遺産地域の価値の創造に努めてまいります。

<世界自然遺産地域連絡会議関係>

モニタリング調査謝礼（降灰）	6 千円
旅費	110 千円

<世界自然遺産地域ネットワーク>

旅費	320 千円
----	--------

（５）ユネスコエコパークの取組み

平成 28 年 3 月に拡張登録が認められた、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして、国内に 10 地域登録されている、ユネスコエコパーク登録地と連携を図る日本ユネスコエコパークネットワーク活動により、情報発信や普及活動を行い、観光推進を図ります。

旅費	576 千円
日本ユネスコエコパークネットワーク負担金	100 千円

（６）ラムサール条約登録湿地関係

旅費	140 千円
ラムサール条約登録市町村会議負担金	20 千円

### (7) 権限移譲事務

県ウミガメ保護条例ウミガメの捕獲行為等の許認可事務及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく国立公園内における各種行為の許可申請に係る進達業務を行います。

自然公園法及び県立自然公園条例関係	321 千円
県ウミガメ保護条例関係	39 千円

### (8) 自然に親しむ集い

国立公園の健全な利用と価値を町民に普及するために、環境省、屋久島環境文化財団と連携して自然に親しむ集い（各 1 回）を開催します。

講師謝金	10 千円
保険料	2 千円

### (9) 屋久島学ソサエティの活動支援

町民と研究者が屋久島学を通じて連携し、地域の課題解決と地域づくりに向けた付加価値化につなげる屋久島学ソサエティの運営を支援します。

## 3 山岳部保全対策費

平成 29 年に統合発足した屋久島山岳部保全利用協議会の事務局として、世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業を運営して山岳部の保全と利用に係る施策を協議します。

なお、町事務局では山岳部保全協力金の收受管理、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ・淀川登山口トイレ・携帯トイレブースの管理など施設の維持管理を行い、現地事務局では職員管理や荒川登山バス運行や町道荒川線の通行規制に係る業務を主に行います。

#### 歳入

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金	36,000 千円
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金繰入金	37,200 千円
弁償金	1,200 千円
合計	74,400 千円

#### 歳出

山岳部環境保全協力金制度検討部会	153 千円
高額寄附者お礼	36 千円
消耗品費	4,575 千円
光熱水費	81 千円
修繕料	1,500 千円
ポケットリーフレット印刷	150 千円
HPサーバー・ドメイン	9 千円
山岳部し尿搬出経費（高塚・新高塚・鹿之沢・石塚・淀川）	17,000 千円
携帯トイレ回収・登山口トイレ等汲取り	1,740 千円

山岳部トイレ清掃業務委託	1,969千円
バイオトイレ維持管理委託	750千円
屋久島山岳部保全利用協議会運営負担金	28,000千円
世界自然遺産屋久島山岳部環境保全基金積立金	37,200千円
合計	93,163千円

#### 4 観光費

平成27年度に策定した屋久島町観光基本計画において、エコツーリズムによる世界自然遺産「屋久島」の価値創造と観光立町を基本理念に、令和2年度の入込客数350,000人を目標に誘客施策に取り組んできたところであるが、令和元年度の入込客数は、5月に発生した豪雨災害（風評被害）や韓国外交の悪化、LCCの台頭による他観光地との交通費条件不利なども相まって、前年度比90.2%（▲27,371人 ▲9.8%）の252,965人と大幅に減少した。さらに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、国内でも緊急事態宣言が発出されるなど、各産業が深刻な影響を受ける中、本町独自の需要喚起策である観光消費型プレミアム付商品券事業（やくしま満喫商品券）や誘客プロモーション、国のGoToトラベルキャンペーン等が実施されたところであるが、新型コロナウイルス感染症収束の兆しは見え、経済全体の停滞が懸念される。

このような状況下ではあるものの、10ヵ年計画の屋久島町観光基本計画は中間年度を経過したことから、これまでの施策を省みるとともに計画を見直し、今後5ヵ年の観光振興施策展開に当たっては、引き続き屋久島観光協会をはじめとする各団体・機関との連携を密にし、推進体制の強化に取り組む。

##### （1）観光情報の発信に関する事項

観光地間競争が激化する中で、旅行先を選定するための“旅マエ”情報の提供が非常に重要なポイントとなる。このため、令和2年度は、本町が有する圧倒的な自然景観に加え、文化、食、体験等、里地から山岳まで幅広く情報を提供するために、離島活性化交付金を活用し、直感的に「行きたい」と思われる訴求効果の高い新観光パンフレットとポスターを制作し、紙媒体のみならず、WEB活用のため、デジタルパンフレットを制作したところである。

令和3年度は、観光PRポスターの増刷のほか、引き続き離島活性化交付金を活用し、前年度に制作した新観光パンフレットの増刷及び多言語版の制作に取り組む。

また、SNS（インスタグラム、フェイスブック）の運営により、世界へ向けて本町の魅力PRに努める。

【歳入】	款：国庫支出金	項：国庫補助金	目：商工費国庫補助金	
	節：商工費補助金			
	細節：離島活性化交付金（国50%）			7,003千円

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費		
節：需用費		
細節：印刷製本費		
◆観光パンフレット（日本語版増刷）	60,000部	6,006千円
◆〃（英語版）	20,000部	2,420千円
◆〃（中国語-繁体字版）	20,000部	2,420千円
◆〃（中国語-簡体字版）	10,000部	1,380千円
◆〃（韓国語版）	10,000部	1,380千円
◆観光PRポスター（日本語版増刷）	600枚 町単	370千円
節：役務費		
細節：手数料（観光パンフレットデジタル化：英・繁・簡・韓）		400千円
事業費計		14,376千円
		（うち国庫補助対象）（14,006千円）
		（うち町単）（370千円）

(2) 滞在型観光促進事業に関する事項

平成29年度から開始した特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の滞在型観光促進事業は、「もう一泊」したいと思わせる効果のある地域性、独自性のある着地型観光商品の開発と販売に取り組む。今年度は、コロナ禍における新しい旅のかたちとして注目されるワーケーション（ワーク×バケーション）や少人数長期滞在を推進する商品の企画開発、販売促進に取り組むこととしている。

【歳入】款：県支出金 項：県補助金 目：商工費県補助金		
節：商工費補助金		
細節：地域社会維持推進交付金（国55%、県10%）		13,000千円
【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費		
節：委託料		
細節：滞在型観光促進業務委託		20,000千円

(3) 国内向け観光PR事業に関する事項

人口減少によって今後ますます旅行者の減少が予想される国内市場において、激化する観光地間競争を勝ち抜き、観光事業者はもとより、町内事業者の安定経営を図るため、多角的に本町の魅力を発信するためのPR事業を展開する。

現在の旅行形態は、インターネット上での個別手配が8割を超え、旅行の個人化が進んでいることから、個人向けにはインターネットや各種メディアを活用したプロモーションを展開し、団体誘客については、主要都市の私立中学・高校をターゲットとし、令和2年度に環境教育をテーマとして製作した教育旅行案内動画なども活用した教育旅行誘致のほか、主要都市の企業をターゲットとした企業研修や福利厚生旅行の誘致を図るため、現地説明会を開催する。

また、現地説明会において好感触を得られた学校や旅行会社を本町へ招請し、視察ツアーを実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（東京、名古屋、大阪、福岡）	1,600千円
費用弁償（旅行会社等招請）	2,000千円
節：役務費	
細節：通信運搬費（各都市会場への資料等往復送料）	200千円
節：委託料	
細節：プロモーション業務委託	
◆国内向けプロモーション（WEB等）	5,200千円
節：使用料及び手数料	
細節：会場使用料（4都市会場使用料）	1,000千円
事業費計（だいすき基金活用）	10,000千円

#### （4）他地域と連携した観光振興

##### ①福岡市・九州離島広域連携協議会

福岡市と直行航路・航空路のある離島で組織する当該協議会においては、引き続き直行便の認知度向上と交流人口の増加を図るため、ポータルサイトであるRe島チャンネルを運営する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（総会、担当者会）	215千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：広域観光連携事業負担金	
◆福岡市・九州離島広域連携協議会負担金	208千円
事業費計	423千円

##### ②指宿・屋久島広域観光推進協議会

高速船で繋がる指宿・屋久島の周遊観光を促進するため、両地域の特色を最大限に活かした観光ルートのPRや旅行会社へのプロモーションを実施する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（協議等）	56千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：広域観光連携事業負担金	
◆指宿・屋久島広域観光推進協議会負担金	500千円
事業費計	556千円

③熊毛地域教育旅行誘致対策協議会

鹿児島県熊毛支庁を事務局として、熊毛地域1市3町の共同により、関東地区、関西地区への誘致活動を実施する。

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（総会）	8千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：広域観光連携事業負担金	
◆熊毛地域教育旅行誘致対策協議会	100千円
事業費計	108千円

④黒潮連携

世界文化遺産を有する鹿児島市、世界自然遺産を有する本町、同じく世界自然遺産登録が見込まれる奄美市と連携し、世界遺産を巡るクルーズ船誘致活動を実施する。

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（協議）	61千円

⑤観光かごしま大キャンペーン推進協議会（重点戦略事業）

鹿児島県内各地への観光誘客を図るため、PR活動等広く事業展開されるものであり、その中で重点戦略地域として種子島・屋久島を計上し、観光誘客事業を実施する。

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（総会、主要都市での商談会参加）	138千円
節：負担金、補助及び交付金	
細節：観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金	
◆通常分	316千円
◆重点戦略事業分	500千円
事業費計	954千円

⑥福岡市との連携プロモーション事業

今年5～6月に福岡市で開催される世界水泳を契機とした米国市場向けプロモーションを福岡市及び九州の主要観光自治体と共同で実施する。（10自治体共同）

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：委託料	
細節：プロモーション業務委託	
◆福岡市との連携プロモーション	1,000千円

⑦世界自然遺産活用観光振興事業

国内において世界自然遺産登録地を有する各自治体が連携し、世界自然遺産のブランドイメージを活用した観光振興事業におけるシンポジウム及び商談会に参加し、旅行会社への商品造成折衝等を行う。

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：旅費	
細節：普通旅費（商談会参加）	110千円

(5) インバウンド対策事業の実施

新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により、訪日外国人旅行者は皆無の状況ではあるものの、ワクチン普及等により収束した折に回復が見込まれる外国人観光客に対し、きめ細やかな対応ができるよう、インバウンド対応専門員を会計年度任用職員として任用し、海外からの問い合わせ対応や英語版総合案内冊子の作成（修正・最新版）などに取り組む。

また、訪日外国人旅行者の中でも、本町は欧米豪地域からの人気が高いことから、新型コロナウイルス感染症収束後における当該市場からの更なる誘客を図るため、離島活性化交付金を活用して欧米豪市場向けプロモーションを展開する。さらに、東アジア地域では、鹿児島空港に直行路線を有し、かつ、国家間の政治的影響が比較的少ない台湾市場をターゲットとして現地旅行会社との商談会や国際旅行博に出展し、認知度向上と誘客促進を図る。

インバウンド受け入れに当たっては、町内の受入環境整備が重要であることから、翻訳機器導入やHP・施設内表示の多言語化、和式トイレの洋式化、Wi-Fi環境整備等による受入環境を整備する観光事業者を支援するため、引き続き町単独補助制度を実施する。

【歳入】 款：国庫支出金 項：国庫補助金 目：商工費国庫補助金	
節：商工費補助金	
細節：離島活性化交付金（国50% 欧米豪市場プロモーション事業）	5,000千円

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
人件費（会計年度任用職員）	4,220千円
節：旅費	
細節：普通旅費（研修会等）	110千円
節：需用費	
細節：印刷製本費（日英併記版及び英語版総合案内冊子）	1,051千円
節：委託料	
細節：プロモーション業務委託（欧米豪市場プロモーション）	10,000千円
節：使用料及び賃借料	
細節：会場使用料（台北国際旅行博ブース及び備品代）	558千円
節：負担金、補助及び交付金	

細節：訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金（※だいすき基金活用）	4,000千円
事業費計	19,939千円

(6) 大型クルーズ船の受け入れ対応

宮之浦港火之上山埠頭には、国内外のクルーズ船が寄港し、5万トン以下の国内船、外国船籍の探検船については、本町が県内で最多寄港地である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度はすべてのクルーズが催行中止となったが、各船社・ツアー会社においてガイドラインに則した感染症対策を徹底し、令和3年4月以降、本町に寄港するクルーズツアーの再開が予定されている。受け入れ側の本町としても、バスなどの交通事業者をはじめ、関係事業者に対して感染予防対策の徹底を呼び掛けるとともに、歓送対応に際しても、感染予防対策に万全を期した上で、離島ならではの観光形態として地域団体の協力を得ながら対応する。

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：報償費	
細節：報償金（郷土芸能、太鼓等）	200千円

(7) 観光事業者団体等への支援に関する事項

屋久島観光の窓口となる屋久島観光協会と連携し、効率的かつ効果的な業務が遂行できる体制を整える。また、誘客に繋がる各種団体の活動に対し、支援と適切な助言を行う。

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光費	
節：負担金、補助及び交付金	
細節：屋久島観光協会補助金	12,000千円
細節：サイクリング屋久島負担金	500千円
細節：屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500千円
細節：屋久島の里の説明看板設置事業負担金	313千円
細節：観光誘致促進補助金	500千円
細節：観光推進事業補助金	1,280千円

## 5 観光施設整備費

(1) 観光施設の維持管理に関する事項

町内の観光施設は、広範囲にトイレ・公園が点在しており、また、老朽化による故障が相次いでいることから、抜本的な改善と今後の施設のあり方が求められている。既存施設については利用者の安全と衛生保持を基本に、利用者に不便を与えないよう清掃美化に取り組む。一方で、公衆トイレや観光施設の更新・整備に関する地域要望については、施設の必要性、持続可能な維持管理の在り方等検討し、是非を決める。

ヤクスギランド、白谷雲水峡は本町の主要な観光スポットであることから、その管理に

については、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会と連携を図り、安全を最優先に利便性の向上に努める。

なお、次の施設については、それぞれ指定管理者を指定し、維持管理運営の効率化を図る。

施設名	指定管理期間
屋久島青少年旅行村	平成29年度～令和3年度
屋久杉ランド休憩施設（森泉）	令和3年度～令和7年度
志戸子ガジュマル公園	令和3年度～令和7年度
口永良部島本村温泉	平成31年度～令和5年度

【歳入】款：諸収入 項：雑入 目：雑入	
節：商工費雑入	
細節：電話使用料（青少年旅行村）	1千円
細節：観光施設トイレチップ	
◆千尋の滝公衆トイレ	550千円
◆ヤクスギランド休憩施設トイレ	1,900千円
節：商工費雑入	
細節：社会保険料（南部観光施設維持管理作業員自己負担分）	349千円
細節：雇用保険料（                    〃                    ）	7千円
歳入合計	
2,807千円	

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
人件費（会計年度任用職員）	
◆南部観光施設維持管理	2,979千円
◆石楠花の森公園管理	619千円
節：需用費	
細節：消耗品費（トイレトーパー等）	992千円
細節：光熱水費（一括）	971千円
細節：修繕料（資外）（観光施設維持補修）	750千円
細節：燃料費（公用車・草刈機燃料一括）	395千円
節：役務費	
細節：通信運搬費（無料公衆無線LAN通信料：荒川、千尋）	154千円
細節：手数料	
◆各トイレ浄化槽法定検査	78千円
◆各トイレし尿・浄化汚泥汲取り	985千円
◆その他観光施設除草・倒木処理等	988千円
節：委託料	
細節：消防用設備等点検委託	110千円

細節：浄化槽保守点検維持管理委託	816千円
細節：町有施設管理委託	
◆鯛之川原生林観察の森整備施設維持管理	1,368千円
◆各公衆トイレ清掃（6箇所）	2,861千円
◆各施設清掃等	1,285千円
細節：看板・案内板等作成設置業務委託	
◆栗生海水浴場看板（各種案内の集約看板 ※だいすき基金活用）	500千円
節：使用料及び賃借料	
細節：重機借上料（観光施設整備）	100千円
細節：土地使用料	
◆国有地（各観光施設）	74千円
◆民有地（志戸子ガジュマル公園駐車場敷）	40千円
節：工事請負費	
細節：インフラ工作物（山河公園遊具更新 ※だいすき基金活用）	10,000千円
節：原材料費	
細節：工事材料費（観光施設修繕材料）	200千円
細節：加工用原材料費（看板等制作・維持管理材料）	100千円
事業費計	26,365千円

## （2）温泉施設の維持管理に関する事項

町内の温泉施設について、衛生面や温泉法に基づく適正な管理のために必要な支援を引き続き行うこととし、本村温泉は指定管理契約により、地域に親しまれる善良な管理を行う。

また、老朽化により建屋の維持管理が困難な湯向温泉については、隣接地への建替え整備を実施する。寝待温泉については、自然災害からの復旧ができず、急傾斜崩壊の恐れもあることから今後も復旧の見込みはない状況にある。地域の要望を踏まえつつ今後の方針を検討する。

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
節：役務費	
細節：手数料（浄化槽法定検査：本村温泉、平内海中温泉）	14千円
節：委託料	
細節：消防用設備等点検委託（本村温泉）	88千円
細節：浄化槽保守点検維持管理委託（本村温泉、平内海中温泉）	195千円
細節：町有施設管理委託	
◆本村温泉管理	1,560千円
◆温泉道路・トイレ清掃委託（平内・湯泊）	220千円
節：使用料及び賃借料	
細節：船舶借上料（湯向温泉整備工事管理）	400千円

事業費計	2,477千円
------	---------

【歳出（明許繰越予算）】款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
節：使用料及び賃借料	
細節：船舶借上料（湯向温泉整備工事管理）	140千円
節：工事請負費	
細節：工事請負費（事業用建物）湯向温泉整備工事	30,000千円
細節：工事請負費（事業用工作物）湯向温泉擁壁整備工事	13,000千円
事業費計（明許繰越予算分）	43,140千円

### （3）山岳部トイレ等維持管理に関する事項

町有の高塚避難小屋及び付帯トイレに加え、県から受託している登山歩道、県営避難小屋、山岳トイレの維持管理について、関係する機関・団体などと連携を図りながら、設備の不具合による利用停止が生じないように、定期的な点検を行う。

【歳入】款：県支出金 項：委託金 目：商工費委託金	
節：商工費委託金	
細節：県営避難小屋及び山岳トイレ管理事業	12,860千円

【歳出】款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
節：需用費	
細節：消耗品費（トイレトーパー他）	208千円
細節：光熱水費（荒川登山口トイレ・トンネル、大株歩道入口トイレ）	373千円
細節：修繕料（資外）（山岳施設維持補修）	250千円
節：役務費	
細節：手数料	
◆し尿汲取り（荒川登山口）	165千円
◆倒木処理等	139千円
節：委託料	
細節：町有施設管理委託（高塚小屋及び付帯トイレ維持管理）町単	150千円
細節：県営避難小屋管理委託（各避難小屋及び付帯トイレ、登山道）	3,780千円
細節：県営山岳トイレ等管理委託（大株歩道入口トイレ）	7,945千円
事業費計	13,010千円

### （4）海水浴場の開場管理に関する事項

町内3カ所の海水浴場における水難事故の未然防止のため、シーズン中に監視業務員を配置するとともに、地域の協力を得ながら利用者に不便を与えることのない管理を行う。

【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：観光施設整備費	
人件費（会計年度任用職員：栗生、春田浜）	2,013千円
節：役務費	
細節：手数料（一湊海水浴場サメ除けネット設置・保安管理）	480千円
節：委託料	
細節：町有施設管理委託	
◆一湊海水浴場管理（トイレ及び場内清掃）	317千円
◆一湊海水浴場監視業務	1,432千円
節：使用料及び賃借料	
細節：重機借上料（海水浴場整備）	150千円
事業費計	4,392千円

## 6 屋久杉自然館管理費

「屋久島のすべてを語る総合博物館」として、歴史や文化に限らず観光情報等の発信に努めると共に、「地域の博物館」として教育機関をはじめ広く町民から利用される施設として、収支バランスを踏まえつつ展示の充実を図り、次世代に引き継ぐべき貴重な収蔵資料の保存と活用を行う。

また、特別展や利用の増加を図るイベントを開催するほか、展示品のインバウンド対応について検討を進める。

施設の管理面においては、入館者に不快感を与えないよう雨漏り補修を行い、施設の長寿命化に取り組む。

【歳入】 款：使用料及び手数料 項：使用料 目：商工使用料	
節：屋久杉自然館使用料	
細節：屋久杉自然館入館料	10,185千円
細節：屋久杉自然館施設使用料	5千円
節：行政財産占用料	
細節：行政財産占用料（館内外自動販売機設置）	73千円
款：財産収入 項：財産売払収入 目：物品売払収入	
節：物品売払収入	
細節：屋久杉自然館書籍等売払収入	5,194千円
款：諸収入 項：雑入 目：雑入	
節：商工費雑入	
細節：社会保険料（屋久杉自然館一般事務員自己負担分）	309千円
細節：雇用保険料（                    "                    ）	3千円
歳入合計	15,769千円

【歳出】【歳出】 款：商工費 項：商工費 目：屋久杉自然館管理費	
人件費（館長、運営協議会委員、会計年度任用職員）一括	21,519千円
維持管理運営費（一括）	12,041千円
雨漏り補修費（節：需用費 細節：修繕料（資外））	7,788千円
展示トロッコ修繕（節：需用費 細節：修繕料（資外））	660千円
写真コンテスト・オリジナルカレンダー制作 （節：報償費、節：需用費 細節：印刷製本費）	486千円
展示解説等音声ガイドシステム導入（節：備品購入費）	7,063千円
歳出合計	49,557千円

## 【 町 民 課 】

政府は、国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上を図り、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化に向け、マイナンバーの利活用の促進を図るとしてしています。マイナンバーカードの全国交付率は令和3年1月1日時点で24.2%であり、本町は42.1%であります。令和3年度は、来るデジタル社会に町民の皆様が即時対応できるようマイナンバーカードの普及に努めてまいります。

税政においては、未だ新型コロナウイルス感染症による経済の回復が不透明な中、令和2年2月期以降に行われた納付猶予・換価猶予等の猶予期限が到来することから、今後の税制改正を注視しながら適切に対応してまいります。

以下、1が住民係、2が課税係・資産係、3が債権管理系の事業計画であります。

### 1 戸籍・住民基本台帳事務等

戸籍法及び住民基本台帳法、番号利用法等の関係法令に基づき適正かつ丁寧で迅速な対応に努めるとともに、個人情報保護の観点から本人確認を厳格に行う。

#### (1) 住民基本台帳事務等

各種証明書の発行時に、届出者や請求者の本人確認をはじめ申請書の審査を適正に行い、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護する。

また、マイナンバー制度によるマイナンバーカードに係る有効性の情報発信や、カード管理に努め、カード交付に遅滞なく対応し制度の円滑な運営に寄与する。

本年度の住民基本台帳事務等については、以下のとおりである。

- ① 住民基本台帳及び住基ネットシステムの適正な整備と維持、管理
- ② マイナンバーカード取得の推進及び交付、更新（電子証明含む）
- ③ 転入転居時、戸籍変更時の異動情報の入力やカードへの追記作業
- ④ 印鑑登録及び証明書の発行

## (2) 実態調査実施事務

住民基本台帳法第 34 条の規定に基づき、住民の居住実態等を把握するため、実態調査を実施し、住民基本台帳の正確な記録確保に努める。

## (3) 戸籍事務

管轄法務局及び関係市町村と連携を図り、戸籍法及び関係法令に基づき、正確で迅速な業務を行う。また、鹿児島地方法務局主催の戸籍事務定例会や事務従事職員研修会等に参加し、関連法令や実務について自己研鑽に努めるとともに、他市町村と窓口対応に関する情報交換を行い事務の円滑化を図る。

管轄法務局から保存期間を経過した届書が順次移管されることから各種届書の適正な管理と運用に努める。

## (4) 旅券事務

旅券（パスポート）の申請及び交付事務は、住民の利便性向上に寄与するため細心の注意を払い業務遂行に努める。

## (5) 封印及び自動車臨時運行許可業務

道路運送車両法に基づき、車のナンバープレートの封印や臨時運行許可業務に必要な物品の管理と業務遂行に努める。

## (6) 中長期在留者住居地届出等事務

中長期在留者及び特別永住者は、出入国管理庁に住居地の届出を行う必要がありその届出は市町村を経由して行うため、住民基本台帳事務と併せて正確な記録確保に努める必要がある。

また、特別永住者に関しても、住居地の届出のほかに特別永住者証の交付も市区町村で行うため、許可の申請から更新手続きまで細心の注意を払い業務遂行に努める。

## (7) 離島航空割引カード事務

離島航空割引カードの申請及び交付事務は、住民の利便性向上に寄与するため細心の注意を払い業務遂行に努める。

## 2. 課税係・資産係に関する業務

### (1) 自主申告指導のための研修会の開催

申告指導を行う職員に対する研修会を実施し技術向上に努める。

### (2) 未申告者に対する申告指導

未申告者に対する申告指導を行うことにより、税の適正な賦課処理に努める。

### (3) 新築家屋・課税漏れ家屋の把握

全棟調査の検討を始め、課税漏れ家屋の把握に努める。

### (4) 納税意識向上のための租税教室等の開催

例年どおり町内小中学生へ向けた租税教室を開催する。

## 3. 債権管理係に関する業務

### (1) 納付機会拡充のための取り組み

納入者の納付機会の拡充のため、令和 4 年 4 月運用開始でコンビニ納付をはじめ電子決済の導

入に取り組む。

(2) 差押処分の実施(預金・出資金・給与・不動産等)

督促や催告に対して納税に対する誠意を示さない滞納者に対し、税に充てることが可能な財産から税金を徴収する。

(3) 搜索・公売の実施

財産調査等で差押可能な財産が確認できない滞納者に対し搜索を実施し、差押えた動産等を県合同公売会やインターネット公売等で換価を行う。

(4) 口座振替の推進

納め忘れ等による事務量増加の低減や、自主納付を推進する為、口座振替を勧奨する。

(5) 相互併任制度の活用による住民税滞納額の縮減

県及び熊毛地区1市3町の税務職員が相互に辞令を受け、より広域な滞納整理にあたる目的で協定を締結。大規模な搜索事案などに県職員の協力を得たり、町域をまたいだ事案に関する情報交換や協力要請を行う。

(6) 交通弱者への対応(臨戸納税相談)

電話相談だけでは自主納付につながらない等の理由で、高齢者を中心とした交通弱者に対し、臨戸訪問による納税相談を実施する。

(7) 税収確保策拡充のための自治大学校等が開催する徴収事務研修会への参加

昨年度、研修会への参加を計画したが、コロナ渦の中開催されなかった徴収事務研修会へ参加し税収確保策の拡充に努める。

## 【 福 祉 支 援 課 】

「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる」  
福 祉 サ ー ビ ス の 拡 充 を め ざ し て

### 基本方針

福祉事務所業務における生活保護をはじめ、障がい者、高齢者を対象とした福祉全般、子ども子育て支援、母子保健等について、だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる公平公正で身近な福祉支援課として業務推進に努めてまいります。

家族の「絆」や人間関係の希薄化が、核家族や近隣への無関心と孤立に連鎖し、生活困窮、母子家庭の増加、障がい者等の社会参加の阻害要因になることは否定できないところであり、また高齢者においては孤独や不安の増大が予想されるところです。要援護者に対する支援体制を構築し、関係機関で共有し、集落における繋がり強化を図り、家族、地域の「絆」の再認識のための仕組みづくりに努めます。本年も、福祉事務所が町民にとって身近で信頼される、きめ細かで迅速な対応を心がけ、安心して相談ができる環境づくりに努めます。

### 1. 障がい者(児)福祉、社会福祉

障がい者(児)の福祉対策は、町自立支援協議会（こども部会、せいかつ部会）や「基幹相談支援センター」とともに、障がい者(児)が健常者とともに住み慣れた場所で自分らしく暮らしていくことができる社会を目指します。相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保を図りながら、町自立支援協議会（こども部会、せいかつ部会）の中で、必要な障害サービスを検討し、個々に応じた課題解決、支援体制の充実に努めます。また、障がい者(児)に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。

総合福祉センター「縄文の苑」、「こまどり館」では、町社会福祉協議会福祉会を中核として低所得者、高齢者、障害者等の支援や介護保険サービス事業など各種事業に取り組むなか、その役割は重要性を増してきています。今後も「地域福祉活動の推進」のため社会福祉協議会の支援に努めます。社会福祉の一環として、町民の死去に際し、遺族に対して弔慰金を、火災その他不測、不可避の災害による被害に対しては、その被災した町民、遺族に対し災害見舞金を支給し、哀悼の意をささげます。また、町内6人の人権擁護委員と連携を図り、年3回の人権相談所を開設するなど人権擁護活動に努めます。令和3年度は宮浦小学校において人権の花運動に取り組み人権啓発活動に努めます。民生委員・児童委員の活動は、社会変化や生活圏域の拡大に伴い、低所得者対応から多面的分野に日々広がっています。ゲートキーパーの役割など含め各種研修により幅広い知識習得や集落での積極的な活動の支援に努めます。援護対策として遺族に対する特別弔慰金、町遺族会に対する運営補助や戦没者追悼式の開催を行います。

口永良部島新岳の火山活動は比較的安定してきたものの緊急的な対応も想定されるので、災害救助法に基づく措置や福祉避難所の開設など町社会福祉協議会や関係機関と連携のもと、要支援者に対して支援体制の強化に努めます。

## 2. 高齢者福祉

高齢者福祉については、高齢社会の到来により長寿社会となる中、高齢者が住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができるため、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画による各種サービスが推進されているところです。核家族化による老老介護、独居世帯の増加、認知症の増加など取り巻く環境は依然厳しく、DVなど困難事例も増加していることから、老後の不安を訴えるケースが非常に多くなっています。日常生活の支援や高齢者の悩み、不安など多様化する課題を改善するため、地域包括支援センターをはじめ、関係機関および医療福祉団体との連携を図ります。

また、高齢者バス利用制度は、高齢者の移動手段の確保と交通事故防止の観点から、安定的に制度運用を行い周知と利用促進を進め、研究をしてまいります。

## 3. 子ども子育て支援

子ども子育て支援については、町子ども・子育て支援事業計画に基づき社会的支援の必要性の高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向け、子どもの最善の利益が実現される事業展開を目指します。また児童手当、児童扶養手当等に加え、乳幼児等医療費については高校生まで拡大し、新たに「子ども医療費助成制度」としてスタートします。ひとり親医療費助成の制度は、安心して子育てができる親子の医療環境の整備に努めます。また、育児支援、保育事業や休日保育、延長保育促進事業を活用し、さらに放課後児童クラブ等による子どもを取り巻く環境整備を進め、子どもの健全育成に関わる施策を推進してまいります。

家庭相談員、保健師、助産師を配置し窓口相談や訪問など母子に寄り添いながら、要援護児童地域対策協議会（要対協）を中心に、支援を行ってまいります。特に虐待、放任(ネグレクト)家庭に対して要援護児童地域対策協議会により、家庭相談員が子ども・家庭に寄り添い、県児童相談所や教育委員会、保健所、警察と連携して問題解決に努めます。また、民生委員・児童委員、集落と連携して見守り、相談体制の充実に努めます。加えて母子・寡婦及び父子家庭の福祉対策については、生活の安定を図るため、相談体制を強化し、就労の促進、融資制度の活用を進めます。

## 4. 母子保健

母子保健事業においては、妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠期から子育て期までを通して、親子を対象とした保健指導や新生児の訪問指導及び健康診査等を行います。また、児童福祉法、母子保健法改正により、児童虐待の予防や早期発見に資することが明記されたことから、子育て世代包括支援センターを拠点に、産後ケア事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等を実施しながら、併せて児童虐待予防対策についても努めてまいります。本年度は、乳幼児の親子を対象にした「子育て支援センター」の設置をめざし、母子の健康の保持・増進を図ります。

また、発達障がい児等の早期発見や適切な支援が重要であることから、1歳6か月・3歳児健診や発達相談会などを通して早期発見・早期対応に努め、児童発達支援、放課後等デイサービス等における療育強化に努めます。産前・産後ヘルパー事業については、妊産婦が体調不良等のため家事又は育児を行なうことが困難な世帯にホームヘルパー派遣の援助を行い、母親

の心身の健康を維持するとともに、安心して子育てができる環境を整え、乳幼児の健康維持と児童福祉の向上に努めます。

#### 5. 生活保護

生活保護業務については、生活保護法令制度の基本原則に基づき、相談支援体制の構築に努め適正な職務推進に努めます。県から移譲以降、相談、申請とも増加するなか、疾病、障がい等の理由で失業し、身体的に自立困難となり、高齢者、障がい者が同居する家族構成で就労できないなど、保護対象の家族形態は複雑多様化しております。今後も保護対象者の生活歴や職歴、人生観を受容しながら専門的知識、技術の修得に努め公平公正で適正な事業運営に努めてまいります。

また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、福祉事務所の設置自治体は生活保護が適用されない生活困窮者の自立支援策を強化するため、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給が必須事業となっていることから、自立相談支援員の配置を検討し、健全な事業の運営に努めます。

#### 6. 自殺対策

自殺対策基本法により「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」を目指して、庁内・関係機関、団体の相互連携を確保し他の関係計画と整合性を図り策定された「屋久島町自殺対策計画」を総合的に推進していきます。自殺対策推進本部と自殺対策推進協議会を開催し、事業計画の取組状況や、自殺を防ぐ「ゲートキーパー」（命の門番）の役割を担う人材育成に取り組み、自殺に対応できるセーフティネットの構築と自殺対策の充実・強化を図ります。

## 【健康長寿課】

### 1 健康づくり事業

健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。事業内容は、健康増進法第17条及び第19条の2の規定に基づく事業のうち、①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④訪問指導、⑤歯周疾患検診、⑥骨粗鬆症検診、⑦肝炎ウイルス検診、⑧健康診査・保健指導で、対象は健康手帳の交付・健康診査を除き40歳から64歳までの者である。

#### (1) 健康手帳の交付

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項や資料を一冊につづっていくことで、自らの健康管理と適正な医療に資することを目的とする。交付にあたっては、目的や活用方法について説明を行う。

手帳交付見込み数 60人

#### (2) 健康教育

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、健康教育を実施する。自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測することで主体的な生活習慣改善の実践を促す。

内容は、町の健康課題を反映したものにする。

集団健康教育 20回/年(受講者見込み数 600人)

#### (3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に健康相談を実施する。

①総合健康相談 \* 「心の健康相談」を含む。

20回/年(相談者見込み数 延べ30人)

②重点健康相談 \* 国保保健事業(重症化予防)と同時実施

高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、歯周疾患、女性の健康、病態別(肥満、心臓病等) 16回/年(相談者見込み数 延べ260人)

#### (4) 訪問指導及び保健指導(面接・電話等)

健康診査の要指導者や療養上、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師や看護師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行う。対象者については、国保部門や介護部門等の関係部署と連携し選定する。

## (5) 健康診査

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

### ① 歯周疾患検診

高齢期においても健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。対象は40歳、50歳、60歳及び70歳の者とし、個別通知する。検診は委託した町内の歯科医療機関で個別受診とする。

受診者見込み数 60人

### ② 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。対象は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性で、特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 65人

### ③ 肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。対象は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳及び65歳の者で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者を対象とする。特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 110人

### ④ 特定健康診査

生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。対象は40歳以上の生活保護世帯の者を対象とする。

受診者見込み数 5人

## (6) がん検診

がんの予防に関する正しい知識の普及と早期発見・早期治療を通じて、がん死亡を減少させることを目的とする。事業内容は、胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診を実施する。対象は40歳以上の者。ただし胃がん検診は50～79歳とする。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業により、子宮頸がん・乳がんの初年度対象者にクーポン券を配布し、がん対策を強化する。

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| ①胃がん検診  | 420人                          |
| ②大腸がん検診 | 1,150人                        |
| ③肺がん検診  | 1,650人                        |
| ④子宮がん検診 | 590人（うち、クーポン券対象者は集団2人、個別2人）   |
| ⑤乳がん検診  | 635人（うち、クーポン券対象者は集団15人、個別10人） |

## (7) その他の検診事業

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとする

ため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

- ・腹部超音波検診 1,550 人
- ・前立腺がん検診 265 人
- ・胸部ヘリカルCT検診      クーポン    100 人              クーポン以外    305 人
- ・特定健康診査    \*国保、生保以外      5 人
- ・骨粗鬆症検診    \*節目外      585 人

(8) 健康づくり情報の提供

令和元年度に策定した第3次屋久島町健康増進計画「健康やくしま21」で計画した内容を実践する。今年度は特に喫煙対策に重点をおいて保健指導を行うこととし、町報や特定健診結果報告会、各種検診の場を利用して情報提供する。

(9) 心の健康相談事業

人間関係のつらさや子育ての悩み、生きづらさなどを感じる人に、心理カウンセラーによる相談の提案や訪問・面談などにより相談に応じる。教育振興課や福祉支援課とも連携しながら、幅広い世代・内容に応じることを目指す。

## 2 食生活改善事業

(1) 食生活改善推進員・8020 運動推進員活動への支援

町民が規則正しい生活やバランスのとれた食生活を送り、健康で心豊かに過ごすことができるよう、身近で細やかな指導等を行う食生活改善推進員の活動を支援する。自主活動の内容については、町の健康づくりの方向性と整合性を持たせた内容で活動ができるように研修会を開催し、加えて食生活改善推進員が兼務し歯科保健・口腔保健の大切さを普及する 8020 運動推進員としての活動の支援も行う。

委嘱者    18 人

予定研修会（町主催）    4 回                      （自主研修会）    4 回

(2) 栄養士による栄養指導

健診や健康教室、電話において相談等に応じ、妊婦、乳幼児から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた栄養指導を行い、町民の健康増進並びに疾病予防を図る。事業については在宅栄養士を雇用し実施する。

個別栄養指導見込み                      100 人

集団栄養指導見込み                      190 人

## 3 感染症対策事業

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未

然に防止するため、関係機関との連携を密にする。なお、結核予防については、広報を強化し集団検診の受診率向上に努める。

(1) 結核予防事業

結核の新規患者は全国的には減少傾向だが、世界的にみると日本は結核の中蔓延国と位置付けられている。そうした中、県は新規患者の増減を繰り返しており全国平均に比べると高いため、本町においても引き続き結核への感染予防及び蔓延防止対策を図ることが不可欠である。町民に対しては引き続き正しい知識の普及啓発を行い、BCG接種の未接種者の減少や集団検診の受診率向上に努め、また、集団検診を希望する事業所に対しても結核検診を実施する。

BCG 接種 (7~8 か月児健診と同時実施)	予定接種者数	70 人
結核検診 (65 歳以上：肺がん検診と同時実施)	受診予定人数	1,300 人

(2) 緊急風しん抗体検査事業

予防接種法施行令の一部改正により、令和元年度から3年計画により、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた(現在40歳から57歳)男性を対象に、風しんに係る定期の予防接種が実施されている。これに伴って、予防接種施行規則が改正され、追加的対策に係る予防接種を風しんの第5期予防接種とし、その対象者から除かれる者として、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められる者と規定された。

このことから、上記対象者に抗体検査を実施するため、対象者へクーポン券を発行し、医療機関等で抗体検査を受けられるよう体制整備を行う。実施にあたっては「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金」を活用する。

令和3年度のクーポン券発行対象者は、前年度の抗体検査未実施者及び昭和37年4月2日~昭和41年4月1日生まれの男性とする。

また、春と秋に実施する集団健診の際にも検査を受けることができるように健診機関と調整を行い、受検者を増やすよう努める。

受検(抗体検査)見込み者数 200人

(3) 予防接種法による定期予防接種

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、正しい知識の普及を行い接種率の向上に努める。未接種者への対策としては、各種健診(特に3歳児健診時)や育児相談時に接種歴を確認し、接種スケジュール等についての指導を行い、希望者がスムーズに接種できるように支援する。また予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。子宮頸がんについては、接種勧奨は控えるが定期予防接種であることを個別通知で周知する予定である。

種 別 ・ 区 分	予定接種者数 (件数)
四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）	310
MR（麻しん・風しん）	160
風しん	50
日本脳炎	370
ヒブ	260
小児肺炎球菌	260
B型肝炎	180
二種混合（破傷風・ジフテリア）	90
水痘	130
子宮頸がん	60
インフルエンザ（高齢者）	2, 700
高齢者肺炎球菌	160
ロタウイルス	70

#### （4）小児インフルエンザ対策

ワクチン接種における保護者の経済的負担を軽減させ、子どもたちに公平に予防接種機会を与えることを目的として「だいすき基金」を活用し、小児のインフルエンザワクチンの接種に対し、公費補助を実施する。

対象者は生後6か月～19歳未満（高校3年生相当、生後6か月～13歳未満は2回接種）で、補助額は1回につき1,000円である。

接種見込み者数 1,350人

#### （5）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（明許繰越事業）

令和2年度事業として、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に向けた準備を進めてきた。

令和3年2月、国内で初となる新型コロナウイルスワクチンが薬事承認されたことにより、医療従事者への先行接種、医療従事者等への優先接種が行われる見込みであり、4月から高齢者等の優先接種を実施する計画である。

予約システム等を活用し、供給されるワクチンを効率よく接種できるよう、町内医療機関の協力を得ながら進めていく。

また、引き続きワクチンの安全性などの情報提供に努め、ワクチンの供給量にもよるが、早期に希望する町民全てにワクチン接種が完了するよう事業を実施する。

## 4 その他の保健事業

高齢者人口がピークとなり、あわせて現役世代人口の急減や単身世帯の増加が見込まれる2040年に向けて、持続可能な社会保障制度のため、生活習慣病重症化予防と介護予防を一体的に実施することが求められており、令和4年度からの実施を目指し、準備をすすめていく。

具体的には、国保連から提供されるKDBシステムを活用した地域の健康課題の分析や高齢者へのフレイル予防等ポピュレーションアプローチの取組、重複・頻回受診や重複投薬者、長寿健診や医療機関の未受診者への訪問等を行う。

## 5 保健センターの管理運営

すべての町民の健康増進及び健康管理の推進のための拠点施設として、健康づくり事業、食生活改善推進事業、母子保健事業、介護予防関連事業など、各種事業において保健センターの活用を図る。

また、必要に応じ、施設の補修等をしながら、施設の管理運営を行う。

## 6 献血事業の推進について

献血推進対策協議会を主体に日本赤十字社をはじめとした各関係機関と連携し、献血の必要性や認識を深め、普及啓発に努めるとともに献血者数の増加を図る。高齢化や血液利用の多様化等により血液需要の増加が見込まれるため、安全に安定的に確保することが重要な課題となってきたことから、新たな協力者・協力企業・団体の開拓を行い、血液量の確保に努める。

## 7 緊急時供血者登録制度の取り組みについて

夜間や血液製剤を確保できない緊急時、屋久島内での輸血用血液の確保を目的に、「屋久島町緊急時供血者登録制度」に基づいた名簿を作成し運用している。一人でも多くの命を救うため制度の周知と協力団体の賛同を得ながら、本制度の安定的な運営に努める。

## 8 口永良部島巡回診療等の取り組みについて

特定診療科の診療機会が少ない口永良部島においては、疾病の早期発見・治療並びに負担の軽減を図るため、関係機関と連携の上「特定診療科巡回診療」を継続して実施する。

さらに県保健医療福祉課及び県歯科医師会による無歯科医地区に対する「こじか号」歯科診療についても継続して実施する。

- ・特定診療科巡回診療（皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科） 年1回
- ・こじか号歯科診療 年2回

## 9 口永良部島における救急搬送等の取り組みについて

常駐医師不在の中、緊急時の患者輸送については、町立診療所医師・医師会・屋久島徳洲会病院等との連携により対応していく。県ドクターヘリ、県消防防災ヘリ、鹿屋海上自衛隊ヘリでの搬送体制が整備されている中、急患に対して口永良部島出張所、総務課、熊毛広域消防分遣所、医療機関等と密に連携し対応していく。その中でもヘリ搬送に至らない急病人に対しては、渡船による緊急搬送の費用を補助し支援をしていく。

## 10 地域医療懇話会について

本町の保健医療に携わる医師及び関係機関（町、保健所）の協議をする場を設けることで、情報共有を図り、地域医療の在り方について協議していく。

## 11 私的二次救急医療機関補助事業

屋久島町における救急医療体制を確保し、町民等が急病で救急車を要請しなければならぬ状況になった際、適時適切に診療が受けられる体制の整備を図ることを目的として、私的二次救急医療機関に搬送傷病者の受入れに対し補助金を交付する。

- ・補助額 搬送傷病者の受入れ1件につき1万3千円（特別交付税対象）

## 12 国民年金

鹿児島北年金事務所及び福岡広域事務センターと協力・連携を図りながら、法定受託事務と併せて、各種届出、請求等の手続きを不備等のないよう正確迅速に行う。

広報活動等により、保険料免除制度、前納制度、クレジット納付制度等を広く周知し、無年金者減少に努める。また、福祉支援課とも連携を図り、障害年金制度について受給権者への周知を行う。

## ○介護保険事業に係る一般会計計上分

### 1 低所得者保険料軽減対策事業

公費を投入し、介護保険法に基づく所得段階の第1段階（第1段階：住民税非課税世帯で前年度合計所得と課税年金収入の合算額80万円以下の人）の低所得者介護保険料の軽減を実施する。国費（負担率50%）、県費（負担率25%）は、一般会計にて受け入れ、町分（負担率25%）を加えて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

(1) 国庫支出金	17,255 千円
(2) 県支出金	8,627 千円

### 2 介護保険利用者負担対策事業

(1) 県支出金	255 千円
----------	--------

訪問介護サービスの介護報酬については、「離島等における特別加算」が加算されるため、均衡を図る目的で自己負担が1割軽減される。そのうち利用者負担対策として1/2を町が事業所へ補助する。この町負担の3/4分を県が町に補助するものである。

事業費	330 千円
-----	--------

### 3 地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業

(1) 県支出金	710 千円
----------	--------

高齢者を含む任意のグループが主体的に行なう互助活動に対しポイントを付与し、商品券へ交換する事業である。

①商品券に対する経費	県補助	100%
②市町村事務経費	県補助	50%

### 4 訪問介護員研修運営補助事業

慢性的な人材不足である介護従事者（ヘルパー）を確保するために、その資格取得のための研修を屋久島町社会福祉協議会が実施するための運営補助である。

補助見込額	40,000 円×20 人	800 千円
-------	---------------	--------

### 5 地域包括支援センター費

要支援1・2の高齢者に対する介護予防支援事業実施にかかる経費である。

事業費	9,089 千円
介護報酬	3,996 千円

### 6 介護保険特別会計繰出金

介護保険特別会計への繰出し金は、介護給付分として161,311千円、総合事業分

として5,065千円、総合事業以外の地域支援事業分として6,871千円を繰出し、また、低所得者保険料減額分として32,398千円を繰出すこととする。

## 【生活環境課】

生活環境課は、水道・ごみ処理・し尿処理・生活排水処理・火葬業務等、町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることが出来るよう、日々の暮らしを守ることを目的とした課です。令和3年度の本課の事業は、上記の目的を遂行するため、所管する施設が適正に稼働するよう維持管理に取り組むなど、以下の事業を実施します。

### 1 火葬場事業 4. 1. 7

屋久島町斎場では、本年度もこれまで以上の住民サービス向上に心がけていきます。火葬業務員を1名採用し、高齢化し増加する火葬件数に対応し、法に基づき円滑な業務遂行を図ります。また、火葬場周辺の環境整備、施設内の緑化など維持管理に努めます。

さらに、同施設は平成23年度から運用開始し10年を経過することから、施設機器類等の点検・整備に努めます。

#### 【歳入】

火葬場使用料	1,800千円
残骨処理手数料	108千円

#### 【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等	4,013千円
共済費等（会計年度任用職員）	898千円
消耗品費	332千円
光熱水費	2,453千円
修繕費（資外）	4,582千円
燃料費	1,308千円
手数料（浄化槽検査）	7千円
電気保安管理委託	350千円
消防設備点検委託	43千円
浄化槽保守点検維持管理委託	85千円
機械機器保守管理委託	220千円

### 2 不快害虫等蔓延防止対策事業 4. 1. 11

住民の生活に多大な被害を及ぼしているヤンバルトサカヤスデの蔓延を防止するため、駆除作業及び環境整備を実施します。また、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を開催し、各地区の発生状況等について情報の共有を図るとともに、駆除方法や蔓延防止対策についての検討を行います。さらに、不快害虫の発生地区が主体となり蔓延防止対策を実施する場合は、交付金を交付することによりその活動を支援します。

ガジュマル等の樹木に多大な被害を与えているオキナワイチモンジハムシについても駆除作業を実施します。また、ヤクシカの里地への生息拡大によるヤマビル駆除対策についても地区の要請に応じ、薬剤散布や配布を行い、蔓延防止に努めます。

#### 【歳出】

会計年度任用職員給与及び手当等	3,107千円
共済費等（会計年度任用職員）	710千円
対策委員会会議費（委員謝金・費用弁償）	73千円
消耗品費（駆除薬剤費等）	1,757千円
燃料費	218千円

不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託	4,290千円
不快害虫対策公用車購入	2,400千円
ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策交付金	90千円

### 3 生活衛生事業 4. 1. 1 2

#### (1) 町内の墓地、納骨堂の経営許可及び埋葬等に関する事務

町内の墓地、納骨堂の経営許可及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう取り組みます。

##### 【歳入】

権限移譲交付金（墓地、化製場）	40千円
-----------------	------

##### 【歳出】

霊柩輸送費助成金	610千円
----------	-------

#### (2) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施

狂犬病は治療法が確立されていないため、発症すると人も犬もほぼ100%死亡する極めて恐ろしい病気です。狂犬病予防法により生後91日以上の犬は登録と予防注射が義務付けられていることから予防注射、登録の徹底に努め、且つ、年2回の集合注射の機会を設け広報による周知や動物病院との連携により接種率の向上を図ります。

##### 【歳入】

畜犬登録手数料	75千円
---------	------

狂犬病予防注射済交付手数料	272千円
---------------	-------

##### 【歳出】

医師謝金及び旅費	19千円
----------	------

消耗品費（予防注射済票等）	212千円
---------------	-------

通信運搬費（予防注射通知）	75千円
---------------	------

#### (3) 放浪犬対策・適正飼養等の推進

町内巡回や公民館等を通じ放浪犬の実態を把握し、保健所と連携して減少に努めます。また捕獲の際、飼い主の早期発見のため首輪への鑑札及び注射済票の装着を徹底させ、狂犬病予防法に基づく飼主の義務について周知及び指導を行います。また、犬猫の飼い主の社会的な責任について啓発を図り、周辺環境への配慮に基づいた適正飼養、みだりな繁殖の防止、終生飼養等を推進するとともに、無責任な餌やりの防止等についても、保健所と連携し啓発に努めます。

### 4 廃棄物対策事業 4. 2. 1

屋久島クリーンサポートセンターでの可燃ごみ、資源ごみ等の再資源化及び中間処理により、屋久島町の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理にかかる取組みを強化します。

また、町内における不法投棄物の監視を徹底し、抑制に努め、旧焼却場の整備を含め、環境保全対策の強化を図ります。

#### (1) 一般廃棄物処理対策事業

循環型社会構築に向け、平成28年度から細分化している紙類、プラスチック・ビニール類の分別排出を促進し、ごみの発生抑制・減量化に努めます。

町内の一般廃棄物の収集及び運搬計画については、第9期分別収集計画により分別収集を徹底し処理に努めます。

住民サービスを基本に、屋久島における一般廃棄物の収集体系を整備し、今後も新たな分

別収集やステーション回収及び新規設置等に取り組んでいきます。また、環境美化推進員を配置し、区とも連携を取りながら周知・啓発を行います。さらに、町民の要望に対しても分別収集体制を基本に検討や改善を図ります。

**【歳入】**

一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋等）	35,755 千円
一般廃棄物処理業許可手数料	9 千円
だいすき基金	1,500 千円
有価物売払収入（空き缶プレス品）	1,900 千円

**【歳出】**

会計年度任用職員給料及び手当等（ごみ袋管理配達等業務）	2,434 千円
共済費等（会計年度任用職員）	526 千円
環境美化推進員委員活動等謝金・費用弁償	1,378 千円
普通旅費	137 千円
消耗品費（指定ごみ袋）	18,902 千円
消耗品費（分別収集関係）	315 千円
修繕料（資外）	540 千円
印刷製本費（ごみ収集券）	555 千円
燃料費	229 千円
通信運搬費	1,446 千円
指定ごみ袋交付手数料	4,120 千円
空き缶処理業務委託	5,539 千円
ごみ収集業務委託	78,623 千円
備品購入費（公用車購入費）	1,500 千円
環境保全対策交付金	4,524 千円

**（２）旧焼却場整理事業**

旧宮之浦・尾之間ごみ焼却場にストックしてある各種ごみを処理するため、分別作業を行い、屋久島クリーンサポートセンターへ運搬して適正な処理に努めます。

**【歳出】**

光熱水費	309 千円
手数料（汲取り代）	11 千円
旧焼却場整理業務委託料	20,829 千円

**（３）不法投棄対策事業**

屋久島地区廃棄物不法処理防止連絡会議（屋久島町・屋久島保健所・屋久島警察署・産業廃棄物協会熊毛支部）四関係機関を中心に、不法投棄監視パトロールの体制強化を図ります。また、一般廃棄物の不法投棄、産業廃棄物の不適正保管や野焼きなどの不法処理についても連携して調査を行い、廃棄物処理に対するモラルの向上や法令順守の徹底に向けた指導体制の構築を図ります。

**【歳出】**

不法投棄物回収に伴う重機借上げ料	45 千円
------------------	-------

**（４）使用済自動車等海上輸送費補助事業**

使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）による使用済自動車の処理を適正に行うため、使用済自動車の本土への海上輸送について、（財）自動車リサイクル

促進センターの「離島対策支援事業協力出捐金」制度を有効活用し、海上輸送に係る経費の8割を助成します。

また、自動車関連事業者の協力のもと、町民に対しても処理方法の周知・啓発を行い不適正管理状態の使用済自動車の島外搬出を促進します。

【歳入】

使用済自動車リサイクル出捐金（780 台分） 7,811 千円

【歳出】

使用済自動車海上輸送費補助金（780 台分） 7,812 千円

（5）生ごみ堆肥化事業

家庭から排出される生ごみの処理については堆肥化を積極的に進め、地域内で循環するリサイクルシステムを構築することで、住民が参画する資源循環型社会の形成、地球温暖化防止対策等、世界自然遺産の島にふさわしい環境づくりに取り組みます。

また、口永良部島においては、収集した生ごみを処理施設まで搬入することが困難なため、家庭用コンポストの普及に向けた取組みを推進し、コンポスト購入に要した費用の一部を助成して堆肥化を図ります。

【歳出】

印刷製本費（生ごみ収集券） 31 千円

口永良部島堆肥運搬費 50 千円

生ごみ処理業務委託 27,566 千円

コンポスト購入費補助金 20 千円

（6）口永良部島し尿処理事業

口永良部島で収集するし尿及び汚泥は、島内処理が不可能であり、屋久島クリーンセンターで処理する必要がありますが、屋久島へ輸送する運賃が発生するため生活に必要な町民負担の均衡を図るとともに口永良部島における生活衛生の保持及び公共水域の環境保全に資することを目的に、口永良部島から屋久島までのし尿輸送に係る経費を負担します。

【歳出】

口永良部島し尿収集運搬助成金 984 千円

（7）廃食用油再資源化事業

家庭及び事業所から排出される廃食用油については、直営で収集を行い、有価物として島外業者に売却すると共に、BDF 燃料を精製し公用車の燃料として活用します。

【歳入】

有価物売払収入（廃食用油） 250 千円

【歳出】

消耗品等（回収タンク等） 352 千円

修繕料（資外）（車検代等） 140 千円

役務費（廃食用油輸送費） 176 千円

保険料 9 千円

使用料及び賃借料（ユニック借上げ） 360 千円

公課費 19 千円

（8）小型焼却炉管理事業

平成 24 年度に地域振興推進事業を活用し、旧宮之浦焼却場敷地内に設置した小型焼却

炉において、山岳携帯トイレ等の処理に努めます。この小型焼却炉の燃料としてエコ豆炭を活用します。

【歳出】

光熱水費（電気代）	174 千円
小型焼却炉作業業務委託	858 千円

(9) 廃家電海上輸送費補助事業

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理を適正に行うため、屋久島から鹿児島市にある指定取引所までの海上輸送経費に係る負担額の一部を助成します。

【歳入】

家電リサイクル離島対策事業協力金	2,981 千円
------------------	----------

【歳出】

家電リサイクル事務手数料	272 千円
家電リサイクル離島対策協力補助金 （エアコン 315 台 テレビ 382 台 冷凍冷蔵庫 333 台 洗濯機 329 台）	2,982 千円

(10) 公害対策事業

屋久島電気株式会社の操業に係る環境への影響対策は、環境保全協定に基づき自主規制で取り組まれているが、その効果を検証するため、町内3箇所において、二酸化硫黄の測定調査を継続し、住民生活への影響を調査します。

【歳出】

硫黄酸化物測定業務委託	238 千円
-------------	--------

(11) 海岸漂着物地域対策事業

本町は台風シーズンや冬の季節風の強い時期に大陸からの漂着ごみが多く、海岸における良好な景観及び環境の保全に悪影響を及ぼしているため、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金を導入し、重要海岸を定めて委託業者または各集落による回収・分別・運搬処理を実施します。

【歳入】

海岸漂着物地域対策事業（県費）	4,315 千円
-----------------	----------

【歳出】

事務費（普通旅費・消耗品費）	50 千円
通信運搬費（廃棄物輸送費）	330 千円
手数料（廃棄物処分費）	615 千円
海岸漂着物地域対策推進事業委託	3,800 千円

(12) 廃棄物減量等推進審議会の開催

ごみの減量化・リサイクルに取り組みやすい環境づくりの在り方について町長より諮問を受け、廃棄物減量等推進審議会を開催します。（委員 14 名）

今年度は、拠点回収の見直しやリサイクル市の開催について審議を行います。

【歳出】

廃棄物減量等推進審議会委員報酬・費用弁償	211 千円
----------------------	--------

## 5 ごみ処理施設管理事業 4. 2. 2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律及び屋久島町ごみ処理施設条例に基づき、ごみ処理施設（屋久島クリーンサポートセンター）において一般廃棄物の処理再資源化を行います。再利用可能な粗大ごみ、生成された炭化物及び再資源化物（プラスチックビニール類・紙類）については、業者と協働して再資源化を含め、町内外での有効利用を推進します。

ごみ処理施設は、効率的で安全安定的な管理運営を目指すとともに、資源ごみの再資源化による歳入の確保とランニングコストの節減に努め、施設の充実を図り施設周辺の環境美化に努めます。

また、各施設及び旧焼却場の環境調査の実施、排出ガス、放流水や地下水等のダイオキシン類濃度等の測定や、搬入されるごみ組成調査を行います。

小中学校や婦人会、老人クラブ等、各種団体の視察研修を積極的に受け入れ、ごみ処理施設の概要や処理方法等の説明を行い、住民への更なるごみ分別の啓発に努め、廃棄物の適正処理を円滑に進めると共に、施設の延命化に努めます。

### 【歳入】

ごみ処理施設直接搬入手数料	734 千円
有価物売払収入	910 千円
自動販売機電気料	20 千円

### 【歳出】

普通旅費	437 千円
消耗品費	20,000 千円
光熱水費	69,600 千円
修繕料（資外）	28,525 千円
燃料費	7,516 千円
通信運搬費	1,096 千円
手数料	2,478 千円
保険料	17 千円
委託料	188,912 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	235 千円
町有施設管理委託（屋久島クリーンサポートセンター）	137,413 千円
紙類・プラスチック類再資源化委託	3,927 千円
炭化物再資源化委託	16,000 千円
容器リサイクル法処理委託	100 千円
環境調査委託	3,850 千円
一般廃棄物分別業務委託	2,553 千円
飛灰処分委託	5,000 千円
廃乾電池処分委託	2,074 千円
廃蛍光管処分委託	1,914 千円
有償廃棄物再資源化委託	9,246 千円
磁性物・異物中間処理委託	6,600 千円
使用料及び賃借料	3,818 千円
機械器具リース料（所移外）	3,432 千円
車両借上料（所移外）	11 千円
重機借上料	375 千円
鹿児島県下ごみ処理施設連絡協議会負担金	5 千円
公課費	46 千円

## 6 し尿処理施設管理事業 4. 2. 3

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び屋久島町し尿処理施設条例に基づき、し尿処理施設において処理業務を行います。

し尿処理施設は計画処理量46kl/日の膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用し、河川水と同程度の放流水の確保に努めるなど環境に優しい取り組みを進めている中、同施設は22年を経過し施設全般機器類等の耐用年数を超えている状況にあります。障害発生による施設停止などの不安要因を最小限にとどめるため、予備品確保と併せて予防保全のための整備を図ります。

施設の運転管理については、可能な限り地元業者の活用を図り、経費の削減と併せて技術力の確保に努め、ランニングコストの節減を図り運転効率の向上に努めます。

### 【歳入】

し尿投入手数料	2,100千円
庁舎等使用料	78千円

### 【歳出】

会計年度任用職員給料及び手当等	10,575千円
共済費等（会計年度任用職員）	2,242千円
普通旅費	71千円
消耗品費（薬品等）	15,000千円
光熱水費	15,798千円
施設機械・機器修繕料	42,000千円
燃料費	5,570千円
通信運搬費	195千円
手数料	568千円
電気工作物保安管理委託	450千円
自動扉点検整備業務委託	600千円
受入貯留槽清掃業務委託	3,700千円
環境調査委託	1,500千円
焼却灰処分委託	4,840千円
県し尿処理施設協議会負担金	4千円

## 7 合併処理浄化槽設備費補助事業 4. 2. 4

町民の生活環境保全と公衆衛生の向上、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的に、小型合併浄化槽の設置者に対して補助金を交付し、汚水処理普及を推進します。

令和2年度より、単独浄化槽から小型合併浄化槽へ転換する際の宅内配管工事費に対して上限10万円の補助を新設しており、今年度も引き続き単独浄化槽からの転換を促進して普及率の向上を図ります。

設置数は67基（5人槽：新築23基、新築以外29基 7人槽：新築6基、新築以外3基 10人槽：新築3基、新築以外3基）うち単独浄化槽転換7基の補助を計画しています。

補助金額

単位：千円

区分	人槽	補助金額	財源内訳			
			国	県	町	町上乗分
新 築	5人槽	423	166	0	166	91
	7人槽	502	207	0	207	88
	10人槽	647	274	0	274	99
新 築 以 外	5人槽	604	166	83	83	272
	7人槽	681	207	103.5	103.5	267
	10人槽	836	274	137	137	288
単独浄化槽撤去費		90	45	22.5	22.5	0
宅内配管工事費(単独槽転換)		100	50	25	25	0

## 【歳入】

浄化槽設置整備事業（国庫）	12,157千円
浄化槽設置整備事業（県費）	3,137千円

## 【歳出】

小型合併処理浄化槽設置費補助金	38,079千円
-----------------	----------

**8 ごみ処理施設整備事業費 4. 2. 5**

新たなごみ処理施設建設に向け、屋久島町ごみ処理施設整備基本計画で示したスケジュール案に基づき取組みを進めていきます。

今年度は、新たなごみ処理施設建設に必要な調査として生活環境影響調査及び地質調査を行います。また、処理施設発注に向けた取組みとして、屋久島町ごみ処理施設整備基本計画に基づき処理施設の詳細な仕様を検討する発注支援業務を実施します。

## 【歳入】

ごみ処理施設整備事業（国庫）	5,300千円
----------------	---------

## 【歳出】

測量設計委託（敷地造成設計）	8,000千円
環境影響調査業務委託	32,000千円
地質調査委託	5,200千円
工事発注支援業務委託	11,000千円

## 【 産 業 振 興 課 】

全国的に人口減少が進むなか、本町においても人口減少が加速度的に進行し、生産力の低下と市場の縮小は避けられない。また新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度も観光客数の大幅な減少や町民の外出自粛等により、地場産業全体が大きな影響を受ける予想される。

このような状況のなかでも、産業振興課としては町内の農林水産業者及び商工業者に対し、経営基盤安定のために国・県の助成制度を有効活用した支援を行い、町民所得の向上と町内地域産業の景気回復に取り組む。

### (1) 労働諸費

失業者の生活の安定と早期就労を支援するため、月2回の資格認定業務を行い、受給者の資格認定業務求職申込の受付、求人票の整理等早期就労を支援する。

雇用保険の受給資格取得（初回認定）については、ハローワークと連携し、受給資格取得業務をサポートする。

・労働諸費（26 千円）

旅費

### (2) 農業費

本町の農業については、高齢化、担い手不足、後継者不足や遊休農地化等が進んでおり、厳しい状況にある。このことから、屋久島町担い手育成総合支援協議会のもと関係機関・団体と連携のうえ、取り組みを充実させ、担い手育成を総合的に推進する。

後継者対策や遊休農地対策については、集落単位の農業の将来像に向けた話し合いやプラン作成について取り組み、また多面的機能支払交付金を活用し、組織の共同活動により農地等の保管理を行い遊休農地の解消に努める。

長年基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いている。老木等の更新や改植に向け、果樹経営支援対策事業の更なる推進や、果樹苗木購入に対する補助を実施することで、樹園地の若返り化を図り、栽培面積の維持・拡大に努める。営農支援センターの硬質プラスチックハウス利用によるぼんかん・たんかんの大苗育苗や、パッションフルーツの育苗に向けた取り組みを行う。また、果樹試験園については農業管理センター等と連携し、管理体制を整え、新たな振興作物の検討のため試験栽培を行う。

輸送費支援については、本年度も「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」や「離島活性化交付金」を活用し、農林水産物の出荷や原材料の輸送にかかる費用の低コスト化により、農林水産業の振興を図る。

農地の流動化・耕作放棄地解消については、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用（担い手農家へ農地集積・集約等）を図りながら、バレイショ、実エンドウ等の面積拡大に取り組む。

むとともに、焼酎加工用さつまいもの基腐病対策の検討や茶等のさらなる振興を図るなど、農家の経営安定と所得向上へ向けて取り組んでいく。

環境に優しい農業の推進に向けて、有機栽培に取り組む農家への支援を行うとともに、農業用廃プラスチック類の適正処理に取り組んでいく。また、GAPへの取り組みを推進する。

6次産業化への支援策として、直売や農産加工に取り組むための専門的な知識・技術、手法の習得等に必要な研修会等への参加希望者に対し一部補助を実施することでスキルアップを図る。また、町営牧場については、適正な管理運営を行い、農家の省力化、労働力の軽減させるため利用頻度を向上させ、低コスト生産体制を構築する。

青年就農者の確保に向け、農業次世代人材投資事業や認定新規就農者制度を活用し、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農後の定着へ向けた取り組みを進める。

特殊病害虫対策については、侵入警戒調査を継続し、再侵入の早期発見に努めるとともに、発生時の防除を迅速に行うために関係機関との連携を深める。

有害鳥獣による農林業の深刻な被害に対処するため、鳥獣被害防止総合対策事業により、協議会の開催や、新規狩猟者の確保に向けた助成、猟友会が実施する有害鳥獣捕獲等に対する活動補助の強化等、駆除及び被害防除対策を講じていく。国有林内においても、「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、屋久島森林管理署・屋久島町・上屋久猟友会・屋久町猟友会で連携し、共同で取り組むことにより、捕獲強化及び被害防除対策を実施していく。

また、令和元年度にヒヨドリ等による農作物への被害が見られた。これを受け、防除対策として、サンテ、防鳥ネットの購入に対して補助を行い、被害の軽減を図る。

口永良部島ではヤギの生息数が著しく増加し、農業等に被害を与えていることから、引き続き駆除を実施する。

捕獲鳥獣を地域資源として利用することが重要であることから、鹿肉処理加工施設業者や猟友会、関係機関等と連携し、ジビエ利用拡大に努める。

・農業総務費（62,605千円）

人件費、施設管理経費、各種協議会負担金 他

・農業振興費（48,429千円）

原材料費（試験園苗木購入）	200千円
果樹試験園管理委託	480千円
農業管理センター負担金	6,000千円
産業祭補助	950千円
環境保全型農業直接支援対策事業補助金	2,367千円
輸送コスト支援事業補助金	30,800千円

・農地費（16,686千円）

多面的機能支払交付金 16,288千円

・農業後継者対策費（9,503千円）

農業次世代人材投資資金 9,000千円

- ・特産品加工販売施設等管理経費（7,187千円）
 

光熱水費	2,705千円
修繕料	600千円
備品購入費	2,700千円
- ・畜産費（32,612千円）
 

畜産基盤再編総合整備事業負担金	3,880千円
畜産・酪農収益強化整備等特別対策事業補助金	15,000千円
- ・町営牧場管理運営費（63,811千円）
 

飼料費	24,651千円
手数料	8,464千円
備品購入費	5300千円
- ・鳥獣被害対策費（41,511千円）
 

備品購入費	2,000千円
鳥獣被害対策実践事業補助金（推進・緊急）	25,834千円
有害鳥獣捕獲対策事業補助金	12,052千円
有害鳥獣被害防除対策補助金	600千円
- ・特殊病虫害対策事業費（660千円）

## （2）林業費

林業については、パリ協定の枠組みのもとで我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林経営管理法を踏まえ、新たに森林環境税が創設された。課税については、国民負担を考慮し令和6年度からとなるが、森林環境譲与税は先行し令和元年度から譲与され、令和3年度より各市町村へ満額譲与される。

本町においては、町有地の一部をモデル地区と設定し、皆伐を行ったところであるが、森林環境税を活用した下刈り作業や鳥獣被害への対応に加え、今後も引き続き実施される皆伐地の再造林のための苗木生産や、森林整備促進を図るための機器購入に対する一部補助を創設し、林業振興を図る。

また、スギを中心とした人工林が利用期を迎えており、生産量が増加傾向にある一方、島内での利用は伸び悩んでいる状況のため、安定した新たな市場開拓が課題となっている。

このような中、間伐材の島外出荷に取り組んでいるところであるが、内地と比較して輸送にコストがかかるため、森林所有者の収益が少ないのが現状である。

海上輸送のコストがかかる離島においては、価格的にも有利な販売先の確保やこれらに対応した生産体制の構築など、関係者が一体となった取り組みが重要となっている。

このため、間伐材の安定的な供給体制を確立するため、「屋久島地杉販売プロジェクト」の推進や林業関係者による各種定例会の開催により、関係機関と連携した取り組みを推進する。

さらには、国の輸送費支援事業を活用して輸送にかかる費用の低コスト化により林業振興を図る。

また、国との「屋久島地域森林整備推進協定」に基づき、民有林・国有林が連携して間伐等の森林整備を進める。特に北部団地内においては、木材を効率的に搬出するため、骨格的林道となる屋久島北部線の整備を推進する。

近年、松くい虫による被害が島内全域に拡大しているため、公共的機能の高い松林については、松くい虫の被害を防止するため薬剤の地上散布や樹幹注入を実施し、その他の枯れ松については、効果的な補助事業等の活用を図りながら、被害拡散防止のための伐倒処理や焼却・破砕処理等を実施する。

地域の森林整備の中核的担い手である森林組合については、経営改善計画に基づく健全な組合経営が図られるよう指導・助言を行う。

・林業総務費（2,871千円）

施設管理経費、各種協議会負担金

・林業振興費（164,627千円）

松くい虫防除委託（地上散布・伐倒処理）	9,967千円
森林づくり推進活動委託	900千円※税対応
機械機器リース料	7,538千円
森林整備促進事業補助金	5,770千円※税対応
島内産材需要拡大対策事業補助金	2,500千円※税対応
戦略産品輸送支援補助金	106,173千円
林業就業者研修補助金	200千円※税対応
屋久島地杉苗再興推進事業補助金	750千円※税対応
（新）屋久島憲法100周年記念シンポジウム事業補助金	2,390千円
屋久島森林組合運営資金貸付金	5,000千円

### （3）水産業費

水産業については、近年続く温暖化による影響や漁業者の高齢化、後継者不足により、水揚げの大半を占めるトビウオ漁や瀬物・サバー本釣り漁の全体的な漁獲量は年々減少し、サメやイルカによる漁業被害も深刻化している。

このような状況に加えて、昨年から続いているコロナウイルス感染症の影響による水産物の消費減少等を原因とした魚価の低迷から漁家経営は厳しい状況が続いている。

このようなことから、県の「水産業復興基本計画」に基づき、離島漁業再生支援事業等、効果的かつ効果的な補助事業の活用を図りながら、持続的・安定的な漁業資源を確保するため、計画的な漁場の整備、藻場の造成、有用魚介類の種苗放流を行い、適切な管理による資源回復を活用した「つくり育てる漁業」等の推進を図る。

また、若手漁業者や新規就業者の技術研修等に積極的に取り組み、後継者や就業者の育成・確保を図る。

また、海上輸送費の支援や流通体制の拡充による鮮魚価格の安定、水産加工品の新商品開発や販売対策に努める。

トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市と新上五島町、屋久島町と「芽之舎だし」などあごだしの商品を多く手掛けている久原本家グループの4者において「九州あご文化推進委員会」を発足し、公式WEBサイトの立ち上げや福岡市天神ビルでの歳末イベントの実施など九州に伝わるあごの食文化を広げていくための情報発信を行っている。今年度も4者連携し、更なるPR活動を実施していく。また、屋久島漁協との連携も更に強化し、地元水産物の情報発信や漁業振興大会（お魚祭りや料理教室等）を開催し、地元消費の拡大を図る。

・水産業総務費（1,102千円）

各種協議会負担金 他

・水産業振興費（11,690千円）

離島漁業再生支援交付金

11,128千円

・漁港管理費（1,823千円）

町官営漁港施設維持管理経費、負担金等

#### （4）商工費

町内の経済活動は、前年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受け、本年度についても復調の兆しは見えない。

産業振興課では、昨年度は町内の商工業者支援のため、国の新型コロナウイルス対策交付金を活用した飲食店応援給付金事業や事業支援給付金事業、商工会と連携したプレミアム付き商品券事業を実施し、町内経済の活性化を図った。

本年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減じた事業者に対して、商工業安定資金貸付事業や利子補給事業等、従来の支援策に加え、国の交付金等を活用し、新たな支援事業に取り組んでいく。

また、様々な経営相談に対応するため、中小企業庁が各県に設置している鹿児島県よろず支援拠点による「よろず相談会」を昨年10月から実施しており、本年も月1回開催し、中小事業者の経営相談に対応する。

本年9月まで延長されたマイナポイント事業については、町民課及び各出張所と連携した取り組みを進める。

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用した雇用機会拡充事業については、創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対する運営支援と町内の雇用機会を拡充する有効な事業として、制度周知と適切な執行管理を行う。

消費者対策については、情報化社会の進展による架空請求など様々な取引をめぐる消費者トラブルの未然防止に向け、第一線の相談窓口を担い、県消費生活センター、弁護士会、警察等

と連携しながら降り組む。

・商工総務費（70,228 千円）	
雇用機会拡充事業補助金	22,500 千円
商工会助成金	3,970 千円
商工業振興資金利子補給補助金	2,000 千円
商工業販路拡大助成金	500 千円
イベント運営費補助金	3,500 千円
商工業安定資金貸付金	5,000 千円
屋久杉加工協同組合運営資金貸付金	4,000 千円
・共同店舗施設管理費（2,007 千円）	
光熱水費	203 千円
修繕料	1,000 千円
・特産品展示館管理費（1,105 千円）	
光熱水費	618 千円
修繕料	300 千円

## 【 建設課 】

### 建設行政の方針

生活の基盤、産業の基盤となる一体的な交通環境づくりと災害に強いまちづくりを進め、住民の財産と安全を守るための施策の実現に努める。

#### 1. 農業施設整備事業

農業の基盤である農道等の整備・維持補修に努める。

##### ① 農道の施設整備及び維持補修費

・農道太田平線改良工事	27,000千円
・地図情報管理システム導入業務委託	10,000千円
・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	2,128千円

##### ② 県営事業負担金

・県営畑地帯総合整備事業負担金	18,650千円
・県営中山間地域総合整備事業負担金	25,539千円

#### 2. 林道施設整備事業

林業の基盤である林道等の整備・維持補修に努める。

##### ① 林道の施設整備及び維持補修費

・林道船行支線舗装工事	12,625千円
・林道船行支線測量設計業務委託	1,500千円
・大久保2号橋橋梁補修設計業務	9,000千円
・林道屋久島北部線用地測量業務委託	1,500千円
・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費）	1,567千円

#### 3. 漁港施設整備事業

漁船の安全係留および漁業の基盤整備を充実するため、漁港施設の機能保全と維持補修に努める。

##### ① 水産基盤機能保全事業

・栗生漁港機能保全工事（西防波堤基礎矢板補修）	100,000千円
-------------------------	-----------

##### ② 漁港の維持管理補修費

・機能保全計画策定業務委託	5,000千円
・栗生漁港区域避難航路浚渫業務委託料	612千円
・維持補修費（修繕料、工事材料費）	1,640千円

③ 県営事業負担金

・農産漁村地域整備事業負担金（口永良部漁港）	8,600千円
・県単漁港整備事業負担金（口永良部漁港・一湊漁港）	1,900千円
・ストックマネジメント事業負担金（一湊漁港）	3,600千円

4. 道路橋りょう施設整備事業

地域住民の利便性及び安全性を図り、地域経済に寄与する生活基盤の整備と道路環境の維持・補修・美化に努める。

① 社会資本整備総合交付金事業

・麦生循環線2号線道路改良工事	5,000千円
・竹山線道路改良工事	5,000千円
・竹山線測量設計業務委託	10,000千円
・麦生地区バス停歩道整備工事	1,000千円
・舗装長寿命化策定業務委託	5,000千円
・鯛の川線測量設計業務委託	7,000千円

② 道路メンテナンス事業

・稚児見橋橋梁補修工事（一湊吉田線）	9,000千円
・稚児見橋橋梁補修設計業務委託（一湊吉田線）	3,000千円
・下川橋橋梁補修工事（屋久島循環線3号線）	3,000千円
・下川橋橋梁補修設計業務委託（屋久島循環線3号線）	1,000千円
・湯川橋橋梁補修工事（宮之浦循環線）	20,000千円
・天幸橋橋梁補修工事（白川線）	3,000千円
・天幸橋橋梁補修設計業務委託（白川線）	3,000千円
・樋之口橋橋梁補修工事（平野樋之口線）	2,000千円
・樋之口橋橋梁補修設計業務委託（平野樋之口線）	2,000千円
・橋梁長寿命化点検業務委託	11,000千円

③ 町道整備事業

・野平線道路整備工事	10,000千円
・集落内道路整備工事	5,000千円
・安房地区排水路整備工事	15,000千円
・道路台帳補正業務委託	3,000千円

④ 地域振興推進事業

・燈台線道路整備工事	3,000千円
・燈台線測量設計業務委託	5,000千円

- ⑥ 道路の施設整備及び維持補修費
- ・町内危険箇所整備工事 5,000千円
  - ・道路環境整備工事（荒川線・淀川線，だいすき基金） 10,000千円
  - ・維持補修費（修繕料、重機借上料、工事材料費） 8,903千円

- ⑦ 県営道路事業負担金
- ・地方特定道路整備事業負担金  
（白谷雲水峡線・屋久島公園安房線） 17,500千円

## 5. 河川施設整備事業

河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命財産を守り、安全安心な生活環境を確保するとともに、自然環境に配慮した河川施設整備に努める。

- ① 河川整備事業
- ・栗生地区河川整備工事 7,500千円
- ② 河川の維持管理補修費
- ・水門等管理委託料（永田川・一湊川・栗生川） 1,128千円
  - ・維持補修費（修繕料、重機借上料） 2,175千円

## 6. 港湾施設整備事業

港湾施設の機能保全と維持補修に努める。また、海上交通の要である宮之浦港・安房港の整備を促進し、経済の活性化を図る。

- ① 港湾の施設整備及び維持補修費
- ・湯泊港ケーソン補修工事 20,000千円
  - ・維持補修費（修繕料、工事材料費） 1,130千円
- ② 県営事業負担金
- ・防災安全社会資本整備交付金事業負担金（宮之浦港・安房港） 15,700千円
  - ・県単港湾整備事業負担金（宮之浦港） 2,500千円

## 7. 都市計画事業

快適な都市空間をつくり、住民に安らぎと安心を与える街路の整備・維持に努める。

- ① 都市計画関連施設整備及び維持管理費
- ・宮之浦街路灯整備工事 7,000千円
  - ・清掃委託料（安房墓地公園） 322千円
  - ・都市計画基礎調査業務委託 12,000千円
  - ・都市計画地形図作成共同更新事業負担金 36,000千円

② 県営事業負担金

- ・ふれあいとゆとりの道づくり事業負担金（宮之浦地区） 2, 000千円

8. 危険家屋解体撤去事業

町内の景観及び住環境の向上並びに安心安全を確保する為、危険家屋の撤去を推進する。

① 危険家屋解体撤去補助事業

- ・危険家屋解体撤去補助金 2, 100千円

9. 町営住宅事業

公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の維持・保全と計画的な修繕に努め、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で町営住宅を提供し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。また、住宅及び敷地内の安全・衛生管理（犬・猫等の飼育禁止、騒音禁止など）について入居者への周知徹底を図ると共に、家賃の長期滞納者に対しては、住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の支払いを求め法的措置を行う。

① 町営住宅管理事業

- ・野首団地外壁改修工事 23, 100千円
- ・公営住宅長寿命化策定業務委託 6, 900千円
- ・委託料（消防設備点検、貯水槽清掃、シロアリ駆除他） 2, 848千円
- ・維持補修費（修繕料、工事材料費） 11, 200千円

## 【 地 域 住 民 課 】

地域住民課は、永田、宮之浦、安房、尾之間、栗生、口永良部島の6出張所で組織しており、各課の業務の取次（証明、申請、受付、収納等）を行う総合窓口として地域に根差した行政サービスを行います。さらに町民課・各関係課と連携をとりながら、関係法令に基づき、適正かつ丁寧で迅速な対応に努めます。

地域間交流の拠点である屋久島離島開発総合センター（宮之浦）及び屋久島町総合センター（安房）の維持管理に努め、展示や舞台発表など各種発表の場として活用を図ります。また、離島開発総合センター耐震診断結果に基づき、耐震補強計画の作成及び補修関係について、関係課と協議をしていきます。

併せて、時間外及び土・日・祝日の安房・尾之間出張所と敷地内施設の警備見回り、電話対応、関係施設の鍵の引継ぎ等を警備業務委託により行いますが、宮之浦出張所については、旧宮之浦支所及び周辺施設の解体に伴い、遠隔電子鍵システムが構築されるまでの間を業務委託により実施します。

令和3年度の本課にかかる歳入・歳出は次のとおりです。

### 【歳入】 歳入計 659 千円

#### 総務手数料

13. 1. 1	1. 001	総合センター使用料	180 千円
	3. 003	行政財産占有料	398 千円
13. 2. 1	3. 004	船員法事務手数料	1 千円
雑入			
20. 5. 2	1. 005	雇用保険料	6 千円
	1. 011	電話使用料	2 千円
	1. 012	コピー複写代	71 千円

### 【歳出】 歳出計 131,394 千円

2. 1. 8	宮之浦出張所費	100,395 千円
	※地域住民課職員の職員人件費関係は、この目で支出	
2. 1. 9	尾之間出張所費	5,717 千円
2. 1. 10	安房出張所費	3,936 千円
2. 1. 11	栗生出張所費	256 千円
2. 1. 12	永田出張所費	3,181 千円
	※会計年度任用職員（フルタイム）が勤務	
2. 1. 13	口永良部島出張所費	964 千円
2. 1. 16	総合センター管理費	16,945 千円
	※離島開発総合センター事業	(8,970 千円)
	※安房総合センター事業	(7,975 千円)

## 【 議 会 事 務 局 】

議会事務局は、地方自治法第 138 条第 2 項により設置され、本町における行財政全般に係る意思決定機関である議会の権能が十分に発揮できるよう、各種法令及び会議規則を遵守した議会運営に関する事務、議員共済事務等の議会に関する全ての事務を総務課及び県町村議会議長会との連携を図り運営する。

令和 3 年度の事業計画は、例年どおり、定例会及び臨時会の開会、常任委員会及び特別委員会の運営等の他、郡議長会研修、議員大会等への参加を予定している。

また、より住民要望を反映する議会機能の活性化に向け、町民及び各種団体との意見交換会の実施、議会だよりの発行等充実を図る。

### 1 議会等の開催について

#### (1) 定例会の開催

屋久島町議会の定例会の回数を定める条例及び屋久島町議会の定例会の期月を定める規則により、3月、6月、9月及び12月の計4回の定例会を開催する。

議会事務局においては、主に、議事日程作成等運営に係る事務、一般質問の集約、請願・陳情整理表の作成、委員会審査にかかる諸事務処理を行う。

#### (2) 臨時会の開催

臨時会は、必要があるとき、特定の事件に限り、その事件を審議するために招集される議会である。

#### (3) 議会運営委員会の開催

議会の円滑かつ効率的な運営のために置かれる委員会であり、定例会においては開会5日前に、臨時会においては必要に応じて開会前までに議会運営委員会を開催する。なお、定数は7名となっている。

#### (4) 常任委員会について

本議会は委員会主義を採用しており、その部門に属する事務の調査及び議案、陳情請願等の審査をおこなうため、総務文教常任委員会(定数8名)、と産業厚生常任委員会(定数8名)のいずれかの委員会に議員が所属している。

#### (5) 特別委員会について

前年度の各会計歳入歳出決算が議会に提出された時には、その認定審査を行うため決算審査特別委員会(定数8名)を設置する予定である。

#### (6) 広報委員会について

議会広報委員会は、議会の公開原則及び議員活動を周知するために、議員により設置された委員会(定数4名)であり、定例会ごとに屋久島町議会だよりを年4回発行している。

なお、委員会運営に要する費用等は議員の会費により賄われているが、議会だよりの印刷製本については、ページの単価による見積りによる随意契約を行い支出する。

また、広報委員は県の議長会主催の広報研修会に参加し、製作等に関する技術を学ぶ。

#### (7) 全員協議会の開催

全員協議会では、円滑な議会運営のための意見調整のほか、議会に事件提案される前に議会の意向を町政に反映させるための協議、また、事務事業等の進捗状況等の情報共有を図るために開催する。費用については、他の会議と併せて開催し、支出の節減を図る。

#### (8) 議会活動に関する費用

議員報酬については、毎月22日を基準に支給する。なお、議員共済組合負担金については、負担率が前年度と比較し1.8%減少したことから、795千円の減額となっている。

### 2 鹿児島県町村議会議長会について

鹿児島県町村議会議長会は、県下24町村議会で組織し、事務局を自治会館内に置き、議員を対象にした研修会の企画、議会事務処理の適正化を確保するための調査研究、町村の懸案事項解決に向けた政務事務、町村議会議員共済・県市町村総合事務組合業務のうち市町村非常勤職員公務災害補償・新団体補償制度の事務を行っている。本町事務局では、本会の会員として議会活動の活性化のための研修会等への参加、各種調査の対応、議員の福祉の充実のために連携を図る。

なお、共済事務については、全国的な市町村合併の進展に伴い、町村数及び議員数が激減し、事務が全国会へ一元化されている。

### 3 熊毛郡町議会議長会について

熊毛郡町議会議長会は熊毛郡内3町議会の連絡協調を図り、議会の円滑な運営と各町の振興発展に寄与することを目的に活動する。

#### 4 種子島屋久島議会議員大会

1市3町が抱える当面の諸課題等の共有と、その対応を審議するために開催している。また、大会で採択された事項については、県の関係機関や県議会に対しての要望活動を実施する。

令和3年度は中種子町での開催予定である。

#### 5 会議録の調製について

会議録は、定例会及び臨時会における本会議の音声データ反訳及び50部の印刷製本を委託する。契約相手については、1時間あたりの単価による競争見積もりにより決定する。

定例会における委員会記録については、音声認識システムによる変換及び事務局職員による修正によって作成し、各常任委員長の確認の上、事務局において保管する。

#### 6 議長及び議会選出議員の公務費用

上記のほか、県政説明会、熊毛地区消防組合議会、植樹祭などへ必要に応じて出席する。

#### 7 議場及び委員会室の音響・映像機器について

新庁舎における議会・委員会の実施にあたり整備した音響・映像機器について、保守点検等を実施する。

## 【選挙管理委員会】

選挙の適切な管理執行を基本とし、以下のとおり計画している。

### 1 選挙管理委員会

以下の業務に係る執行経費として、10,378千円を予算計上している。

#### (1) 定例委員会の開催（毎月1回）

委員報酬 委員長 月額44,600円

委員（3名） 月額31,600円

#### (2) 臨時委員会の開催（選挙時等必要に応じて開催）

#### (3) 選挙人名簿の定時登録事務 年4回（6月・9月・12月・3月）

#### (4) 選挙人名簿の選挙時登録事務（選挙ごと）

#### (5) 検察審査員候補者の選定事務 毎年1回（9月）

#### (6) 裁判員候補者の選定事務 毎年1回（9月）

#### (7) 鹿児島県選挙管理委員会連合会総会・研修会、選管連熊毛支会総会（5月）、熊毛支会選管連委員・職員研修会（2月開催予定：屋久島町）

#### (8) その他報告関係事務等

### 2 選挙啓発

以下の業務に係る執行経費として、572千円を予算計上している。

#### (1) 町明るい選挙推進協議会総会の開催（5月開催予定）

#### (2) 県明るい選挙推進協議会熊毛支会総会への参加（5月開催予定：鹿児島市）

#### (3) 明推協熊毛支会開催の指導者研修会への参加（11月開催予定：中種子町）

#### (4) 選挙啓発活動

常時啓発活動として、屋久島高校（3年生は18歳新有権者）を対象とした出前授業を始め、中学校生徒会役員選挙（10月予定）に投票記載台と投票箱を貸し出し、併せて屋久島町明るい選挙推進協議会委員が立会指導を行うなど、コロナウイルスの感染状況等を考慮しながら、若年層への選挙啓発を実施予定

その他、選挙時啓発活動として、啓発ビラ配りを実施予定

#### (5) 選挙啓発冊子「しろばら」の全戸配布（1月予定）

### 3 衆議院議員総選挙

執行経費として、10,500千円を予算計上している。

任期満了により10月に選挙執行予定（解散により時期が早まる可能性あり）

### 4 町議会議員選挙

執行経費として15,835千円（選挙運動費用公費負担金6,036千円含む）を計上  
任期満了により令和3年9月に選挙執行予定

### 5 その他

直接請求（リコール等）が行われる際は、別途予算を計上し対応予定である。

## 【監査委員事務局】

監査委員の業務については、町の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行について、各法令の規定に基づき監査・検査・審査を行い、その結果、必要があるときは意見を添えて報告及び公表することになっている。

監査委員事務局は、監査委員の業務が、円滑かつ適正に行われるよう、情報の提供、資料の収集、助言等、補助・補佐する機関として設置されているところである。

本町における財政状況は、更に厳しい状況に推移していくことが予測される状況であり、その状況の健全化を図るためには、歳入面にあつては、確実な自主財源の確保、歳出面にあつては、徹底した無駄の排除、経費の削減に努めるべきであり、このことは職員各位が認識し、不断の努力が必要であると、これまでの監査等の都度報告してきたところである。

したがって、その取組を促す監査効果を発揮するため、各種テーマの随時監査で補完を予定し、本町の財務に関する事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則って行われているかどうか特に意を用い、監査等を行うことに必要な業務経費及び事務局の運営経費を予算計上している。

なお、それぞれの監査等においては、過去に実施した同様の監査等において指摘した点や、意見を付した件についての改善・検討状況等のフォローアップを併せて行うことで、監査委員による監査等が一過性のものに終わることなく、町の財政及び事務事業の健全化に資するよう努めていく。

### ○ 監査委員について

監査委員は屋久島町監査委員条例第2条の規定により2名が選出されている。識見を有する者から選任される委員は、平成23年12月26日に選任され、令和元年12月26日から3期目の任期に入っている。議会議員から選任される監査委員は、令和2年2月29日付けで辞職したため、3月23日に新たに選任されている。

報酬については、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬を支給する。

識見監査委員	令和元年12月26日～令和5年12月25日
議選監査委員	令和2年3月23日～令和3年9月30日

### ○ 例月出納検査について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、検査基準日を前月末とする例月出納検査を原則毎月10日に実施する。

検査の方法としては、通帳・証書残高（現金残高）と会計処理済台帳並びに監査委員が指定する検査調書との照合を行う。併せて財務に関する事務の適法性・効率性の検証を行うため伝票（歳出伝票、流用伝票、調定伝票等）の審査を実施する。

○ 定期監査について

地方自治法第199条第4項及び屋久島町監査委員条例第4条に規定する定期監査として、令和3年9月末を基準とする令和3年度一般会計及び特別会計の執行状況を始めとする財務に関する事務の執行及び経営に係る事務管理の監査を実施する。

○ 決算審査について

地方自治法第233条第2項及び屋久島町監査委員条例第9条の規定による令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査、同法22条第1項による公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。

○ その他監査の実施について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査として、貯蔵品監査、工事監査を引続き実施するほか、監査委員が随時必要と認める監査（財政援助団体監査、行政監査を含む）を実施する予定としている。

○ 鹿児島県町村監査委員協議会会員としての活動

鹿児島県町村監査委員協議会は、県内の監査委員が会員となり構成されているが、県内外での監査業務に係る情報提供はもとより、本町の監査業務に関する相談窓口ともなっている。当協議会が実施する調査の協力及び総会・研修会に参加する。

(1) 令和2年度監査活動に関する調査

(2) 監査委員・補助職員研修会の参加

令和3年7月開催予定

(3) 定期総会及び監査委員・補助職員研修会の参加

令和4年2月開催予定

○ 熊毛郡監査委員協議会会員としての活動

熊毛郡監査委員協議会は、熊毛郡内の監査委員で組織されているが、熊毛管内の情勢に則した監査等実務の情報交換を行う組織となっている。

なお、本協議会の事務局については熊毛3町が2年ごとに受け持つことになっている。

(1) 定期総会

令和3年7月開催予定（県研修会に併せて開催）

(2) 研修会

年1回開催予定

○ 全国町村監査委員研修会及び永年勤続表彰式

毎年10月ごろに開催される本会については、全国の町村監査委員及び補助職員が一堂に集い、監査委員制度に精通した専門員から監査委員を取り巻く現状、監査委員制度の機能充実、監査委員体制の強化等について講演がなされ、これらを参考に各町村監査委員の業務に反映しているところである。

これに併せて、長年にわたり監査業務に携わってきた監査委員、補助職員の表彰がされている。

熊毛郡監査委員協議会では、これに2年に1回参加することの申合せを行っており、令和3年度は参加する予定としている。

## 【 農 業 委 員 会 】

農業委員会組織は「農業委員会等に関する法律」の改正を踏まえ、従来からの法令業務に加えて、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農や新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」のための取組みと目に見える成果が求められている。

更に、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正に伴い、農地利用の集積・集約化の一層の促進に向けて、農業委員会に対して、「農地所有者等の意向把握」、「集落での話し合い」等農地利用の最適化の取組みの明確化・重点化が求められている。

また、令和2年度の7月に農業委員会委員等の改選で新体制移行2期目を向かえたことから、これまで以上に農業委員及び農地利用最適化推進委員の適切な役割分担と活動実績が求められている。

よって、本会ではこうした情勢を踏まえ、農業委員会活動の実践と農地行政の適正執行に取り組むため、以下のとおり積極的な事業推進を図っていく。

### 1. 農地等の利用の最適化の推進活動の展開

#### (農地等の利用の最適化の推進)

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進を図るため、以下の「現場活動」を展開する。

- ① 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検  
～農業委員・推進委員「1・5・一絵」活動の展開～に基づく農家へのアンケート調査の実施。戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手への意向確認を踏まえた担い手に対する農地のあっせんを進める。
- ② 農地の出し手に対する「農地中間管理事業」の活用促進
- ③ 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施
- ④ 農地のあっせんや農地所有者等との調整活動を通じて、既存の担い手だけではなく、新規就農者や企業等の参入支援を図っていく

#### (相続農地への対応)

- ① 後継者の不在村等による原因から「所有者不明の農地」が多数見受けられる。  
農地が相続後も未登記のまま放置されており、真正な土地所有者が確定できなければ利用権設定も困難な状況にもなる事から、町部局と連携し、死亡届受理窓口における相続人への農業委員会への届け出を案内するとともに、相続登記を指導し、所有者不明農地の未然防止に取り組む。

- ② 相続人において管理が困難なこと等により、農地の相続放棄を選択されるケースも生じている。相続放棄は遊休農地となるおそれもあり、周辺農業への悪影響も懸念される。相続人への選択肢として、「相続したうえでの貸借」による農地保全など助言・提案を進めていく。

## 2. 法令業務の適正執行

### (法令業務の適正推進)

- ① 農地法3条、4条、5条（農地の売買、貸借、転用関係）、基盤法に基づく利用権設定など、法令業務を適正に執行する。（総会審議の透明性を図るために、議事録の作成及び公表を行う。）
- ② 無秩序な農地の転用を防ぎ、優良農地の確保・有効利用を図るため、無断転用の防止・是正を目的とした農地パトロールの強化を図る。

## 3. 農業者年金制度の普及・定着への対応

農業者年金制度は、農業者の老後の生活安定を図り、また掛け金が税の控除対象となることから、担い手経営安定対策の一つとして位置付けられる。引き続き制度の普及・定着に取り組む。

## 4. 農政・研修活動の実施

地域の農業の発展及び行動する農業委員会づくりのため、農政活動及び研修活動の充実に努める。

- (1) 関係機関及び団体との連携強化  
農作業労働賃金等に関する調査

## 【 教育総務課 】

### < 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指し、「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開します。

人権教育・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりに満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育を初めとする教育活動を両立しながら、今後起こり得る新たな感染症への備えを講じます。

教育行政の責任執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が地域住民の意思を反映し、その期待に応え、自らの責任を十分に果たせられるよう、引き続き自己研鑽に努めます。

学校教育においては、「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」をバランスよく育成することを通して、「自分のふるさとを大切にし、ふるさとで生きる子供」，「知識だけではなく知恵を身に付けた子供」，「人権感覚と自尊感情を持った子供」，「危機管理ができる子供」，「人生設計ができる子供」を育て、発達段階に応じた選択や判断ができ、持続可能な社会の創り手となる人づくりに努めます。

新学習指導要領の着実な実施に努め、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進め、子供たちに「知識・技能」，「思考力・判断力・表現力等」，「学びに向かう力」を育みます。

また、世界自然遺産の島ならではの「屋久島型E S D（持続発展教育）」を継続しながらSDGs目標等に発展させる取組を進め、さらに子供たちが安心・安全に学べるように、いじめ防止対策や不登校対策を強化します。

そのため、各種研修会を実施し教職員の資質向上を図り、「子供の姿に結果を出す」教職員を育成するとともに、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域とともにある活力ある学校づくりを推進します。学校づくりには、引き続き学校における働き方改革を進め、安全・安心な学習環境づくりに努め、老朽化した学校施設機能の改善や長寿命化を図ります。また、国の学校施設のICT環境整備方針等を踏まえ、学校におけるICT環境の整備と積極的な活用を進めます。

学校給食においては、安心・安全な食の提供を実施するために最大の注意を払いながら、心身ともに成長発達段階にある子供たちに栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の増進体位の向上を図るとともに食に関する正しい理解と望ましい習慣を養い、心豊かな学校生活と食育の推進を図ります。

主な事務事業は次のとおりです。

#### 1 教育委員会費（予算額 1,915千円）

定例並びに臨時教育委員会において、本町教育行政の諸計画・施策等の策定、関係機関施設の管理運営等についての議決をはじめ、当面する教育課題等についての協議、情報提供及び意見交換並びに学校訪問や行事参観等を通して本町教育行政の推進に資するとともに、「屋久島町教育大綱」に沿った町長部局との連携により教育行政の充実を図る。

さらに学校経営説明会及び報告会を開催し、学校長から直接学校経営や概況について説明を受け、学校の経営状況等を把握する。

また、地域住民の意思を反映し、その期待に応えるための自らの責任を十分果たせるよう、研修会等へ積極的に参加し、教育委員としての資質の向上を図る。

・教育委員報酬	1,517千円
・委員会費用弁償及び旅費	398千円

## 2 事務局費（予算額 107,533千円）

### (1) 教育支援委員会

特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に対し、適正な就学判断と継続支援を行うため、教育支援委員会を年5回開催する。

- ・事業費【歳出】 148千円（報酬98千円・費用弁償151千円）

### (2) 人材派遣事業

本町在住の中学生・高校生を海外に派遣し、外国の歴史や文化、生活に直接触れさせることで国際的視野の拡大を図るとともに、本町の国際化促進に寄与できる心豊かでたくましい人間の育成を図る。

- ・事業費【歳出】 2,500千円（補助金）  
・派遣人員 中学生・高校生 5名以内

### (3) 地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガードリーダー配置事業）

スクールガードリーダーを北部地区1名、南部地区1名を配置し、子どもの登下校時や学校等の巡回による防犯対策を行う。また、スクールガード（安全ボランティア）との連携や指導等を通して、その取組を支援する。

- ・事業費【歳入】 252千円（県補助金 地域ぐるみ学校安全体制推進事業）  
【歳出】 379千円（報償費）

### (4) スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・派遣

SCは、学校における児童生徒の心のケア、教職員・保護者の相談等に対応するため、専門的な立場からの指導・助言を行う。SSWは、問題行動等に対応する校内支援体制の構築や支援の在り方のアドバイス、関係機関等との連携強化を図る。

- ・事業費【歳出】 949千円（報償費700千円・費用弁償197千円）

### (5) いじめ問題防止対策

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ防止の実効的対策、重大事態発生時における対処を図る。

- ・事業費【歳出】 99千円（報酬74千円・費用弁償25千円）

### (6) 小中学校情報教育環境整備（教職員校務用端末機）

学校教職員の業務の効率化を図るため、全校全教職員用の校務用端末機器を整備する。

- ・事業費【歳出】 2,683千円（使用料及び賃借料）

### (7) 世界遺産学習全国サミットin屋久島

世界遺産だけではなく身近にある文化財や伝統文化、自然環境等についての学びを通して、地域に対する誇りや地域を大切に思う心情を育み、持続可能な社会の担い手を育成する。子ども達や教員による実践発表、公開授業、展示発表等で世界遺産学習に関わる多種多様な人・分野・団体を結び付け、新たな出会いを生むことで世界遺産学習の深化・発展を図る。

- ・事業費【歳入】 500千円（世界遺産学習連絡協議会負担金）  
【歳出】 3,000千円（補助金）

### (8) 養護教諭の配置

金岳小・中学校の学級減により、養護教諭が配置されない場合に備え、町費で養護教諭を採用・配置し、児童生徒の健康・安全面の管理・保健指導等を行う。

- ・事業費【歳出】 4,277千円（報酬他人件費）

## 3 教育振興経費（予算額 219,623千円）

### (1) 外国青年招致事業（英語助手）

プログラムコーディネーターとして外国青年等2名を任用し、小学校英語教科に対応し国際性豊かな児童生徒の育成のための国際理解、異文化理解学習の推進に努めるとともに、小学校及び中学校における外国語授業会話の補助、教員に対する現職研修への協力等を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

- ・事業費【歳出】 6,195千円（2人報酬5,010千円・共済費1,036千円・費用弁償176千円）  
321千円（ALT公用車経費249千円・国際化協会負担金72千円）

## (2) 学校用務員の配置

学校の環境の整備ならびにその他学校が必要な用務に従事する学校用務員12名を配置する。

- ・事業費【歳出】 19,057千円（9人 報酬13,050千円・手当等2,156千円・共済費3,474千円  
費用弁償377千円）  
12,974千円（3人 公共施設管理公社委託料）

## (3) 特別支援教育支援事業

小・中学校において教育上特別の支援を必要とする児童生徒（広汎性発達障害、知的障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD等の疑いのある児童生徒）に対して、学校生活の介助及び学習活動上のサポート等適切な教育を行うため、12校1施設に合計23名（内1名は中種子養護学校高等部屋久島支援室、施設は教育支援センター）の支援員を配置する。

- ・事業費【歳出】 32,626千円（報酬24,520千円・手当等5,112千円・共済費939千円・費用弁償2,055千円）
- ・配置校等 宮浦小・一湊小・永田小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小  
中央中・岳南中・安房中・中種子養護学校高等部・町支援センター

## (4) 学校司書補の配置

学校図書等の整理、児童生徒への対応、図書室環境整備、利用統計、読書啓発活動等の学習支援のため、学校司書補4名を配置する。

- ・事業費【歳出】 10,232千円（報酬5,760千円・手当等1,220千円・共済費2,308千円・費用弁償944千円）

## (5) 部活動指導員派遣事業

専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を3中学校の4運動部活動に派遣し、競技の技術向上を図り、運動部活動を支援するとともに、教員の負担軽減に繋げる。

- ・事業費【歳入】 2,540千円（県補助金 部活動指導員派遣推進費）
- 【歳出】 2,548千円（報償費2,540千円・役務費8千円）

## (6) 教職員健康診断・教職員ストレスチェック診断・児童生徒耳鼻咽喉科検診事業

学校保健法及び労働安全衛生法に基づき、学校教育の円滑な実施に資するため、教職員の健康診断及びストレスチェックや児童生徒の検診を実施し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、健康管理と保健指導に努める。

- ・事業費【歳出】 2,282千円（消耗品費214千円・役務費611千円・委託料1,457千円）

## (7) スクールバス委託事業及び高校通学バス委託事業

遠距離通学をしている児童生徒及び高校生の交通の安全確保を図るため、委託事業を継続して行う。また、令和2年度屋久島町スクールバス運営等検討委員会において結論を得た新通学支援制度を実施する。

- ・事業費【歳入】 6,001千円（高校通学バス分担金）
- 【歳出】 107,140千円
- ・南部小中学校通学バス委託料 42,900千円
- ・北部小中学校通学バス委託料 30,030千円
- ・屋久島高校通学バス委託料 34,210千円

## (8) 自然体験学習事業

郷土教育の視点から、児童生徒が郷土の自然に対する体験的な学習を通して、郷土についての理解を深め郷土愛と自然を守る豊かな心を育むことを目的に、教育環境の整備や実践活動の推進を図る。

- ・事業費【歳出】 1,500千円（バス車両借上料）

## (9) 山海留学事業

地元児童と留学児童の相互作用により教育効果の向上と振興を期し、あわせて校区の活性化と発展を図るため、永田小（かめんこ留学）、栗生小（まんてん留学）、八幡小（じょうもん留学）、一湊小（黒潮留学）、金岳小中（南海ひょうたん島留学）において山海留学事業を実施する。

- ・事業費【歳入】 3,120千円（国補助金 離島活性化交付金）  
4,484千円（県補助金 特定離島ふるさとおこし推進事業費）

【歳出】 18,599千円

- ・南海ひょうたん島留学委託料 6,480千円
- ・かめんこ留学委託料 2,640千円
- ・まんてん留学委託料 720千円
- ・じょうもん留学委託料 1,920千円
- ・屋久島黒潮留学委託料 2,400千円
- ・二次募集分助成金 2,400千円
- ・山海留学実施委員会運営委託料 1,000千円（5地区）
- ・その他山海留学事務費 1,039千円（報償費・旅費・需用費・役務費）

#### (10) 特別支援学校在籍児童生徒教育扶助事業

本町の児童生徒が島外の特別支援学校等に在籍したとき、保護者の定期的訪問に必要な旅費の一部を扶助することにより、対象世帯の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳出】 1,452千円

#### (11) ESD（持続発展教育）推進事業

世界自然遺産や伝統文化等を素材とした学習を通して、体験活動と地域の人とのつながりから「学び、考え、行動する力」と「自尊感情」を高めることを目的として、屋久島らしい特色ある教育を推進する。

- ・事業費【歳出】 200千円（印刷製本費50千円・推進事業費2校60千円・研究指定校補助3校90千円）

#### (12) 統合型校務支援システム運用事業

令和2年度校務支援システムの導入により、教職員に係る事務負担を軽減し、働き方改革の推進に努め、さらに教育委員会及び各学校間の連携充実を図る。

- ・事業費【歳出】 110千円（保守業務委託料）

#### (13) 離島高校生修学支援金交付事業

へき地教育振興法等に基づき、離島高校生修学支援費が設けられたことに伴い、高校が設置されていない金岳中学校卒業者の高校進学（2名）に対する保護者の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 376千円（国補助金 離島高校生修学支援費）  
【歳出】 754千円（補助金）

#### (14) 教育支援センター事業

不登校の状態にある児童及び生徒を対象として、特別支援教育支援員を1名配置し、児童・生徒の自立を促し集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を支援する。

- ・事業費【歳出】 289千円（人件費を除く維持経費）

#### (15) 学校災害共済事業

全児童生徒等が学校管理下での不慮の事故等による怪我や疾病に備え、災害共済給付制度に加入する。

- ・事業費【歳入】 1,622千円（保護者負担金422千円・スポーツ振興センター給付金1,200千円）  
【歳出】 2,212千円（スポーツ振興センター負担金1,012千円・保護者給付費1,200千円）

### 4 教職員住宅事業費（予算額 14,556千円）

小・中学校に勤務する教職員が安心して職務に専念できるように、教職員住宅の住居環境の整備を図る。また、危険教職員住宅の解体撤去工事を年次的に行う。

- ・事業費【歳入】 14,556千円（教職員住宅貸付収入）  
【歳出】 14,556千円
- ・修繕料 3,719千円
- ・本村地区住宅浄化槽設置工事 4,500千円
- ・本村地区住宅内外装改修工事 4,050千円
- ・春牧地区危険住宅撤去工事 1,500千円

## 5 小学校学校管理費（学校配分予算額 38,776千円）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各小学校へ管理費を配分する。

## 6 小学校学校管理費（事務局費予算額 57,630千円）

### (1) 就学時健康診断事業

学校保健法に基づき、就学前の健康診断を通して、健康で安心して就学するための手立てと必要な助言・指導の機会とする。

・事業費 236千円（報償費186千円・費用弁償15千円・消耗品費35千円）

### (2) 児童各健康診断事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

・事業費【歳入】 60千円（国補助金 心臓検診費）

【歳出】 2,241千円

・学校医、歯科医、薬剤師報酬 1,751千円

・眼科検診医師謝金 83千円

・金岳小中検査費用弁償 13千円

・心臓検診、尿検査委託料 394千円

### (3) 小学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

・事業費【歳出】 29,407千円

・教材、備品購入費 6,313千円

・施設修繕費 4,500千円

・永田小講堂解体設計業委託 1,600千円

・小学校洋式トイレ改修工事（8基） 2,000千円

・特別支援教室等エアコン設置工事 1,994千円

・特別支援教室等エアコン購入費 1,000千円

・安房小プール循環ポンプ更新工事 4,000千円

### (4) 学校遊具等(体育施設)整備事業

町内小学校に設置してある遊具等については、経年劣化により危険な遊具も多いことから、児童の安全を守ることを目的に野々村喜八・和子教育振興基金、だいすき基金の活用により、遊具の更新を図る。

・事業費【歳入】 25,000千円（野々村基金繰入金10,000千円・だいすき基金繰入金15,000千円）

【歳出】 25,000千円（備品購入費）

## 7 小学校教育振興費（学校配分予算額 2,911千円）

特別支援学級を設置している学校への支援を通し、支援の必要な児童一人一人のニーズに応じてきめ細やかな特別支援教育を推進する。

・特別支援学級設置校 宮浦小・一湊小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小

## 8 小学校教育振興費（事務局費予算額 31,556千円）

### (1) 指導用教科書購入費

道徳の教師用指導書購入のほか、5・6年生の2教科について、だいすき基金の活用により指導者用デジタル教科書を整備する。

・事業費【歳入】 2,811千円（だいすき基金繰入金）

【歳出】 4,431千円（消耗品費1,619千円・備品購入費2,812千円）

### (2) 遠距離通学支援

新通学支援体制により遠距離通学をしている栗生小児童の安全確保を図るため、バス定期券の交付を行う。

・事業費【歳出】 327千円（役務費）

**(3) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業**

特別支援学級に在籍する児童及び要保護準要保護児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資する。

- ・事業費【歳入】 540千円（国補助金 特別支援就学奨励費）
- 【歳出】 11,949千円
  - ・学用品費等 2,494千円
  - ・医療費 300千円
  - ・学校給食費 6,653千円
  - ・特別支援教育 1,081千円
  - ・校外活動費 81千円
  - ・令和4年度新入学予定者学用品費 1,340千円

**(4) 高度へき地修学旅行費補助事業**

日常生活で直接経験できない自然や異文化に触れることで、広く豊かな心の醸成を育み、集団生活の楽しさや学校における教育活動をさらに充実させるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 477千円（国補助金 高度へき地修学旅行費）
- 【歳出】 2,415千円

**(5) 小中学校情報教育環境整備**

小学校の情報教育のための児童用パソコン機器のリース経費

- ・事業費【歳出】 10,024千円

**9 中学校学校管理費（学校配分予算額 20,511千円）**

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各中学校へ管理費を配分する。

**10 中学校学校管理費（事務局費予算額 160,495千円）**

**(1) 生徒各健康検診事業**

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

- ・事業費【歳入】 72千円（国補助金 心臓検診費）
- 【歳出】 1,157千円
  - ・学校医・歯科医・薬剤師報酬 847千円
  - ・心臓検診、尿検査委託料 310千円

**(2) 中学校施設等整備事業**

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

- ・事業費 5,763千円
  - ・教材・備品購入費 3,913千円
  - ・施設修繕費 1,350千円
  - ・中学校洋式トイレ改修工事（2基） 500千円

**(3) 岳南中学校大規模改造工事**

学校施設環境改善交付金を活用し、経年劣化等により老朽化が著しい岳南中学校校舎の大規模改修を実施する。

- ・事業費【歳入】 36,217千円（国補助金 公立学校施設整備費）
- 【歳出】 146,000千円（工事請負費）

**11 中学校教育振興費（学校配分予算額 1,056千円）**

特別支援学級設置校に対し支援することで、生徒一人一人が自己の存在感を認識するとともに、相互の存在価値を認め合う、心身共にたくましい生徒の育成に努める。

- ・特別支援学級設置校 中央中・岳南中・安房中

## 12 中学校教育振興費（事務局費予算額 39,422千円）

### (1) 指導用教科書購入費

中学校教科書改訂に伴い、教師用指導書及び教科書購入のほか、だいすき基金の活用により  
全学年5教科全ての指導者用デジタル教科書を整備する。

- ・事業費【歳入】 5,160千円（だいすき基金繰入金）
- 【歳出】 6,400千円（消耗品費）
- 【歳出】 5,160千円（備品購入費）

### (2) 遠距離通学支援

遠距離通学をしている生徒及び教育支援センターに通所している生徒の安全確保を図るため、  
バス定期券の交付を行う。

- ・事業費【歳出】 110千円（役務費）

### (3) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する生徒及び要保護準要保護生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、  
援助することにより義務教育の円滑な実施に資する。

- ・事業費【歳入】 190千円（国補助金 特別支援就学奨励費）
- 【歳出】 8,059千円
- ・学用品費等 2,017千円
- ・医療費 300千円
- ・学校給食費 3,518千円
- ・特別支援教育 267千円
- ・校外活動費 98千円
- ・体育実技用具費 105千円
- ・令和4年度新入学予定者学用品費 1,754千円

### (4) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育  
活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担  
の軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 1,666千円（国補助金 高度へき地修学旅行費）
- 【歳出】 7,905千円

### (5) 中学校体育連盟補助及び県体等出場補助事業

中学校体育連盟主催の大会及び県体育大会等に出場する生徒に対し、競技力の向上・体力の  
向上及び心身の調和的発達を図るため参加補助を行う。

- ・事業費【歳出】 3,257千円
- ・中学校体育連盟補助 1,000千円
- ・県体等出場補助 2,257千円

### (6) 小中学校情報教育環境整備

中学校の情報教育のための生徒用パソコン機器のリース経費

- ・事業費【歳出】 7,494千円

## 13 幼稚園費（予算額 19,460千円）

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図る。また、預かり保育を実施し、  
保護者の就労、子育てを支援する。

- ・事業費【歳入】 270千円（預かり保育料）
- 【歳出】 7,494千円
- ・学校歯科医、薬剤師報酬 146千円
- ・園児預かり保育指導員報 478千円
- ・補助教員業務委託 84千円
- ・教材、管理備品購入費 80千円
- ・幼児教育無償化副食費免除負担金 423千円

## 14 学校給食費（予算額 144,138千円）

### (1) 給食実施体制

各調理場においては、栄養教諭の指導のもと、調理員は毎日行うミーティングで作業手順等の共通理解と連携を図りながら安心・安全な給食づくりに努める。

また、調理場において調理員や配送員が不足する事態が生じるときは、人員の確保や調理場間での応援調整を行い業務に支障が生じない体制を整備する。

- ・事業費【歳出】 76,918千円
  - ・給食調理業務人員の配置 63,926千円  
学校給食センター14人、東部調理場6人、西部調理場3人、金岳調理場3人  
(各調理場、調理員、事務兼配送員、臨時・代替等含む)
  - ・調理業務委託 12,992千円  
屋久公共施設等振興管理公社（東部調理場2人・西部調理場2人）

### (2) 学校給食運営委員会等の開催

学校給食の円滑な運営を推進し給食の資質向上を図るため、調理場ごとに学校給食運営委員会を開催し、給食の実施計画や給食費会計等の審議を行う。

また、各学校の給食担当者を交えた給食担当者会や、栄養教諭による給食業務合同打合せ会を開催し、意見交換をしながらより効果的な給食の提供に努める。

- ・事業費【歳出】 102千円
  - ・学校給食運営委員会（調理場ごとに開催）年1回
  - ・学校給食担当者会（学期ごとに開催）年3回
  - ・給食業務合同打合せ会（学期ごとに開催）年3回

### (3) 献立及び調理【学校給食事業の維持経費等】

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活の乱れや肥満増加、過度の痩身などの問題が指摘されるなか、不足しがちな栄養素の摂取を補助し、栄養バランスのとれた望ましい食習慣を支援するとともに献立表、食育だより等を発行し家庭や地域へ向け、食に関する情報を発信する。

また、調理従事者の衛生管理を徹底し、食材と作業手順の確認を十分に行うとともに、食物アレルギーに対応するため、対象者への除去食等の調理手順等についても再確認し、安心・安全な給食の提供に努める。

製パン工場での共同パン加工については、給食センターはもとより東部及び西部調理場の献立に合わせたパンの提供に努める。

- ・事業費【歳入】 1,540千円（パン米飯加工収入）  
【歳出】 22,099千円
  - ・給食センター 11,517千円
  - ・東部調理場 4,768千円
  - ・西部調理場 4,076千円
  - ・金岳調理場 1,738千円

### (4) 衛生管理

近年の食中毒は、ウイルス性のものが多く季節を選ばず発生する状況にあるため、学校給食衛生管理基準を遵守し調理作業等を徹底するとともに、各種研修会等にも積極的に参加し調理従事者の資質向上に努める。

また、年間を通して調理場内の細菌検査や害虫等の駆除を行うとともに、調理従事者の健康診断等を行い、食中毒の発生防止と健康管理に努める。

- ・事業費【歳出】 2,434千円
  - ・給食センター関係衛生研修会等 205千円
  - ・便細菌検査（検便）毎月2回実施 451千円
  - ・調理従事者健康診断（年1回） 66千円
  - ・衛生保守管理業務委託 1,715千円  
細菌検査年11回及び定期防除年3回

**(5) 給食費補助金**

児童生徒の健全育成と子育て支援を推進するため、小学生と中学生を対象に、給食の食材費に対して補助を行い、保護者の給食費の負担軽減に努める。

- ・事業費【歳出】 16,181千円
  - ・補助単価 小学生一人あたり月額1,350円, 中学生一人あたり月額1,600円
  - 給食費月額 小学生 4,500円, 中学生 5,500円
  - 保護者負担額 小学生 3,150円, 中学生 3,900円

**(6) 児童生徒の食に関する指導推進**

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて食文化や地域を理解することができる生きた教材として活用されるよう各種の資料提供に努める。

また、栄養教諭による学校訪問指導や給食週間での各学校の活動と連携した取り組みを行い、献立表や給食便り等により保護者へ食に対する啓発に努める。

**(7) 施設・設備等の整備**

給食施設及び設備の経年劣化による修繕や調理機器等の更新を行い、施設内の衛生管理と作業効率の向上を図る。

- ・事業費【歳出】 25,955千円
  - ・4調理場食器類更新経費(消耗品費) 1,100千円
  - ・給食センター食品庫改修工事 1,200千円
  - ・西部調理場配膳棚改修工事 1,000千円
  - ・西部調理場給食配送車購入費 6,800千円
  - ・給食センター消毒保管庫,エアカーテン購入費 5,300千円
  - ・東部スチームコンベクション購入費 4,179千円
  - ・シンク,回転釜,冷蔵庫,ピロー購入費 3,473千円
  - ・アイホットほか購入費 2,903千円

**(8) 地産地消の取組**

新鮮で安全安心な食材として地元産の農林水産物を活用し、地域の生産者や関係機関と連携し地元食材を積極的に学校給食に取り入れ、食育の推進と地産地消に取り組む。

## 【社会教育課】

### < 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である【あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり】を目指し「第3期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開します。

人権教育・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりで満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育を初めとする各教育活動を両立しながら、今後起こり得る新たな感染症への備えを講じます。

社会教育においては、町民一人一人が生涯にわたって自己の目標や理想の実現に向かって学び続けることができ、また繋がりや支え合いなど豊かに生活するための地域社会づくりや絆づくりを目指し、学習機会の情報提供や指導者の育成・確保、社会教育施設の維持などの生涯学習基盤づくりに努めます。公立・学校図書室の図書館システムの本格運用による町民の読書意欲の向上を図るとともに生涯学習社会の拠点を構築し、体験を主とした青少年団体の活動、成人団体や文化団体の自主的活動、公民館活動等の拡大や内容の充実を図り、健康づくりや生涯スポーツの観点から各種スポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

また、郷土に残る貴重な文化財の適切な管理や調査を行い、その活用を図ります。

なお、令和2年9月に開催を計画していた「燃ゆる感動かごしま国体OWS競技」は、令和5年に延期され、「特別国体」として実施することになりました。今後は、各関係機関と再度協議を始め、各実施計画等に感染症対策を盛り込むなど調整を図ります。

以上、主な事業計画は次のとおりです。

### 1 社会教育総務費（予算額 50,762千円）

#### (1) 社会教育諸条件の整備，充実

社会教育諸条件の整備と活用の充実を図る。

- ・事業費 3,278千円
  - ・社会教育指導員の配置（給料 1,767千円，各種手当 574千円，共済費 499千円）
  - ・社会教育委員会議の開催（報酬 98千円，費用弁償 24千円）
  - ・社会教育委員の県・地区研修会への参加（費用弁償 85千円）
  - ・青少年育成町民会議及び青少年問題協議会の開催（報酬 187千円，費用弁償 44千円）
  - ・社会教育関係職員の研修
  - ・町報を活用した「教育委員会だより」の紙面充実

#### (2) 人権同和教育の促進

同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修に取組み、差別を許さない気風を構築し、誰もが大事にされる信頼と融和のある住みよい社会づくりをめざす。

- ・事業費 69千円
  - ・町人権教育研修会の開催【生涯学習県民大学講座の活用】（費用弁償 41千円）
  - ・人権教育指導者の育成，資質向上とその活用【地域，学校等】（旅費 28千円）
  - ・社会教育関係団体等での学習会の充実【家庭教育学級，成人学級等】
  - ・学校や関係機関との連携による人権教育の推進【人権の花運動】

### 2 生涯学習推進費（予算額 1,867千円）

生涯学習社会に対応した町民の多様なニーズに応える学習機会を提供するなどし、家庭や地域の教育機能の活性化を図るための諸施策の展開に努め、生涯学習の基盤づくりを進める。

- ・事業費 1,867千円
  - ・生涯学習講座【3講座】の開設（謝金 90千円 消耗品費 15千円）

- ・社会教育関係団体指導者研修への派遣 (費用弁償 116千円)
- ・生涯学習大会の開催 (講師派遣委託料他 1,603千円)
- ・「ありがとう」の手紙事業の実施 (報奨金等 43千円)
- ・生涯学習県民大学講座【人権教育, 郷土理解】

### 3 社会教育活動費 (予算額 8,048千円)

#### (1) 学校応援団の充実

家庭・地域・学校・各種団体との連携と協働による社会教育の充実を図り、地域人材の活用による学校教育活動に対する支援や青少年団体活動や地域活動への相互支援に努める。

- ・事業費 448千円
  - ・推進体制の整備【学校応援団実行委員会】の開催 (費用弁償 30千円)
  - ・学校応援団事業の実施 (補助金 60千円)
  - ・地域コーディネーター研修会 (費用弁償 58千円)
  - ・一湊黒潮学童クラブへの支援 (補助金 300千円)

#### (2) 幼児期の教育支援

各地域にて自主開設される幼児学級への適切な助言, 指導と支援を図る。

- ・事業費 3,199千円
  - ・幼児学級【永田・口永良部島】の育成と支援 (補助金 2,519千円)
  - ・幼児学級指導者等研修会の参加促進
  - ・児童演劇公演「町子ども劇場」の実施 (委託料 600千円, 賃借料 80千円)

#### (3) 幼児期及び小・中学校期の家庭教育の充実

幼児期及び小中学校期の家庭教育については、各学校の家庭教育学級開設の支援を図り、保護者並びに教育関係者への研修会等を企画し、家庭教育力の向上に繋げる。地域ぐるみで家庭教育を支援する環境づくりを図る。

- ・事業費 490千円
  - ・家庭教育学級の開設【16学級】 (補助金 400千円)
  - ・各家庭における「さわやかあいさつ」運動への取り組み推進
  - ・幼児教育指導者研修会等 (費用弁償 90千円)

#### (4) 青少年教育の充実

世界自然遺産の島「屋久島」を認識し、郷土に誇りと感動を覚えながら、自立自興の気概に富む青少年育成に努める。また、社会教育関係団体が行う活動の助言や支援を図り、積極的な研修会や各種事業等への参加を促進する。

- ・事業費 2,050千円
  - ・屋久島町成人式の開催 (事業費 459千円)
  - ・ジュニアリーダーの研修派遣促進 (西之表市)
  - ・青少年健全育成ポスター, 標語コンクールの開催 (事業費 93千円)
  - ・屋久島ジュニア検定の実施 (事業費 220千円)
  - ・町子ども会育成連絡協議会の育成 (補助金 1,080千円)
  - ・高校生クラブ「ぼんだま」の育成, 支援 (補助金 100千円)
  - ・青年団体指導者研修会への参加促進 (事業費 98千円)
  - ・町青年団連絡協議会への助言
  - ・「さわやかあいさつ」運動の推進【青少年健全育成ポスター・標語コンクールと連携】

#### (5) 成人教育の充実

成人学級や成人団体への適切な助言, 指導と支援を図る。

- ・事業費 1,180千円
  - ・町女性団体への支援 (補助金 800千円)
  - ・町PTA連絡協議会の支援 (補助金 290千円)
  - ・町校外生活指導連絡協議会への支援 (補助金 90千円)
  - ・「さわやかあいさつ」運動推進への参画, 活動実践の促進

#### 4 公民館費（予算額 51,443千円）

##### (1) 公民館活動の充実

地域住民の学習への取組や地域の問題解決に向けた公民館活動を積極的に支援する。

- ・事業費 568千円
  - ・町公民館長連絡協議会への支援 (補助金 260千円)
  - ・自治公民館経営研修会, 公民館長等研修会への参加促進 (旅費 68千円)
  - ・地域ぐるみの「さわやかあいさつ」運動の推進
  - ・地区公民館活動の支援
  - ・地区公民館等講座の開設【8学級】 (謝金 240千円)
  - ・地域と学校との連携促進

##### (2) 地区公民館等の維持, 管理

生涯学習や地域交流の拠点となる地区公民館等の維持, 管理と整備に努める。

- ・事業費 49,733千円
  - ・公民館等施設の修繕料 (各地区公民館等修繕料 1,300千円, 尾之間中公 100千円)
  - ・志戸子公民館大規模補修工事 (工事請負費 31,274千円)
  - ・志戸子公民館大規模改修設計委託費 (委託料 2,489千円)
  - ・空調機更新と消防設備点検等 (備品購入費 1,320千円, 委託料 1,173千円)
  - ・施設の管理運営 (委託料 11,657千円)
  - ・AEDパッド交換【52枚(26×2枚)】 (消耗品費 520千円)

#### 5 図書館費（予算額 14,894千円）

生涯学習の拠点施設として, 図書室の整備や蔵書の充実と利用者の拡大を図るとともに, 巡回図書車「しゃくなげ号」を効率的に運行し, 広く町民の読書週間の形成に努める。また, 読み聞かせグループ等を積極的に支援し, 子どもの読書活動の推進を図る。

なお, 図書館システムの本格運用により, 蔵書の貸出返却・予約・検索などの作業の効率化が図られることから, 両図書室・学校図書室が一体となり, 町民の読書意欲向上に努める。

- ・事業費 13,572千円
  - ・図書館システム保守 (委託料 4,289千円)
  - ・図書室職員の研修と図書室間の連携 4名 (報酬 4,248千円, 職員手当 903千円, 共済費 53千円, 費用弁償 312千円)
  - ・巡回図書, 巡回文庫の実施等 1名 (給料 1,611千円, 職員手当 598千円, 共済費 508千円)
  - ・図書室蔵書の充実 (図書購入費 900千円)
  - ・ブックスタート事業の実施【健康長寿課との連携】 (絵本購入費 130千円)
  - ・親子読書会, 「子ども読書の日大会」の実施 (消耗品費 20千円)
  - ・読書グループや学校司書との連携
  - ・読書活動ボランティアの登録・活用
  - ・「子どもといっしょに読書の日」や「読書週間」の啓発と「1日20分読書」運動の推進
  - ・出張おはなし会の実施

#### 6 保健体育総務費（予算額 17,000千円）

##### (1) 推進体制の充実

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため, スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者や体育協会を主としたスポーツ団体の育成に努める。

- ・事業費 1,794千円
  - ・スポーツ推進委員会議の開催【12人年5回】と活動促進 (報酬 588千円)
  - ・スポーツ推進委員研修への参加 (費用弁償 503千円)
  - ・社会体育関係職員の研修 (旅費 703千円)

(2) コミュニティスポーツの振興

町民の運動能力の向上を図り、健康・体力づくりはもとより、地域の活性化や生きがいづくりをめざしたコミュニティスポーツの振興に努める。

- ・事業費 2,770千円  
・総合型地域スポーツクラブの育成・支援 (補助金 2,770千円)

(3) 団体スポーツ等活動場所の提供

年間または学期間において定期的に利用を希望する団体について、学校教育に支障のない範囲で学校体育館等施設を開放し、町民の利用に資する。

- ・事業費 1,383千円  
・学校体育館夜間開放事業の実施【32団体10校】 (謝金 1,383千円)  
・ニュースポーツの普及、備品貸出し

(4) 団体の育成充実

中核団体への適切な助言、指導と支援を図る。

- ・事業費 7,681千円  
・町体育協会の運営補助 (補助金 7,000千円)  
・熊毛地区体育協会活動支援 (負担金 349千円)  
・町スポーツ少年団の育成と支援 (補助金 332千円)

(5) 各種大会の開催と支援

各種スポーツイベントの開催により、町民の親睦・融和・健康増進を図り、日常のスポーツ活動を充実させる。

- ・事業費 851千円  
・町民体育祭、町駅伝競走大会の開催 (事業費 851千円)  
・スポーツ少年団大会、各種競技大会の支援

(6) 各種大会への参加

町民の意識高揚とチーム力、競技力向上を図るため、各種大会への積極的な参加を進める。

- ・事業費 1,946千円  
・県民体育大会熊毛地区大会への出場及び運営 (船舶等負担金 950千円)  
・各種競技の県大会出場支援 (町体育協会)  
・熊毛地区市町対抗駅伝競走大会への出場及び運営 (地区駅伝負担金 996千円)  
・県下一周駅伝競走大会及び地区対抗女子駅伝競走大会の選手強化と出場補助 (地区体育協会等)

7 体育施設費 (予算額 30,416千円)

生涯スポーツを推進するため、安心・安全に利用ができる体育館、グラウンド等身近なスポーツ、レクリエーション施設の維持管理に努める。

- ・事業費 28,992千円  
・健康の森陸上競技場、宮之浦陸上競技場等の維持管理5名 (報酬 8,190千円, 職員手当等 1,741千円, 共済費3,200千円, 費用弁償 517千円)  
・各体育施設の維持管理 (光熱水費 5,840千円, 修繕料 950千円, 燃料費 532千円, 手数料 255千円, 委託料 2,795千円)  
・健康の森公園陸上競技場砂利改修工事 (工事請負費 4,500千円)  
・フロアシート巻取機購入費 (備品購入費 472千円)

8 かがしま国体推進費 (予算額 856千円)

(1) 推進体制の整備

令和5年に延期となった『燃ゆる感動かがしま国体特別大会』の成功に向け、町民に対し開催の周知に努めながら町民の参加意識の高揚を図り、町民総参加のもと大会を盛り上げていくとともに、町民・関係機関・関係団体・実行委員会との緊密な連携を図りながら町民協働による大会運営に努める。

・事業費	806千円		
・町実行委員会、各専門委員会の開催		(費用弁償	74千円)
・県市町村会議等への出席旅費等		(旅費	422千円)
・事務用品		(消耗品費	10千円)
・町実行委員会への負担金		(負担金	300千円)

## 9 文化総務費（予算額 1,345千円）

芸術文化に対する関心を高めるため、文化協会や文化関係団体の育成に努め、文化祭等の各種文化事業を支援するとともに、地域に根ざした文化活動の拠点づくりを進める。

・事業費	1,180千円		
・町文化協会の育成と活動支援		(補助金	1,110千円)
・町文化協会団体や文化団体自主事業への助言と後援			
・熊毛地区広域文化祭への参加		(負担金	70千円)
・文化芸術による子どもの育成事業の活用促進			
・シドッチ上陸記念祭への支援			
・民俗芸能保存会、文化団体への補助事業等情報提供			

## 10 文化財保護費（予算額 12,880千円）

### (1) 文化財推進体制の確立

文化財保護法に基づく町内指定文化財等の管理体制を確立し、必要に応じて町文化財保護審議会が町教育委員会事務局及び文化財保有者、管理団体等への指導と助言を行う。

・事業費	607千円			
・町文化財保護審議会【資料館運営委員会】の開催【年2回】		(報酬	89千円，費用弁償	18千円)
・地区文化財保護審議会委員等研修会への参加		(費用弁償	54千円)	
・県文化財研修講座等への参加		(費用弁償	55千円)	
・文化財行政関係職員の研修等		(旅費	391千円)	

### (2) 文化財の調査

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の適切な保存のため、必要な調査事業を行う。

・事業費	2,586千円		
・安房城跡確認発掘調査事業（調査整理・報告書作成業務）			
・事業費	3,816千円		
・楠川城跡発掘調査事業（調査・調査整理・報告書作成業務）			

### (3) 文化財の保存・活用

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の活用のため必要な管理を行う。

・事業費	584千円			
・町内指定文化財の清掃業務 3箇所		(委託料	340千円)	
・平内民具倉庫収蔵品の管理と保存 1名		(報酬	229千円，費用弁償	15千円)
・案内板設置		(委託料	450千円)	

### (4) 歴史民俗資料館の充実

歴史民俗資料の整理、記録に努め、郷土教育の拠点施設としての展示内容の工夫を図り、町民の利用を促進するとともに、文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成に努める。

・事業費	3,199千円					
・資料館の運営と収蔵資料の適正管理と整理 2名		(報酬	2,131千円，職員手当等	453千円，共済費	36千円，費用弁償	289千円)
・施設の利用促進と展示内容の充実		(消耗品費	100千円，印刷製本費	130千円)		
・教育普及活動（資料館活動）の実施		(謝金	60千円)			

## 【 上 水 道 事 業 】

### I 計 画 の 概 要

屋久島町の水道事業は、昨年度より屋久島地区の上水道事業と口永良部地区の簡易水道事業とに事業経営を分割して事業経営を行っています。

水道は、常に島民及び来島者へ安全な水を供給しなければならない重要なライフラインです。

安全で良質な水道水の安定供給を図るとともに、多様なニーズに合わせた、より質の高いサービスが求められるようになってきています。

水道事業は、これらのニーズに応えるため、常に安心して水道が利用できる供給体制の構築は勿論のこと、漏水等による事故防止並びに老朽化した水道管の更新、整備済の管路マップの保守点検維持管理、水源及び浄水場施設等の改修を計画的に進めます。

水質管理についても国の指針に基づき日々徹底した管理を行い万全の注意を払って安心・安全な水道水の供給に努めます。

今後は、補助事業を導入しながら、逐次整備統合し整備の遅れている施設並びに経年劣化している機械器具等の修繕及び取り替え等についても、早急な対応を図ります。

なお、水道事業の独立採算制の基本に立ち戻るため安定した水道事業の維持推進のためには、5年毎に定期的な料金改定を計画する必要があると考えています。

### II 令和3年度の主な事業については、次のとおりです。

① 上水道事業変更認可申請書作成業務委託	7,000千円
② 電気工作物保安管理業務委託	
永田浄水場	179千円
花揚浄水場	308千円
③ 期限切量水器取替業務委託（町内一円 1,208件）	4,808千円
{期限切量水器の取替工事（計量法により、量水器の有効期限8年）}	
④ 漏水調査業務委託	500千円
⑤ 浄水場維持管理業務委託	
水道管理人 16人	13,320千円
⑥ 水道施設保守業務委託	2,400千円
⑦ 水道施設ろ過設備保守点検業務委託	2,400千円
⑧ 各地区水道施設電気機械設備修繕	9,000千円
⑨ 路面復旧費（舗装復旧費）	1,000千円



## 【簡易水道事業】

### I 計画の概要

簡易水道事業は口永良部島地区のみとなっており、令和3年度は、昨年度補助事業で完了した各水道施設の保守点検、維持管理業務を主として事業経営に取り組んでいきます。

### II 令和3年度の主な事業については、次のとおりです。

① 光熱水費	711千円
② 医薬材料費	112千円
③ 水質検査業務委託	1,380千円
④ 浄水場施設維持管理業務委託	
水道管理人	768千円
⑤ 水道施設設備保守業務委託	
ろ過設備保守点検業務委託	380千円
水道施設電気計装設備保守点検業務委託	526千円

## 【国民健康保険事業】

国民健康保険事業の安定的な運営と財政の健全化を図るため、令和3年度の屋久島町国民健康保険事業を以下のとおり実施する。

### 1. 本町の概要

国民健康保険制度は、平成30年4月から国の財政支援を大幅に拡充したうえで、都道府県が財政運営の責任主体となって国保運営の中心的な役割を担い、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保することにより、持続可能な医療保険制度の確立を図るため、改革がなされた。

市町村においては引き続き資格管理、保険給付、保険税率の決定・賦課・徴収、保健事業などの地域における細やかな業務を担う。

令和3年1月末現在の国民健康保険の加入世帯は2,552世帯（前年比7世帯増）、被保険者数は4,038人（前年比43人減）となっている。

令和元年度の一人あたりの医療費は、360,034円（前年度比14,731円増）となっており、被保険者数は減少傾向にあるものの、一人当たりの医療費は増加傾向にある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、被保険者の所得向上は見込めないため、保険税収の低下が予測されることから、保険基盤は大変厳しい状況にある。

これらを踏まえ、疾病の早期発見・早期治療等による医療費を抑制するため、特定健診受診勧奨の強化、生活習慣の改善や重複受診・重複服薬の減少に向けた保健指導、また、広報誌等による各種情報を発信する等、財政健全化のための効率的な取り組みを実施する。

### 2. 財政運営の仕組み

平成30年4月の国保制度改革により、都道府県は市町村ごとの国保事業費納付金額の決定をするとともに、保険給付に必要な費用に充てるため、市町村に対して保険給付費等交付金（普通交付金）を交付し、国民健康保険財政の『入』と『出』を管理することとなった。

また、市町村は都道府県単位の国保事業運営に必要な費用として、都道府県が決定する国保事業費納付金を納付することとなり、屋久島町の令和3年度国保事業納付金額は、409,774,636円（前年度比26,640,834円減）と算定された。主な要因として、県への前期高齢者交付金の配分が昨年度と比較して、126億円増加したことにより、前年度よりも減額となった。

しかしながら、激変緩和措置の期限である令和5年度まで残り3年となり、財政が徐々に厳しくなることが予測され、また、今後は県内の保険税水準の統一が進められていくことに鑑み、長期的視点で安定的な財政運営が図られるよう保険

税率改正等の検討を行う必要がある。

(1) 保険給付費等交付金（歳入） （普通交付金）	予算額	1,342,084 千円
(2) 保険給付費（歳出）	予算額	1,342,084 千円
(3) 国民健康保険事業納付金（歳出）	予算額	409,777 千円
(内訳) 一般被保険者医療費分		269,272 千円
退職被保険者医療費分		118 千円
一般被保険者支援金分		103,414 千円
退職被保険者支援金分		44 千円
介護分		36,929 千円

3. 保険税収納率向上対策の推進 予算額 1,761 千円

国保財政の維持・安定と被保険者の保険税負担の公平を図るため、国保税滞納者に対する収納対策を強化する。収納率については、県の国保運営方針のとおり、現年度 95.49%、滞納繰越分は令和元年度から 1 ポイント以上を目標として、収納対策を強化し収納率向上に努める。

- ①滞納世帯に対する納税相談や指導により計画的な納税を履行させ、収納率の向上を図る。
- ②滞納世帯に関する調査分析を行い、滞納整理の効果的な推進を図る。
- ③高額滞納者や滞納状況の改善が見られない滞納者に対しては、さらなる徴収強化を図るとともに、資格証明書交付に向けた準備を進める。

4. 医療費適正化対策の推進 予算額 5,023 千円

糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査、保険証更新の際に配布しているパンフレットなどに加え、次の事業を実施し、一層の効果促進を図る。

(1) 職員等の資質向上

- ①県や国保連合会が行う研修会などへの参加
- ②国保熊毛地区協議会が実施する研修会への参加
- ③その他、各種研修会への参加

(2) 医療費分析等の調査研究の実施

- ①医療費関係データ等の調査分析（KDBシステム等の活用）
- ②上記データを被保険者教育へ活用

(3) 被保険者指導等の徹底

- ①医療費通知の実施：年 4 回
- ②広報活動の実施
  - ・広報誌等による医療費の実態、健康づくり、ポリファーマシーの周知等

- ・ 傷病届出の励行
- ・ 資格管理の適正化
- (4) 保健指導等のデータ整備  
各種健診、訪問指導等のデータを整備し活用する。
- (5) ジェネリック医薬品の推進  
医療費抑制を目的とするジェネリック医薬品のさらなる推進の方策として、ジェネリック医療費差額通知を年2回通知し、ジェネリック希望シールを配布するなど周知徹底を図り推進していく。
- (6) 重複服薬者等対策  
重複・多剤服薬は、副作用等による薬物有害事象のリスクや医薬品の飲み残しによる残薬の増加に繋がる恐れがあることから、対象者に対し、はがき等によりリスクを周知して適正な服薬に繋げる。
- (7) レセプト点検の充実・強化  
レセプトに記載の診療内容等について算定基準等を基に誤りがないかなど、審査・点検を行う。また、資格誤りについても確認を行い、適正な医療費負担に努める。

【目標値】

年 度		資格点検	内容点検	計
令和3年度	効果率	0.30%	0.31%	0.61%
(目 標)	効果額	774 円	1,137 円	1,911 円

5. 保険適用の適正化

国保事業運営の健全化を図るため、被保険者の的確な把握と早期適用及び不当利得の回収について方策を講じる。

- (1) 未適用者を把握し、得喪手続きの勧奨をする。
- (2) 不当利得を把握し、早期の回収に努める。
- (3) 居所不明者被保険者の実態調査をし、対象者は町民課へ職権消除依頼
- (4) 退職被保険者に係る適用の適正化（国民年金事務との連携）

6. 保健事業の推進

予算額 16,372 千円

(1) 特定健診の推進

① 集団健診の実施

がん検診等と同時に受診できる体制をつくり相互に受診率向上を図る。

② 個別健診の実施

町内医療機関において、個別に受診できる体制をつくり受診率向上を図る。

③ 特定健診受診率向上共同事業による受診勧奨

国保連合会が展開する特定健診受診率向上共同事業を活用し、未受診者の特性

に合わせた受診勧奨通知をすることにより、町全体の受診率向上を図る。

(2) 疾病予防に関する事業

30歳以上の国保加入者を対象に人間ドック受診に係る費用について補助することにより、疾病の早期発見と健康づくりを支援する。

また、提出された人間ドックの結果を特定健診結果として活用し、受診率の向上を図る。

【目標値】特定健診

年 度	目標受診率	受診率（実績）	前年度比
平成 30 年度	48.0%	49.6%	2.2%
令和元年度	49.0%	47.1%	△2.5%
令和 2 年度	50.0%	—	—
令和 3 年度	50.0%	—	—

(3) 各種保健事業の実施

①特定健診の結果をもとに特定保健指導対象者を抽出し、対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的にできるよう、様々な働きかけやアドバイスにより支援する。特定保健指導の一部は、特定健診実施機関に委託し、実施する予定としている。

【目標値】特定保健指導

年 度	目標受診率	受診率（実績）	前年度比
平成 30 年度	31.0%	36.4%	7.9%
平成 31 年度	32.0%	38.0%	1.6%
令和 2 年度	33.0%	—	—
令和 3 年度	40.0%	—	—

②被保険者の健康保持増進のために関係各グループ並びに関係団体との連携を図り健康教育、健康相談、食生活・栄養相談等の事業を実施する。

ア 健康保持増進に関する教育指導事業

イ 健康管理の促進に関する事業

- ・健康管理のための国保連合会データ収集及び分析
- ・疾病分類統計等を活用した保健指導
- ・生活習慣病予防や健康づくり事業の推進
- ・健康及び栄養相談の実施
- ・訪問指導の強化

③糖尿病重症化予防事業

糖尿病重症化予防プログラムに基づき、医療機関等と連携して効果的な保健指導を実施することにより、重症化予防を図る。

## 7. 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く町民に対して国保制度、国保財政、医療費の実態、健康づくりなどを周知するため町広報誌等により広報活動を実施する。

## 8. 国民健康保険事業の運営に関する協議会 予算額 236 千円

国民健康保険事業の運営に関し諮問される重要な事項について、協議会としての意見を国保事業に反映するため、必要に応じて開催する。委員は被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、それぞれ4名ずつの計12名で構成され、任期は3年である。

### 令和3年度屋久島町国民健康保険職員研修計画

目的	県・国保連合会及び地区協議会主催の研修会に積極的に参加し、制度に対する理解や事務処理システム操作方法の習熟に努める。	
研修会等	国保データベースシステム等担当者説明会	(4月 国保連合会)
	データヘルス推進研修会	(4月 国保連合会)
	医療費適正化及び特定健康診査等説明会	(5月 県国民健康保険課)
	国保総合システム等に係る操作説明研修会	(5月 国保連合会)
	国保実務担当者説明会	(6月 県国民健康保険課)
	国保事務初任者研修会	(6月 県国民健康保険課)
	レセプト点検担当者研修会	(6月 県、国保連合会)
	在宅保健師・看護師研修会	(6月 国保連合会)
	第三者行為求償事務担当者研修会	(8月 国保連合会)
	特定健康診査・特定保健指導推進研修	(8月 県国民健康保険課)
	国民健康保険熊毛地区協議会	(8月 熊毛地区協議会)
	国保税収納担当課長及び担当者研修会	(8月 国保連合会)
	電算共同処理業務研修会	(10月 国保連合会)
	高齢者の保健事業等セミナー	(10月 国保連合会)
	医療費適正化に係るブロック別研修会	(11月 国保連合会)
	国保運営協議会長及び主管課長合同研修会	(11月 国保連合会)
	熊毛地区協議会研修会	(11月 熊毛地区協議会)
	熊毛地区レセプト点検勉強会	(11月 レセ勉強会事務局)
	データヘルス推進のための熊毛地区ブロック研修会	(12月 国保連合会)
	診療報酬明細書点検調査に係る管理職研修会	(12月 県・国保連合会)
	適正受診・適正服薬に関する研修会	(2月 県・国保連合会)
	医療費適正化に係る実務者研修会	(年6回 国保連合会)
	国保運営連携会議	(年2回 県国民健康保険課)
国保運営連携会議に係る検討部会	(年3回 県国民健康保険課)	

## 【介護保険事業】

### ○介護保険事業（介護保険事業特別会計）

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になってもできる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みである。本年度も、居宅事業、地域密着型事業及び施設事業、また福祉用具・住宅改修事業等、本町の高齢社会に向け必要となる介護・予防のサポート体制を整える。

介護保険制度創設から21年を経た現在、本町の被保険者数と要介護認定者数の推移をみると、平成12年時点の被保険者数3,526人、要介護認定者数390人、認定率11.1%に対して、令和3年1月末時点では被保険者数4,392人（866人増）、要介護認定者数778人（388人増）、認定率17.7%（6.6%増）であり、高齢化の進展に伴い高い伸びを示している。

本年度は、第8期介護保険計画（令和3年度～令和5年度）の初年度に当たり、本町の計画の基本目標である、①介護予防・健康づくりの推進、②高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、③地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、④持続可能な介護保険事業の推進を掲げて、基本理念の「地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり」実現のための施策の展開を図る。

#### 1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進と地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊世代が75歳以上となる2025年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を行う。事業計画に基づき介護予防のための活動を支援し、生活支援サービスの創出、充実、強化を行う。また生活支援コーディネーターの活動を活用し、集落・団体等と連携を図りながら、サロン活動助成事業や元気度アップ推進事業により、引き続き住民主体の多様な通いの場を創り、併せて元気高齢者を含めた地域ボランティアの養成を行い、取組みを育成・支援しながら新たな社会参加を促すことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、自立支援、介護予防・重度化防止への取組みを推進する。

#### 2 包括的支援事業の充実と高齢者を支える環境づくり

包括的支援事業では、南北2か所の地域包括支援センターを核として推進する。集落環境の実情に合う支援体制を創り出すため身近な集落高齢者支援会議により地域高齢者を支える環境づくりに努める。

町全体の課題を把握し問題解決をサポートするため地域ケア会議として取り組み、中でも高齢者を支える環境づくりのため、専門家、各方面関係者を集めた多職種会議や地域ケア個別会議により積極的な対応を展開する。また、在宅医療・介護連携体制の強化を進め入院医療から在宅医療介護サービスまで切れ目のない体制づくりを目指す。加えて在宅での看取りの普及啓発を行うとともに、認知症初期集中支援チームの増員と認知症地域支援推進員の活動により認知症施策の推進を行う。さらに生活支援体制整備の観点から、生活支援コーディネーターや協議体とともに高齢者の生活環境を支える取組みを進める。

## 《歳入》

### 1 介護保険料（第1号被保険者保険料）

第1号被保険者(65歳以上)で老齢基礎年金等年額180千円以上(月額15千円以上)の受給者は、特別徴収として各年金保険者が引き去り、年額180千円未満の方や資格取得後約6ヶ月未満者等は普通徴収により納付する。

第1号被保険者保険料	現年度分	特別徴収	232,953千円	普通徴収	17,677千円
	滞納繰越分	—	—	普通徴収	12千円

### 2 国庫支出金

#### (1) 国庫負担金

介護保険給付費のうち、国の負担は施設サービス分が15%、その他分が20%となる。

##### ア 介護給付費負担金

国庫負担金	介護給付費負担金	233,483円	施設15% その他20%
-------	----------	----------	-----------------

#### (2) 国庫補助金

調整交付金は、高齢化率、低所得者数等を勘案し交付される。

地域支援事業のうち総合事業分の補助率は20%、包括的支援事業・任意事業分が38.5%となっている。

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金は、財政的インセンティブとして取り組み状況(指標)に応じ交付される。

国庫補助金	調整交付金	介護給付費分	112,272千円	8.7%
		地域支援事業費分	2,025千円	5%
	地域支援事業	総合事業分	8,013千円	20%
		総合事業以外の地域支援事業分	10,741千円	38.5%
	保険者機能強化推進交付金	2,000千円		
	介護保険保険者努力支援交付金	1,700千円		

### 3 支払基金交付金

介護給付費交付金は、第2号被保険者(40歳~65歳未満)の保険料から介護給付費の法定分27%が交付される。地域支援事業支援交付金は、総合事業の事業経費の法定分27%が交付される。

支払基金交付金	介護給付費交付金	348,431千円	27%
	地域支援事業支援交付金	10,939千円	

### 4 県支出金

#### (1) 県負担金

介護保険給付費のうち、県の負担は施設サービス分が17.5%、その他分が12.5%となっている。

##### ア 介護給付費負担金

県負担金	介護給付費負担金	185,923千円	施設分17.5% その他12.5%
------	----------	-----------	----------------------

## (2) 県補助金

### ア 地域支援事業交付金

地域支援事業の総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25%となっている。

県補助金・地域支援事業交付金	総合事業分	5,064 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	6,870 千円	19.25%

## 5 一般会計繰入金

町負担分は介護保険給付費が 12.5%、地域支援事業は総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25%となっている。

介護給付費繰入金		161,310 千円	12.5%
地域支援事業繰入金	総合事業分	5,064 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	6,870 千円	19.25%
低所得者保険料軽減繰入金（現年度分）		32,398 千円	

## 《歳 出》

### 1 総務費

本年度は、第 8 期介護保険事業計画（3 か年計画）実施の 1 年目に当たる。計画に則り、持続可能な介護保険事業の推進のため、介護保険運営協議会をはじめ意見の集約に努める。介護認定審査会については月 2 回開催し、高齢者の介護状況の適正な把握に努める。また包括的支援事業については、高齢者が安心・安全な生活環境を確保していくため、南北地域包括支援センターを中心として運営を行う。財政的には介護保険料の賦課・徴収により財源確保に努め、安定した事業運営を目指す。

### 2 介護給付費及び予防給付費

要介護（要支援）者と認定された方が利用したサービスに対する給付費である。

要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があり、在宅において提供される居宅（介護予防）サービス、住み慣れた地域で生活ができるよう地域に密着したサービスが提供される地域密着型（介護予防）サービス、介護保険施設入所者に提供される施設サービス等に分けられる。例年保険給付費は増加傾向にあり、介護保険料に直接影響があることから、適正なサービス利用についての啓発活動に努める。

#### (1) 介護サービス等諸費

##### ア 居宅介護サービス給付費

450,409 千円

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等のサービスを提供する。

##### イ 地域密着型介護サービス給付費

213,285 千円

本町には、小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設として「ひまわりのお家」、認知症対応型共同生活介護事業所として「グループホーム鶴と亀」、「グループホームやくしま」、「グループホームこもれびの杜」、定員 18 人以下の小規模通所介護事業所として「ミニ・デイサービスほほ笑み」、

「ミニ・デイ野の花」、「みんなのおうち」がある。

- |     |  |            |
|-----|--|------------|
| ウ   | 施設介護サービス給付費  | 418,855 千円 |
|     | 要介護者にのみ提供される施設サービスに係わるもので、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が該当施設となる。本町には、特別養護老人ホームとして「縄文の郷」、「竜天園」の2箇所がある。 |            |
| エ   | 居宅介護福祉用具購入費  | 1,550 千円   |
|     | 居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し、在宅生活における自立を促す。  |            |
| オ   | 居宅介護住宅改修費  | 4,100 千円   |
|     | 住宅を改修することにより、在宅生活の自立を促す。   |            |
| カ   | 居宅介護サービス計画給付費  | 56,823 千円  |
|     | 居宅介護サービスを利用するにあたり、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成するためのもの。  |            |
| (2) | 介護予防サービス等諸費  |            |
|     | 要支援者に対する予防給付であり、詳細は前述した各給付費と同様である。   |            |
| ア   | 介護予防サービス給付費  | 21,726 千円  |
| イ   | 地域密着型介護予防サービス給付費   | 1,100 千円   |
| ウ   | 介護予防福祉用具購入費  | 900 千円     |
| エ   | 介護予防住宅改修費  | 4,050 千円   |
| オ   | 介護予防サービス計画給付費  | 4,057 千円   |
| (3) | 高額介護サービス等費   |            |
|     | 介護サービス利用について、所得額に応じた段階ごとの負担限度額を設け、その限度額を超えた分の償還払いをするもの。  |            |
| ア   | 高額介護サービス費  | 25,604 千円  |
| イ   | 高額介護予防サービス費  | 90 千円      |
| (4) | 特定入所者介護サービス等費  |            |
|     | 低所得者で施設入所（短期入所を含む）の際、自己負担となる食費・居住費について、負担軽減をするためのもの。   |            |
| ア   | 特定入所者介護サービス費   | 80,656 千円  |
| イ   | 特定入所者介護予防サービス費   | 200 千円     |
| (5) | 高額医療合算介護サービス等費   |            |
|     | 介護保険、医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額を合算して、一定の基準額を超えた分の償還払いをするもの。   |            |
| ア   | 高額医療合算介護サービス費  | 5,000 千円   |
| イ   | 高額医療合算介護予防サービス費  | 90 千円      |

### 3 地域支援事業

- |     |                             |           |
|-----|-----------------------------|-----------|
| (1) | 新しい介護予防・日常生活支援総合事業          |           |
| ア   | 介護予防・生活支援サービス事業費            |           |
| (ア) | 介護予防・生活支援サービス事業費            | 32,710 千円 |
|     | 総合事業サービスのうち、通所介護と訪問介護のサービス費 |           |
| (イ) | 介護予防ケアマネジメント事業費             | 6,136 千円  |
|     | 総合事業利用者に対するケアマネジメントに要する経費   |           |

- イ 一般介護予防事業費 1,978 千円  
 介護予防に関する知識や技術の普及を行い、住民主体の通いの場を作るためのもの。
- (2) 包括的支援事業
- ア 包括的支援事業費 21,357 千円  
 地域包括支援センターの運営など、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業・権利擁護事業を実施する。
- イ 在宅医療・介護連携推進事業費 95 千円  
 在宅医療と介護サービスが一体的に提供されるしくみをつくるため、関係機関により検討会を実施する。
- ウ 認知症総合支援事業費 9,446 千円  
 認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の養成及び関係機関との連携を強化し、認知症ケアの向上を図る。
- エ 生活支援体制基盤整備事業費 3,603 千円  
 総合事業の充実に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、身近な生活支援サービスが充実するよう活動を行う。また住民、関係機関代表等による協議体の中で協議を進め充実を図る。屋久島地域ボランティアと生活支援サポーターの養成を行い、屋久島アイランドネットによる生活支援をすすめる。
- (3) 任意事業
- ア 地域包括支援センター運営事業費 1,340 千円  
 認知症サポーターの養成や介護相談員の配置及び成年後見申立に支援を要する際に必要な経費
- イ 家族介護支援事業費 463 千円  
 介護者の負担軽減と介護技術の普及のために、家族介護者交流会を実施し、在宅で重度者を介護する者に対し、負担軽減のため介護用品を支給する。
- ウ 介護給付等費用適正化事業 300 千円  
 介護給付費の適正化のための専門職等によるケアプラン点検に要する経費

## 【 診 療 所 事 業 】

### ○地域医療事業（診療所事業特別会計）

町立診療所の運営については、地域住民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、3箇所の町立診療所を運営し、さらに関係機関の協力のもと特定診療科目（眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・歯科）の巡回診療を実施する。

本町の地域医療において、離島という地理的なハンデがある中でいかに安心して医療が受けられるかが住民の大きな関心事であり、保健、医療における運営体制を円滑かつ効果的に実施するとともに、医療機関相互の連携を強化する必要がある。また、各診療所の医療機器設備については、順次更新すべく、計画に基づいた環境整備に努める。

このことを踏まえて、次のとおり本町の診療所事業を展開する。

#### 1 栗生診療所

栗生診療所では、常勤医師を中心に住民の健康の維持増進を図り、適正な地域医療の確立を目指した診療を行う。特定診療科目については、住民の疾病の早期発見・早期治療や経済的負担軽減のため、令和2年度に購入した耳鼻咽喉科用電子スコープ等を活用し、鹿大耳鼻咽喉科医師の出張診療を年24回実施する。また皮膚科診療についても、種子島医療センターの協力を得て月1回の診療を実施する。

なお、特定診療科の診療日に合わせ、口永良部島へのお出張診療を実施する。そのほか医療に携わる看護師等の研修・講習会等への参加により、診療所全体の医療技術の向上を図る。

#### 2 永田へき地出張診療所

常勤の自治医科大学出身の派遣医師を中心に、地域に密着した医療を目指した診療を行う。島内で眼科及び皮膚科の常勤医師が不在の中、疾病の早期発見・治療並びに住民負担軽減のため、鹿大医学部皮膚科医局長・眼科医局長に医師派遣の協力を要請し、皮膚科年24回、眼科年12回の出張診療を実施する。診療所は総合的診療が期待され幅広い技術が不可欠であることから、派遣医師の資質や医療技術向上を目的に、研修等への積極的な参加を促す。

また、本年度は老朽化により画像処理能力の低下した内視鏡システムの更新を行い、医療機器の環境整備に努める。

#### 3 口永良部島へき地出張診療所

口永良部島へき地出張診療所については、常駐医師の募集を行う。常駐医師の不在の期間は、栗生診療所医師と連携を図りながら、月4回程度の出張診療を実施する。

また、県及び鹿児島赤十字病院と連携のうえ、県医師会・鹿児島大学病院の協力により、特定診療科巡回診療（眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科）を実施する。さらに県医療福祉課及び県歯科医師会による無歯科医地区に対する「こじか号」歯科診療を年2回実施する。

## 【農業集落排水事業】

農業集落排水事業は、平成 13 年度より供用が始まり、原集落の生活排水の適正処理に努めています。また、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて農業集落排水機能強化対策工事を実施し、集落の良好な衛生環境の維持に取り組んでいる。

今年度は、集落排水施設適切な維持管理に努めるとともに、公営企業会計として、効率的な経営が図れるよう事業執行に取り組んでいきます。

令和 3 年度の主な事業については、次のとおりです。

① 農業集落排水施設管理費	
光熱水費	2, 376 千円
処理場機器修繕	800 千円
浄化槽・ポンプ室管理委託	4, 390 千円
企業会計運営支援委託	400 千円
公営企業電算システムソフト使用料	627 千円
農業排水機能強化工事（公共樹 1ヶ所）	300 千円
② 町債償還金元金	24, 920 千円
③ 町債償還金利子	4, 235 千円

## 【 船 舶 事 業 】

令和3年度は、安全方針に基づき安全管理規程及び関係法令の遵守をしながら安全最優先の原則を第一に事業の推進を図る。

### 1. 安全運航について

安全重点施策に基づき「海難事故ゼロ」、「油漏れ事故ゼロ」「人身事故ゼロ」の「スリーゼロ運動」を掲げ、経営トップから船員までが一丸となり安全管理体制の構築に努めながら、本事業の最大の目的である「乗客と物資を安全・確実に届ける」を確実に達成するために適切な運航を行う。

そのために安全統括管理者及び運航管理者の指導のもと、出航前の整備点検を確実に行うとともに、毎月の訓練等を重ねながら重大事故の防止に取り組み、また航行中には船内の立入禁止区域の周知徹底、車両・貨物の横転や荷崩れ防止を図り船内巡視の強化に努める。

令和3年3月に就航した「フェリー太陽Ⅱ」の就航効果に期待するものの、未だに新型コロナウイルス感染症が影響するなかで、今年度の輸送量は次のとおり計画をしている。

・旅客	5,380人	7,866千円	・貨物	1,880ト	5,114千円
・手荷物	195個	134千円	・自動車	1,480台	12,383千円

### 2. 健全な運営のために

本会計は、国・県の補助金の依存する割合が極めて高い状況が続いており、「フェリー太陽Ⅱ」の就航効果による事業収入の増加のために関係機関との連携を図りながら旅客運賃収入等の確保に努め、平成29年度から実施している特定有人国境離島法による旅客運賃低廉化事業を本年度も引続き事業の継続を図り町民の利用促進に努める。

フェリー太陽Ⅱは、今後20年以上の運航を目指して日頃からのメンテナンスを船員自らが行き、大きな故障に繋がらないよう経費削減に努めながら、他の経費についても必要最小限として経費の圧縮に努め、今後とも安全で快適な運航、効率的な事業運営に努める。

## 【 電 気 事 業 】

現代社会において、電気エネルギー供給の安定性、信頼性の確保は重要なことであり、柔軟な運用、そして需用家へ対して「安全・安心・安定」した供給が求められている。電気がもたらす利便性、快適性が不可欠となっている今日、電気が社会インフラの要であることを再認識するとともに、需用家の暮らしを支えるため、所有する設備が起因する停電をなくすことを最重要課題と掲げ、設備の強化・充実を図ることで、住民のニーズに応えたいと考えている。

設備の故障による停電を未然に防ぐため、目視による定期的な巡回パトロール及び支障木の伐採や撤去、機器の点検等、保守の強化を図り、経年劣化が見受けられる既存設備を計画的に取替え、地場産業の発展へ貢献できるようサービス向上に努め、需用家から信頼されるよう努力する。

また、発電事業者である屋久島電工株式会社、並びに島内の配電事業者と連携しながら、生活に欠かせないライフラインの安定供給に努める。

本年度予算については、収益的収入支出665,769千円、資本的収入支出72,300千円の総額738,069千円を予算計上し、新規需用家への早急な対応は勿論、既存の配電設備を計画的に整備・改良するため、次のとおり事業を実施する。

### 事業計画内容

#### 1. 建設改良費

##### (1) 配電設備

電気設備の経年劣化に起因する事故及び停電等を未然に防止するため、次のとおり配電線路の電柱の建替え、腕金・碍子等の部材及び機器等の取替え、高圧線及び低圧線並びに引込線等の張替え工事を実施する。また、低圧電力により受電している需用家で、計量法に規定する期限が満了となる積算電力量計を取替える。

- ア 城ヶ平農道線改良工事
- イ 深川農道線改良工事
- ウ 宮之浦営団上道線改良工事
- エ 宮之浦線・小原町線改良工事
- オ 楠川登山道線改良工事
- カ 長峰線改良工事
- キ 検満切れ積算電力量計取替え工事（配電区域全域）

##### (2) 業務設備

現在、宮之浦出張所で使用している合併浄化槽は、老朽化及び旧宮之浦支所庁舎解体に伴い、処理能力が過大となることを理由に撤去されるため、処理対象人員に合わせた合併浄化槽を跡地に整備する。また、高所作業車による配電線路の修繕及び保守並びに点検等を、活線状態で実施する際、感電の危険性を回避し、安全に作業ができるよう絶縁器具を購入する。

## 2. 工事請負費

### (1) 電圧測定装置用変圧器取付け工事

配電網の幹線主要4箇所(志戸子・宮之浦・楠川・長峰)において、電圧を常時測定するため、また、測定したデータを転送し電気庁舎で監視する機器への電源として、専用の変圧器が必要であるため設置工事を実施する。

### (2) 電圧測定装置取付け及び監視システム改良工事

電圧状況を常時監視するため、専用の変圧器を整備した幹線主要4箇所に、電圧測定用マルチメーター並びにデータ通信機器を設置する。また、既存の電気庁舎監視システムを改良し、測定した情報をシステムに表示、データを保存することで電圧変動が何時でも分かるよう整備する。

### (3) 電気庁舎シャッター取替え工事

電気庁舎に設置されている2台のシャッターは、設置後39年が経過し経年劣化による腐食等が見受けられるため取替え工事を実施する。また、現在シャッターの開閉は三相モーター(動力)で行われており、停電時の非常用発電機に対応されていないため、今回の取替えで単相モーター(電灯)に変更して、停電時においても開閉できるものに整備する。

### (4) 電気庁舎分電盤取替え工事

電気庁舎建設時に整備された、動力及び電灯用分電盤も39年が経過し、漏電ブレーカー並びに区分開閉器等、古い型式のものが未だに使用されている。今年度、シャッター用モーターの電源を、動力から電灯へ変更することに伴い、分電盤内の整備も必要であるため取替え工事を実施する。

## 3. 架空電線修繕費

### (1) 各地区改修工事

配電区域内において、突発的な故障等発生した際の早急な修繕及び経年劣化等による配電線路等の部分的な改修を行い設備の充実を図る。また、新規需用家への電線引込み、撤去及び電柱移設等、早急な対応を必要とする工事を実施する。

以上、計画的な配電設備の改修の他、高所作業車による配電線路の巡視及び機器の定期的な点検や支障木の伐採等を行うことで、設備の維持管理に努める。また、電気使用料金の収納確保のため、口座振替を推進するとともに委託収納員と連携を図り収納率向上に努める。

## 【後期高齢者医療事業】

### 1 概 要

後期高齢者医療保険制度は、平成20年4月から75歳以上（一定以上の障害がある場合は65歳以上）の高齢者を対象に、世代間の負担割合を明確にし、将来にわたり持続可能で公平かつわかりやすい制度として始まった。

鹿児島県においても県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が設立され、財政運営は広域連合が行い、窓口業務は各市町村が担うこととなっている。

施行から13年を迎え、安定的な運営が図られるようになってきたが、高齢化が進む中、安全・安心な生活を営むことができるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、令和2年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む法的な整備がなされ、国保・介護・後期で一体的な保健事業を推進し、今後とも持続可能な制度となるよう国において制度改革に向けた検討が進められており、令和3年度では一体的な保健事業実施に向けた、新たな訪問指導事業に取り組むところである。

こうした中、医療制度改革の一環として平成29年度からは制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、発足時における激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置の段階的な見直しが行われてきたが、令和3年度以降は制度本来の仕組みとなる。

また、本県においては、医療費は年々増加傾向にあり、診療報酬率がプラス改定となったことなどから、令和2年度の保険料率改定では、均等割額は55,100円（前回比4,600円増）、所得割率は10.38%（前回比0.81%増）や賦課限度額の引き上げによる、所得の少ない者に係る保険料の減額基準の見直しとなった。保険料を算定するための保険料率は県内均一とされており、保険料率は広域連合の条例で規定し、医療費の動向などを踏まえながら2年ごとに見直すこととされている。

令和3年1月1日現在、町内の被保険者数は、2,098名（前年2,165名）前年より67名減。令和3年度においても広域連合と連携を図りながら、被保険者が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう適正な運営に努める。

### 2 市町村が担う事務

後期高齢者医療制度における窓口業務は、住民情報を保有し地域住民に接している市町村が担うこととなり、被保険者が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携しながら、迅速な対応に努める。

#### （1）被保険者証の交付等に係る事務

- ① 被保険者証等の交付・再交付・返還
- ② 各種届出・申請の受付

- (2) 医療給付を行うための手続きに係る事務
  - ① 認定証等の交付・再交付・返還
  - ② 各種申請の受付
- (3) 保険料の徴収に係る事務
  - ① 保険料の徴収
  - ② 保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付
- (4) その他
  - ① 制度に関する広報
  - ② 制度に関する相談対応

### 3 健全な制度運営の推進

財政運営は、広域連合が県内各市町村からの負担金及び保険料納付金により行うため、速やかに支出を行うことにより健全な制度運営に資する。

#### (1) 予算額

① 歳出（一般会計：後期高齢者医療事業費）	
ア 後期高齢者医療広域連合負担金	185,014 千円
(7) 共通経費市町村負担金	5,920 千円
(4) 市町村療養給付費負担金	179,094 千円
② 歳出（特別会計：後期高齢者医療広域連合納付金経費）	
ア 後期高齢者医療広域連合納付金	167,069 千円
(7) 被保険者保険料（現年度・滞納繰越・延滞金）	106,327 千円
(4) 保険基盤安定負担金（県 3/4・町 1/4 負担）	60,742 千円

### 4 保険料の徴収事務

年金天引きによる特別徴収や普通徴収による的確な保険料確保及び口座振替の推奨や、早期徴収に努めるとともに、目標収納率を定め徴収事務を行うことにより財政の安定化に資する。

#### (1) 令和2・3年度の保険料率（令和2年度改定）

- ① 均等割額      55,100 円    (4,600 円増)
- ② 所得割額      10.38%    (0.81%増)

#### (2) 目標保険料収納率

広域連合において、令和2・3年度の保険料率算定時に用いられた予定保険料収納率を目標保険料収納率に定め、収納事務に努める。

- ① 現年度                      99.30%
- ② 現年度＋滞納繰越        98.70%

#### (3) 予算額

① 歳入（特別会計：後期高齢者医療保険料）	
ア 後期高齢者医療保険料	105,717 千円
(7) 特別徴収保険料（現年度分）	74,002 千円

(イ) 普通徴収保険料（現年度分）	31,715 千円
(ロ) 普通徴収保険料（滞納繰越分）	600 千円

② 歳出（特別会計：徴収経費）

ア 徴収経費	580 千円
--------	--------

## 5 保健事業の推進

(1) 長寿健診の実施・結果の活用

国民健康保険事業の特定健診に合わせて、被保険者を対象とした長寿健診を実施することにより、疾病の早期発見による重症化予防に繋げ、被保険者の健康維持に努める。

- ① 長寿健診の実施（5月・11月の年2回）
- ② 健診関係データ等の調査分析
- ③ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用
- ④ 予算額

ア 歳入（特別会計：雑入）

(イ) 長寿健診補助金	1,712 千円
-------------	----------

イ 歳出（特別会計：保険事業費）

(イ) 健康診査経費（受診見込者数 340 人）	2,289 千円
--------------------------	----------

(2) 健康保持増進に関する教育指導事業

広域連合と連携の下に、重複・頻回受診者に対し訪問のうえ、対象者の個別性に合わせた健康相談及び保健指導を実施する。

- ① 重複・頻回受診者訪問指導の実施
- ② 予算額

ア 歳入（特別会計：受託事業収入）

(イ) 訪問指導事業収入	195 千円
--------------	--------

イ 歳出（特別会計：保険事業費）

(イ) 保健教育指導費（重複頻回・要医療・未受診）	195 千円
---------------------------	--------

(3) 健康診査・疾病予防及び重症化予防に関する事業

- ① 人間ドック利用の助成
- ② 予算額

ア 歳入（特別会計：雑入）

(イ) 雑入（人間ドック等の費用助成）	38 千円
---------------------	-------

イ 歳出（特別会計：健康保持増進事業費）

(イ) 疾病予防費（人間ドック利用補助金 20,000 円／人）	200 千円
----------------------------------	--------

## 6 医療費適正化対策の推進

高齢化等により高齢者の医療費が増大するなか、持続可能な制度運営を図るた

め、次の事業を実施し、一層の事業効果を図る。

(1) 職員などの資質向上

- ① 広域連合が行う研修などへの参加
- ② その他、各種研修会への参加

(2) 医療費分析等の調査・活用

- ① 医療費関係データ等の調査分析
- ② 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

(3) 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く住民に対して後期高齢者医療制度の概要や医療費の実態などの広報活動を実施する。

- ① 町広報誌やホームページを活用した情報提供
- ② パンフレット等の配布